

加西市地域防災計画

(震災対策計画編)

(風水害対策計画編)

(資 料 編)

加西市水防計画

令和7年度

加西市防災会議

加西市水防協議会

風水害対策計画編

目 次

第1章	総 則	1
第1節	目 的	1
第2節	加西市水防計画との関係	1
第3節	防災ビジョン	1
第1	基本理念	1
第2	基本目標	1
第4節	防災計画の種別と内容	2
第5節	防災に関する事務又は業務の大綱	2
第6節	防災計画の修正	2
第7節	兵庫県地域防災計画との関係	2
第8節	防災計画の周知徹底	3
第9節	防災関係機関の業務の大綱	3
第10節	風水害の危険性と被害の特徴	5
第2章	災害予防計画	6
第1節	治水対策推進計画	6
第1	河川水路等整備計画	6
第2	下水道防災整備計画	6
第3	雨水流出制御施策の推進	6
第4	災害対策拠点、防災拠点の指定・整備	6
第2節	重要施設被害軽減計画	8
第1	道路防災計画	8
第2	電力施設対策計画	8
第3	電気通信施設対策計画	9
第4	市施設対策計画	10
第5	立木・街路樹対策計画	10
第3節	防災営農計画	10
第4節	安全避難環境整備計画	11
第5節	水防資機材整備計画	11
第6節	防災行動力向上計画	11
第1	訓練計画	11
第2	調査・研究	13
第7節	地盤災害防止計画	14
第1	宅地災害予防計画	14
第2	災害危険区域防災計画	14
第3	急傾斜地崩壊対策事業計画	14
第4	地すべり防止計画	15
第5	砂防防災計画	15
第6	林地等荒廃防止計画	15
第7	土砂災害警戒区域の災害防止	15
第8節	ため池防災計画	16
第9節	防災用無線局整備計画	16
第10節	鉄道施設防災計画	17

第1 1 節	防災知識普及計画	1 8
第1	住民に対する防災思想の普及	1 8
第2	自主防災組織・自治会等	1 8
第3	園児・児童・生徒	1 9
第4	事業所等	1 9
第5	職員に対する防災教育	1 9
第1 2 節	自主防災組織等整備計画	1 9
第1 3 節	要配慮者予防計画	2 1
第1	基本的事項	2 1
第2	保健・医療・福祉対策	2 2
第3	市外からの来訪者及び外国人への対策	2 4
第3章	災害応急対策計画	2 5
第1 節	防災組織計画	2 5
第1	組織計画	2 5
第2	動員計画	3 1
第2 節	相互応援協力計画	3 6
第1	自治体への応援要請	3 6
第2	自衛隊災害派遣要請計画	3 9
第3	県消防防災ヘリコプター支援要請計画	4 2
第4	民間団体への要請	4 3
第3 節	情報計画	4 5
第1	気象・水防情報収集伝達計画	4 5
第2	災害情報収集伝達計画	4 7
第3	災害通信計画	5 2
第4 節	水防計画	5 3
第5 節	土砂災害対策計画	5 6
第6 節	急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画	5 6
第7 節	農林産業施設応急対策計画	5 6
第8 節	公共土木施設応急対策計画	5 7
第9 節	電気事業災害応急対策計画	5 8
第1 0 節	電気通信事業災害応急対策計画	5 9
第1 1 節	災害放送要請計画	6 1
第1 2 節	広報計画	6 2
第1 3 節	被災者の救助計画	6 4
第1	災害救助法	6 4
第2	避難計画	6 6
第3	医療助産計画	7 6
第4	食料供給計画	7 8
第5	給水計画	8 1
第6	物資供給計画	8 4
第7	住宅対策計画	8 6
第8	被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画	8 8

第14節	警備計画	91
第15節	交通輸送計画	92
第1節	交通応急対策計画	92
第2節	緊急輸送計画	95
第3節	輸送移送計画	95
第16節	感染症対策・保健衛生計画	97
第17節	障害物の除去計画	99
第18節	廃棄物処理計画	100
第19節	市民生活安定のための緊急措置計画	103
第1節	災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金 及び生業資金等貸付計画	103
第2節	被災者生活再建支援制度	103
第3節	農林漁業関係対策	103
第4節	中小企業関係対策	104
第5節	災害義援金品募集配布計画	104
第6節	被災者の生活確保計画	105
第7節	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）	107
第20節	被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付	107
第21節	激甚災害の指定	108
第22節	二次災害防止計画	109
第1節	公共土木施設における二次災害防止対策	109
第2節	農林産業施設における二次災害防止対策	109
第3節	建築物の二次災害防止対策	109
第23節	要配慮者支援対策	109
第1節	高齢者、障がい者等の支援	109
第2節	外国人への情報伝達等	111
第24節	被災者支援のための情報の収集・活用計画	112
第4章	災害復旧計画	112
第5章	災害復興計画	113
第1節	組織の設置	113
第1節	趣旨	113
第2節	内容	113
第2節	復興計画の策定	113
第1節	趣旨	113
第2節	内容	113

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす大規模な風水害に対処するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、加西市防災会議が作成する「加西市地域防災計画」の「風水害対策計画編」として、総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

また、行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等と連携し、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

あわせて、災害対策基本法第8条に規定する障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の「要配慮者」の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

さらに新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第2節 加西市水防計画との関係

「水防計画」に基づく水防組織では、対応できないような風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、本計画により総合的な災害対策を講ずる。

なお、水防計画に基づく水防本部は、災害対策本部に統合し、組織の一元化を図る。

第3節 防災ビジョン

第1 基本理念

市の地域特性や今後の都市として開発動向をふまえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の3点を計画の理念とする。

- 1 「災害に強い加西市」となるようまちづくりを進める。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛える。
- 3 「災害発生時への適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。これらの基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化

- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

第4節 防災計画の種別と内容

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その内容は概ね次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、それを防御し、又は応急救助を行う等災害の拡大を防止するための計画とする。
- 3 災害復旧計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるための対策についての計画とする。

第5節 防災に関する事務又は業務の大綱

- 1 市長は、市の執行機関及び他の地方公共団体及びその他の関係機関の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を処理する。
 - (1) 災害対策の組織の整備及び訓練に関すること。
 - (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
 - (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。
 - (4) 避難指示等に関すること。
 - (5) 水防、消防その他の応急措置に関すること。
 - (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
 - (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
 - (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策並びに社会秩序の維持に関すること。
 - (9) その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
 - (10) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
- 2 公共的団体（関西電力・NTT西日本等）及び消防法に基づく防災上重要な施設の管理者は、次の業務を処理する。
 - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
 - (2) 防災業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。
 - (3) 防災訓練を実施すること。
 - (4) 防災応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材を備蓄又は整備し、その管理・保管に属する防災施設の整備、点検に関すること。
 - (5) 市長の所轄のもとに災害復旧対策を実施し、及び市長の実施する応急処置が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

第6節 防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは速やかに修正する。

第7節 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画編）を基準とするとともに、加西市のみでは対応できないような大災害・広域災害が発生した場合は、加西市地域防災計画のみならず兵庫県地域防災計画・兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定・東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定・播磨広域防災連携協定に基づき、兵庫県及び播磨地域の市町等の防災関係機関との密接な連携のもと、災害応援要請又は支援を行う。

第8節 防災計画の周知徹底

関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災計画を円滑に推進するよう努める。

第9節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿農政局	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの備蓄	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの供給(売却)	
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 小野出張所	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達(指定河川、湖沼、海岸について)水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策	被災公共土木施設(直轄)の復旧
陸上自衛隊 第8高射特科群		1 人命救助及び避難 2 応急対策の支援	
北播磨県民局 加東土木事務所	1 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 市街地再開発の推進(旧防災建築街区の造成を含む) 5 宅地造成等工事規制区域内における宅地と土石の堆積の保全	1 公共土木施設(所管)の応急対策 2 水防警報の発表、伝達並びに水防応急対策	1 被災公共土木施設(所管)の復旧 2 被災住宅に対する災害特別融資 3 災害公営住宅の建設等住宅災害の復旧
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所 加東農林振興事務所	1 農林水産関係施設(所管)の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害予防対策についての推進指導	1 農林水産関係施設の応急対策 2 応急救助用食糧の調達あっせん 3 災害対策用木材の調達あっせん 4 災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	1 被災農林水産関係施設(所管)の復旧 2 被災農林、漁業者に対する災害融資
北播磨県民局 加東健康福祉事務所		1 医療救護 2 感染症、給水等応急保健衛生対策 3 被災地の廃棄物処理対策 4 毒物劇物対策	1 保健衛生関係施設の復旧 2 廃棄物処理施設復旧
加西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難 3 交通応急対策	
加西市消防団	消防力の整備強化	防災活動及び被災者の応急救助	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
N T T 西 日 本 株 式 会 社 (以下「N T T 西 日 本」 という。) 兵 庫 支 店	電 気 通 信 設 備 の 整 備 と 防 災 管 理	1 電 気 通 信 の 疎 通 確 保 と 設 備 の 応 急 対 策 の 実 施 2 災 害 時 に お け る 非 常 緊 急 通 信	被 災 電 気 通 信 設 備 の 災 害 復 旧
北 条 鉄 道 株 式 会 社	鉄 道 施 設 の 整 備 と 防 災 管 理	1 災 害 時 に お け る 緊 急 鉄 道 輸 送 2 鉄 道 施 設 の 災 害 応 急 対 策	被 災 鉄 道 施 設 の 復 旧
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社 社 配 電 営 業 所	電 力 供 給 施 設 の 整 備 と 防 災 管 理	電 力 供 給 施 設 の 応 急 対 策	被 災 電 力 供 給 施 設 の 復 旧
兵 庫 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会 加 西 地 区	ガ ス 供 給 施 設 の 点 検 と 防 災 管 理	ガ ス 供 給 施 設 の 応 急 対 策	被 災 ガ ス 供 給 施 設 の 復 旧
加 西 市 医 師 会		災 害 時 に お け る 医 療 救 護	外 傷 後 ス ト レ ス 障 害 (PTSD) 等 の 被 災 者 へ の 精 神 的、 身 体 的 支 援
兵 庫 県 ト ラ ッ ク 協 会 北 播 支 部		1 災 害 時 に お け る 緊 急 陸 上 運 送 2 緊 急 時 の 無 線 通 信 支 援	
神 姫 バ ス 株 式 会 社 北 条 営 業 所 兵 庫 県 タ ク シ ー 協 会 東 播 支 部		1 災 害 時 に お け る 緊 急 陸 上 輸 送 2 緊 急 時 の 無 線 通 信 支 援 (兵 庫 県 タ ク シ ー 協 会 東 播 支 部 の み)	
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 関 西 支 社 福 崎 高 速 道 路 事 務 所	有 料 道 路 (所 管) の 整 備 と 防 災 管 理	有 料 道 路 (所 管) の 応 急 対 策	
加 西 市 社 会 福 祉 協 議 会	1 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 啓 発 2 ボ ラ ン テ ィ ア の 登 録	1 ボ ラ ン テ ィ ア へ の 応 援 要 請 2 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の コ ー デ ィ ネ ー ト	
加 西 市 教 育 委 員 会		1 教 育 施 設 (所 管) の 応 急 対 策 2 被 災 児 童 生 徒 の 応 急 教 育 対 策	被 災 教 育 施 設 (所 管) の 災 害 復 旧
市 立 加 西 病 院	1 自 衛 消 防 組 織 の 強 化 2 入 院 ・ 通 院 者 の 安 全 対 策 及 び 入 院 者 の 緊 急 連 絡 体 制 の 確 立 3 医 療 機 器 ・ 施 設 の 防 災 管 理		
加 西 市	1 市 の 地 域 に 係 る 災 害 予 防 事 業 の 推 進 2 備 蓄 資 機 材 の 整 備 等	1 災 害 応 急 対 策 の 総 合 連 絡 調 整 及 び 実 施 2 県 に 対 す る 要 望 事 項 の と り ま と め、 災 害 広 報、被 害 者 の 陳 情 に 対 す る 調 整 3 市 の 地 域 に 係 る 応 急 対 策	市 の 所 管 に 属 す る 施 設 等 の 復 旧
北 は り ま 消 防 組 合 加 西 消 防 署	消 防 ・ 予 防 活 動	1 消 防、水 防 活 動 等 2 被 災 者 救 出 ・ 救 助 活 動	

第10節 風水害の危険性と被害の特徴

過去の風水害等の状況を参考に、加西市における防災対策の参考とする。

1 風水害の危険性

(1) 梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに、熱帯低気圧が北上し、前線活動を活発化させ大雨を引き起こす。

(2) 台風による風水害

台風の進行方向に梅雨前線や秋雨前線があるときには、前線北側の寒気と接触し大雨をもたらすことが多い。

2 風水害の被害の特徴

(1) 水害

梅雨前線による豪雨、台風による大雨等があるが、気象状況により雨量が異なる。未改修河川や中小河川の氾濫等による床上、床下浸水、道路や耕地の冠水被害等が考えられる。

(2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいの宅地等は集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、山崎断層周辺で起こりやすい地域がある。斜面崩壊（山崩れ、崖崩れ等）については、基岩の風化が進んだ急斜面の多い地域で発生しやすい。

(3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられる。平均風速30mを超える暴雨は台風によるものが多く、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

加西市における過去20年間の降雨量

(mm)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 17	46.0	80.5	28.5	220.0	51.5	38.5	56.0	75.0	16.0	49.0	90.5	122.0	873.5
平成 18	119.5	139.0	182.5	290.5	73.0	178.0	68.5	70.5	54.5	18.5	46.5	75.5	1,316.5
平成 19	28.5	150.5	129.0	317.0	92.0	53.0	53.5	17.0	45.0	48.0	37.5	69.0	1,040.0
平成 20	128.0	167.0	111.0	139.0	87.0	166.0	81.5	46.0	27.5	35.5	134.0	125.0	1,247.5
平成 21	75.5	70.0	87.0	33.5	205.0	57.5	82.0	133.5	58.5	20.5	100.5	135.5	1,059.0
平成 22	201.0	200.0	298.5	218.5	25.0	126.5	141.5	11.5	64.0	7.0	65.0	23.0	1,381.5
平成 23	89.0	287.0	83.0	107.5	51.5	474.0	157.0	85.5	14.0	26.5	71.5	134.5	1,581.0
平成 24	122.5	55.5	260.5	197.0	48.5	133.5	68.5	98.0	94.5	30.5	58.0	54.0	1,221.0
平成 25	101.5	71.5	189.0	157.0	195.0	414.5	163.5	87.0	80.5	29.0	30.5	130.0	1,649.0
平成 26	72.0	75.5	80.5	111.5	268.0	60.5	185.5	60.5	66.5	91.0	27.5	138.0	1,237.0
平成 27	144.0	96.0	211.0	372.0	220.0	169.0	48.0	132.0	106.0	60.0	81.0	75.0	1,714.0
平成 28	227.0	158.0	261.0	131.0	101.0	457.0	77.0	61.0	92.0	36.0	43.0	39.0	1,683.0
平成 29	161.0	60.0	164.0	123.0	129.0	189.0	356.0	39.0	28.0	43.0	45.0	178.0	1,515.0
平成 30	131.0	165.0	186.0	412.0	104.0	383.0	54.0	3.0	73.0	22.0	53.0	81.0	1,667.0
令和元	140.0	64.0	170.0	137.0	250.0	108.0	139.0	11.0	60.0	53.0	52.0	140.0	1,324.0
令和2	150.0	68.0	257.0	128.0	2.0	128.0	90.0	51.0	13.0	55.0	43.0	122.0	1,107.0
令和3	124.0	186.0	140.0	249.0	289.0	130.0	32.0	89.0	35.0	13.0	14.0	12.0	1,313.0
令和4	67.0	72.0	108.0	197.0	188.0	171.0	96.0	99.0	16.0	38.0	36.0	99.0	1,187.0
令和5	188.0	258.0	206.5	111.0	152.0	101.5	45.0	107.0	34.5	23.5	100.0	160.0	1,487.0
令和6	157.5	221.5	235.5	131.0	183.5	2.5	185.0	138.0	3.5	17.0	14.0	112.5	1,401.5

(～H26 消防署、H27～加西観測所)

第2章 災害予防計画

第1節 治水対策推進計画

第1 河川水路等整備計画

この計画は、水害による災害を予防するため必要な河川の改良整備に関する計画である。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課・建築課〕

- 1 一級河川改修事業（加東土木事務所）
河川流域を水害等から防御するため必要な築堤、護岸工事等を早急に完了するものとする。
- 2 河川改良事業（加西市）
本市の支弁河川の大半は、原始的蛇行河川であり、そのため緊急を要する河川より改良、維持及び改修を実施する。
- 3 水路整備事業（加西市）
排水路の整備については、下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も十分配慮して順次実施する。
- 4 河川改良状況（資料編 表-1 P1）

第2 下水道防災整備計画

処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、風水害等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

- 1 処理場・ポンプ場施設等
電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- 2 管路施設
定期的にパトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能保全を図る。
- 3 雨水排除
雨水排除については、浸水発生のおそれのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。
また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

第3 雨水流出制御施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節地の整備に努める。

また、市道の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り雨水対策に配慮する。

第4 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食糧等の常備などの対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段や重要なデータの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

また、能登半島地震において上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに鑑み、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等を検討し、代替水源の確保に努める。

2 災害対策拠点の整備・運用

市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

3 地域防災拠点の指定

鶉野防災倉庫、加西市防災センターを地域防災拠点に指定し、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動に関する訓練・教育拠点、広域避難場所、物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。

4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

各地区の小・中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、周辺住民の避難場所として位置づける。

5 広域避難場所の指定

加西市防災センター、丸山総合公園（市民グラウンド含む。）、アラジスタジアム（加西球場）、いこいの村はりま、玉丘史跡公園、鶉野飛行場跡地、青野運動公苑及びイオン加西北条店駐車場を広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地等として位置づける。

6 避難場所の整備、充実、PR

各避難場所においては、避難場所周囲の植樹、飲料水兼用貯水槽の設置、避難場所内建築物の不燃化・耐震化、ヘリポートの設置等、各避難場所の位置づけに応じた施設の整備、充実に努めるとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者にもやさしい工法の採用に努める。また、避難場所であることの看板の設置等PRに努める。市は、感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携を図るとともに、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用の検討に努めるものとする。

また、地域の実情を踏まえ、車中泊避難を受入れる地域にあつては、適切な受け入れ体制を整備するものとする。

【指定緊急避難場所】

名 称	所 在 地	T E L	名 称	所 在 地	T E L
北条小学校	北条町北条 1274	42-0062	泉小学校	殿原町 54	44-0029
北条東小学校	北条町西高室 595-2	42-5052	北条中学校	北条町北条 618	42-6300
富田小学校	窪田町 22	42-0262	善防中学校	両月町 484-2	48-2188
賀茂小学校	福住町 840	46-0010	加西中学校	上宮木町 524	49-0200
下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	泉中学校	満久町 685-11	45-0151
九会小学校	中野町 5	49-0009	北条高等学校	段下町 847-5	48-2311
富合小学校	別府町 2664-2	47-0006	播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	42-1050
宇仁小学校	田谷町 784	45-0017	北部公民館	満久町 233-10	45-0103
日吉小学校	和泉町 56	45-0019	南部公民館	上宮木町 524-2	49-0041
西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643

整備内容

年次計画を策定し、計画的に整備を進めるとともに、県立高等学校については、防災拠点としての施設整備について要望する。

- 周囲の植樹 ○ 飲料水兼用貯水槽の設置 ○ 建築物の不燃化、耐震化
○ 案内看板の設置 ○ その他

【広域避難場所】

- 加西市防災センター ○ 丸山総合公園（市民グラウンド含む）
○ アラジスタジアム（加西球場） ○ いこいの村はりま ○ 玉丘史跡公園
○ 鶉野飛行場跡地 ○ 青野運動公苑 ○ イオン加西北条店駐車場

整備内容

年次計画をたてながら、計画的に整備を進める。

- ヘリポートの設置 ○ 物資備蓄基地 ○ 仮設住宅建設用 ○ その他

第2節 重要施設被害軽減計画

第1 道路防災計画

1 県・市道の整備計画

(1) 道路の舗装等

降雨時の道路の排水に努めるとともに、河川沿いの道路については浸食を防止するため、舗装、擁壁工等を施工し交通の確保を図る。

(2) 崩土及び落石防止

降雨による崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

(3) 橋梁の架替え

防災上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替え整備を推進する。

2 予防計画

(1) 平時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見に努める。

(2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、地すべり・山地崩壊・落石危険箇所を重点的にパトロールし、異常の早期発見、早期復旧に努める。

3 中国自動車道

(1) 平時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見、早期補修に努める。

(2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、危険箇所を、重点的にパトロールを行い、異常の早期発見、早期復旧に努める。

第2 電力施設対策計画

1 災害発生の子知について気象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

(1) 気象用レーダーによる気象情報の把握

(2) ロボット雨量計による雨量情報の把握

2 災害発生の子防について恒久的設備計画及び応急対策計画に関し、次の対策を推進する。

(1) 台風、集中豪雨対策

① 送電設備

主要幹線に関する鉄塔等の基礎調査と補強の推進

② 配電設備

電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分配慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(2) 落雷対策

① 変電設備

ア 耐雷遮へい、避雷器の重点配置、定期更新実施

イ 重要系統保護継電装置の強化

② 送電設備

雷害対策工事による設備強化

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(3) 雪害対策

① 送電設備

小規模送電線の雪害対策の実施及び鉄道横断等重点箇所の対策強化

② 配電設備

難着雪電線の使用、保護網設備の取付け等により対処する。

(4) 通信設備の確保

① 重要回線の回線構成、切替えによる応急連絡の確保

② 予備電源の強化整備

③ 市との連絡回線の確保

3 漏電による出火の防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進して、漏電による出火事故を未然に防止するため、次の具体的事項について災害発生時における特別強化措置を含む積極的対策を実施する。

- (1) 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- (2) 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- (3) 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進

4 公衆災害、二次災害の予防に関する事項

公衆災害、二次災害を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 各種PR・機関講習会を通じたの予防啓発の実施
- (2) 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立

第3 電気通信施設対策計画

[実施担当機関：NTT西日本兵庫支店]

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

(1) 建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 電力設備

- ① 停電対策用予備エンジンの設置、設備及び長時間容量蓄電池の設置。
- ② 電力用各種装置の災害対策の整備充実。

(3) 通信設備

- ① とう道（共同溝を含む）網の拡充
- ② 通信ケーブルの地中化を推進
- ③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- ④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進
- ⑤ 主要な伝送路を多ルート構成又はループ化
- ⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

- ① 可搬型無線機（TZ-403D）
- ② 可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
- ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
- ④ 排水ポンプ

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

(1) 演習の種類

- ① 災害対策情報伝達演習
- ② 災害復旧演習
- ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

第4 市施設対策計画

市の施設については、排水溝の定期清掃の実施、重要施設・設備の浸水対策の実施及び資機材の備蓄、点検等の耐災性能の維持、強化を図る。

第5 立木・街路樹対策計画

立木・街路樹が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀を壊す場合も多いことから、枝おろし等の手入れや措置を講ずるとともに防災関係機関に要請する。

第3節 防災営農計画

1 農業用施設整備

本市の農業用施設は全般的に老朽化したものが多く、また畦畔、護岸等が崩壊・陥没しやすい状態にあることから、町及び営農組合等との連絡を密にし、通水排水能力を確保できるように維持管理に努めるとともに、従来の用水・配水系等を整理統合し、水路・井堰・樋門等を恒久化するよう年次計画に基づき推進する。

2 農作物体型の改善

水稻栽培における早生、中生、晩生種の均等導入普及と栽培技術の指導徹底を図り、異常気象による被害を最小限に食い止める。野菜・果樹・園芸作物の防災処置として災害後の代作について栽培技術の普及指導を行う。

3 種苗の確保

各農家・営農組合ごとに災害に備えて「予備苗の準備、種子の一割備蓄」を徹底するよう啓発・普及に努める。

4 農業用資材の確保

農業用資材の農業協同組合・系統機関及び市内各販売店における在庫調査と搬送方法の計画を立て、災害に備えて確保を図る。

5 病虫害の防除

- (1) 病虫害異常発生の蔓延を防止するため、農薬土壌消毒剤の散布の徹底を図るよう普及指導を行う。
- (2) 管内農業協同組合並びに各農家・営農組合所有の防除器具の状況を把握し、その配備計画を立てる。

6 被害の軽減

平時から次の事項について、周知に努める。

(1) 水稻

- ① できる限り深水とし、倒伏防止を図る。
- ② 倒伏したものは、排水後速やかに刈り取り、乾燥処理を行う。
- ③ 穂発芽したものは、排水後速やかに脱穀し、十分に乾燥を行う。

(2) 畑作

- ① 播種直後のものは、豪雨により種子が流されないよう措置する。
- ② ビニールハウス・ガラス温室は、ハウス内に風が入り込まないよう防風措置する。
- ③ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ④ つる性のものは、つり下げを行い自這方式とする。
- ⑤ 事後処理として速やかに薬剤散布を行い、損傷の回復を図る。
- ⑥ 輪作体系を確立し、万一損傷が甚だしいときは、後作対策を確立する。
- ⑦ 市は、これらに必要な種苗、農薬、資材の確保に努める。

(3) 果樹類

- ① 柵付設園は、柵、枝等の補強措置をとる。
- ② 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ③ 柵付設園以外の果樹等については、幹や枝の折れないように支柱の処理をする。
- ④ 事後処理として、病虫害発生予防等のため、薬剤散布を行う。

第4節 安全避難環境整備計画

1 避難誘導體制の整備

(1) 避難判断基準等の確立

台風、豪雨、長雨等により浸水の危険性が高い地域の把握に努め、地域住民・自主防災組織等との連携により適切な避難誘導を行うに当たり、避難指示等を適切に発令するため、判断基準等の確立を図る。

(2) 危険地域への重点計画

市域の中の河川沿いや急斜面沿いの地域等、あらかじめ予想できる危険地域を対象として「避難指示等」の伝達に関する体制等を重点とする計画を策定する。

また、市は、関係機関及び地域における市民・自主防災組織・事業所等のそれぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難活動を行えるように備える。

2 避難所の整備

被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に避難所が一時的な生活の本拠地となるものとして、市は必要な施設、設備の強化に努める。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。避難所の施設・設備の整備に当たっては、要配慮者にも十分配慮することとする。

3 マイ避難カードの普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第5節 水防資機材整備計画

1 水防倉庫の位置

水防地区	名称	所在地	管理責任者名
加西消防署内	水防倉庫	加西市北条町東高室 993-1	加西消防署長
加西消防署 加西北出張所内	加西北出張所 水防倉庫	加西市満久町 220	加西北出張所長

2 災害救助物資備蓄等数量 (資料編 表-10 P24)

第6節 防災行動力向上計画

第1 訓練計画

この計画は、関係機関の協力を得て防災業務に従事する職員に必要な訓練を実施し、各種災害に対応した被災者の救援、救護等を中心に防災知識・技能の習得及び防災機関等の応援体制の確立並びに市民への防災に関する協力と理解を求め、もって防災思想の普及向上を図るためのものである。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 総合訓練

(1) 実施時期

台風、梅雨等による大雨（線状降水帯）に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、防災関係機関と協議して決定する。

(2) 実施場所

市内で総合訓練に適した場所を、防災関係機関と協議して決定する。

(3) 実施要領

① 参加機関

兵庫県、加西市、防災関係機関、住民、自治会、自主防災組織、小・中学校、幼保施設、消防署・消防団、市医師会、民間協力団体・企業、アマチュア無線家（クラブ）、社会福祉協議会、運送・輸送会社等

② 訓練想定

参加機関相互の連携及び参加者の対応能力の向上が図れるよう、実践的な想定内容を防災関係機関と協議して決定する。

③ 訓練項目

- ア 非常召集訓練
- イ 災害対策本部設置訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 情報収集訓練
- オ 情報伝達・通信訓練
- カ 初期消火訓練
- キ 広報訓練
- ク 避難誘導訓練
- ケ 応急救護訓練
- コ 救出救護訓練
- サ 道路障害物除去訓練
- シ 救援物資輸送訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 仮設住宅建設訓練
- ソ 各種復旧訓練
- タ 炊き出し訓練

2 水防訓練

(1) 実施時期

台風・梅雨等に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、防災関係機関と協議して決定する。

(2) 実施場所

水防訓練に適した場所を、防災関係機関と協議して決定する。

(3) 実施要領

① 参加機関

消防署、消防団、自治会・自主防災組織、その他

② 訓練項目

- ア 水防訓練
- イ 非常召集及び部隊編成訓練
- ウ 情報収集訓練
- エ 情報伝達・通信訓練
- オ 広報訓練
- カ 避難誘導訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 道路障害物除去訓練
- ケ 各種復旧訓練

コ その他

3 職員の参集訓練

職員の本部、地区連絡所、避難場所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。訓練の実施に当たっては災害の想定を行い、道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするようにし、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に努める。

- (1) 実施時期
別途連絡
- (2) 訓練項目
 - ① 非常連絡訓練
 - ② 非常参集訓練
 - ③ 指令伝達訓練
 - ④ 本部・地区連絡所・避難所開設、運営訓練

4 通信連絡訓練

有線通信の不通・困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

- (1) 訓練項目
 - ① 通信連絡訓練
 - ② 非常無線通信訓練
 - ③ 衛星通信、無線交信訓練
- (2) 実施事項
 - ① 災害に関する予・警報の通知伝達
 - ② 被害状況報告
 - ③ 災害応急措置についての報告

5 自衛隊応援要請訓練

災害時において、円滑に自衛隊への応援要請が円滑かつ迅速に行えるように、自衛隊の協力を得て実施する。

- (1) 訓練時期
自衛隊と協議して決定する。
- (2) 訓練項目
 - ① 応援要請訓練
 - ② ヘリポートの開設訓練
 - ③ 自衛隊受入訓練

第2 調査・研究

1 大雨・台風等の自然災害による被害に関する過去の災害記録を行い、被害の想定や降雨特性等に関する調査の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況の進展に合わせて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

2 調査研究事項

- (1) 災害想定
- (2) 災害特質と最近の傾向
- (3) サイズミックマイクロゾーニング
風水害が発生した場合には、浸水状況、浸水原因等を市民アンケートにより調査し、危険区域の把握に努める。
- (4) 洪水ハザードマップ
水防法に基づく洪水ハザードマップに加え、CGハザードマップを利用し、浸水被害を少しでも軽減できるよう市民に対して情報提供に努める。
- (5) 地域防災計画への反映
以上及び他の防災機関による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

3 雨量観測所の位置

観測所名称	所在地	管理者
北条	加西市北条町黒駒	国土交通省 姫路河川国道事務所
加西	加西市北条町横尾	兵庫県 加東土木事務所
中野	加西市中野町	兵庫県 加東土木事務所
加西市役所	加西市北条町横尾	加西市 (H31～)
糶屋ダム畑分水工	加西市畑町	加西市 (R5～)
善防中学校	加西市両月町	加西市 (H29～)
加西中学校	加西市上宮木町	加西市 (H31～)
泉中学校	加西市満久町	加西市 (H29～)

第7節 地盤災害防止計画

第1 宅地災害予防計画

1 宅地造成等工事規制区域の指定

加西市における宅地造成等工事規制区域の指定状況は「加西市の宅地造成等工事規制区域の指定状況（資料編 表-7 P10）」のとおり。

2 宅地造成等工事規制区域に対する措置

宅地造成及び特定盛土規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域の指定を受け、許可により宅地造成等工事に対する指導を行うものとする。適宜、巡視点検を実施し、無許可宅地造成等工事が行われることのないようにするとともに、危険な宅地、土石の堆積の発見及びそれらに対する勧告、改善命令等の必要な措置を講ずる。また、許可を受け、造成中の宅地及び土石の堆積については、工事の進捗状況に応じた適切な防災措置が実施されるように指導する。

3 既成宅地に対する措置

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に安全義務が課せられている。もつとも危険な梅雨期及び台風期に対処するため、平時より防災パトロールを実施し、市内の危険宅地警戒箇所の状況を把握するとともに、必要な防災措置を指導する。

第2 災害危険区域防災計画

この計画は、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が特に著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対して警戒を促し、建築の禁止・制限を行い、災害の未然防止に努めるためのものである。

加西市においては、災害危険区域の指定はされていないが、今後とも災害の危険の著しいと認められる地域については適宜指定を検討する。

第3 急傾斜地崩壊対策事業計画

この計画は、集中豪雨・台風等により崖崩れの危険性が高い、急峻な地形をなし不安定な地殻構造、地質条件の箇所付近の、人的・物的被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるためのものである。

1 防止計画

(1) 危険箇所のパトロール

平時から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、地域住民に対する崖崩れの危険についての周知徹底と防災意識の普及を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進

危険度の高い急傾斜地の指定の促進を図る。

(3) 危険箇所崩壊防止工事

特に危険度が高く、保全人家個数の多い箇所から計画的に急傾斜地崩壊防止工事を行い、災害未然防止に努める。

2 危険箇所及び危険区域指定状況 (資料編 表-3 P4)

第4 地すべり防止計画

この計画は、台風、大雨等による地すべりを未然に防止するためのものである。

1 防止計画

危険箇所を巡視するとともに、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

2 防止事業計画

台風、大雨等により危険なときは、次の措置を講ずる。

- (1) 気象情報等に注意し、山崎断層周辺及び管内危険箇所のパトロールを行う。
- (2) 応急資材を準備する。
- (3) 地すべりの危険が予想されるときは、付近住民を事前に定められた場所に避難誘導する。

3 地すべり危険箇所 (資料編 表-4 P7)

第5 砂防防災計画

この計画は、豪雨時に山地の谷合いの集落を、土石流の人的、物的被害から守るため、改良整備を図るものである。

1 本市の降雨の傾向は、集中的、局地的な豪雨が多く、土石流による被害が予想される。このような状況に対処するため、土石流対策としてダム工、流路工を重点的に実施する。

2 土石流危険溪流箇所 (資料編 表-2 P1)

第6 林地等荒廃防止計画

この計画は、山腹崩壊、崩壊土砂流出及び山火事を未然に防止するためのものである。

1 予防計画

- (1) 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者の指導を行う。
- (2) 森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、林材の育成を助長し、地すべり、山地崩壊による災害の発生を防止する。
- (3) 消防署と連携のもと、山火事の防止に努めるとともに、山火事防止について広く市民に対し周知徹底を図る。
- (4) 台風、豪雨、及び長雨等による地盤のゆるみが予想されるときは、次の措置を講じる。
 - ① 気象情報等に注意し、管内危険箇所のパトロールを行う。
 - ② 応急資材を準備する。
 - ③ 山地崩壊等が予想されるときは、あらかじめ定められた場所に避難誘導する。

2 山地に関する防災事業は、年次計画を立て計画的に実施する。

- (1) 治山・治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図る。
- (2) 地表の安定を図るため、無立木地には肥料木を植栽する。
- (3) 崩壊防止のため、山脚の安定、溪流勾配の緩和を図り得るような工法に努める。

3 山地災害危険地区一覧表 (資料編 表-6 P8)

第7 土砂災害警戒区域の災害防止

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された土砂災害警戒区域ごとに次の項目について本計画に定める。

また、警戒避難体制の充実を図るため、市広報、ホームページ、防災ハザードマップ等を通じて住民への周知を図るとともに、区域内で新たな住宅建築が計画された場合、建築主にその危険性を十分に説明する。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難、救助その他警戒区域内における土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所等の指定に関する事項
- 4 防災ハザードマップを活用するとともに、土砂災害の危険区域等から避難するなどの実践的な訓練の実施に関する事項

- 5 社会福祉施設、学校など主に災害時に配慮を要する者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地とその利用者への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- 6 土砂災害特別警戒区域等 (資料編 表-8 P10)

第8節 ため池防災計画

この計画は、台風及び集中豪雨に起因する、ため池の決壊等による災害を予防するためのものである。

1 体制整備

農家、ため池管理者とともにため池管理上必要な知識及び応急措置方法等の習得に努め、防災体制の整備を図る。

2 ため池管理

台風・大雨・長雨等により、危険なときは次の措置を講ずる。

- (1) 気象情報に注意し、それぞれのため池に管理者を配置させる。
- (2) 日雨量 80 mm以上、時間雨量 20 mm以上の降雨がある場合、加西市担当職員等をもって防災重点農業用ため池を重点に巡視を行う。
- (3) 応急資材(土嚢、防水シート、杭、縄等)を準備する。
- (4) 洪水吐の小さな池で危険が予想されるときは、取水施設等を利用し水位の低下を図る。
- (5) 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (6) 市は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、防災ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。
- (7) ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第9節 防災用無線局整備計画

1 兵庫衛星通信ネットワーク

このネットワークは、衛星回線を通じて電話・FAX・映像伝達等が可能であり、兵庫県庁、県地方機関、市町、各消防等を接続し防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。

(1) 気象情報の受信

気象情報(注意報・警報等)は、神戸地方気象台から順次兵庫県危機管理部災害対策課を経由して発信されており、気象変化、災害危険予想に今後一層活用する。

(2) 操作技術の向上

災害時、特に電気通信が不通となった場合に即時に対応できるよう、定期的に研修を行うとともに、平素から県・他市町との連絡等において活用し、通話・通信技術の向上を図る。

(3) 点検・整備計画

災害時に即使用できるよう点検を行い、異常発見時には兵庫県危機管理部災害対策課に依頼し、整備を行い非常時に備える。

2 防災無線

(1) 防災無線整備状況 (資料編 表-11 P26)

(2) 防災無線整備計画

過去の災害の事例や経験等に基づき、陸上移動局等の増設を検討し、一層の防災・救助体制の強化に努める。

3 加西市情報伝達システム

防災アプリ(かさいライフナビ等)(以下、「かさいライフナビ等」という)を活用し、スマートフォンやタブレット端末を主体とした情報伝達システムの普及を促進し、市民への防災情報及び行政情報を迅速かつ効率的に伝達する。

4 災害時非常通信体制の充実強化

通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用した機器の整備、活用に努める。

5 市民・企業等の協力

アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送業者（協会）等との協定により無線通信の確保を進めているところであるが、今後一層の協定締結を推進し、無線通信の確保に努める。

また、協定を締結したアマチュア無線家（クラブ）等の協力のもと連絡協議会を開催し、非常通信の協力要請の方法、運用方法等について綿密な協議を行うとともに、無線訓練を行い、災害時に円滑かつ迅速に対応できるよう努める。

第10節 鉄道施設防災計画

1 災害を予防するため概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良

2 運転規制

北条鉄道株式会社は、異常気象時には、災害の発生を未然に防止することから、次により運転規制を行う。

(1) 強風

鉄道部長は風速が15m/秒以上になったと認めるとき、又は危険と認める場合は、次の取扱いを行う。

- ① 突風等のため列車の運転が危険であると認めたときは、状況に応じて列車の出発を見合わせる。
- ② 留置してある車両に対しては厳重にその転動を防止する手配を行う。

(2) 暴風雨

列車が運転している最中に暴風雨に遭遇し、列車が危険であると認めたときは、なるべく安全な場所に停止する。

(3) 豪雨

鉄道部長は降雨が次の量になったときは、状況に応じ運転中止又は運転規制を行う。

- ① 雨量が1時間に20mm以上となったとき。
- ② 連続雨量が150mm以上となったとき。
- ③ 連続雨量が100mm以上でしかも1時間の降雨量が10mm以上となったとき。

(注) 連続雨量とは、降り始めてから降りやむまでの降雨量をいうが、途中の中断が12時間以内の時は連続降雨量とみなす。

第 1 1 節 防災知識普及計画

この計画は、地域住民に対する防災知識の普及を図るとともに、災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、防災体制の確立を図るためのものである。

第 1 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、下記の方法等により防災広報に努める。

1 防災の心得

(1) 平時の心得

- ① 地域における災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検、屋内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防方法
- ⑤ 避難方法の習得
- ⑥ 応急救護の方法
- ⑦ 備蓄品の把握及び非常持出品の準備
- ⑧ 地域ぐるみでの防災体制の確立

(2) 災害発生時の心得

- ① 防災関係機関及び地域住民への情報の伝達系統の明確化・周知
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 周辺地域の被災状況の把握
- ④ 地域ぐるみでの救出・避難活動の実施
- ⑤ テレビ・ラジオ等による情報の収集

2 防災知識の普及

(1) 各種行事による防災知識の普及

防災の日、国民安全の日、ひょうご安全の日等に講演、映画、講習等の行事を通じて一般住民に広く普及する。

(2) 広報誌等による防災知識の普及

市発行誌、広報かさい等に防災関係事項を随時掲載して地域内の住民に防災意識の高揚を図るとともに、防災ハザードマップ、パンフレット等により知識の普及に努める。

(3) 広報車の巡回による防災知識の普及

台風・集中豪雨発生時期等において、広報設備を有する車両等によって地域内を巡回し、広く一般住民に災害予防についての啓発を行う。

(4) 標語、図画、作文等の募集による普及

児童、生徒及び一般住民から広く募集し、防災意識の高揚を図る。

第 2 自主防災組織・自治会等

市防災部局は、消防署及び防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織・自治会に対する防災知識の普及に努める。

- 1 各町区長等に対して自主防災対策マニュアルを作成・配布し、防災知識の普及に努める。
- 2 災害危険箇所の把握、避難経路の選定等、自主防災組織・自治会等と共同で実施し、地域特性に応じた防災ハザードマップの作成及び要配慮者の把握に努めるとともに、作業を通じて防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。
- 3 防災関係機関の協力を得て、研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織の交流強化を図る。
- 4 警察、関西電力、NTT西日本等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

第3 園児・児童・生徒

教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒に対して、次のとおり防災知識の普及に努める。

- 1 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、理解容易で効果的な防災教育を段階的かつ計画的に進める。
- 2 幼保施設、小・中学校を単位とする実践的な訓練を定期的実施する。

第4 事業所等

消防署は、防災対策上特に注意を要する施設や病院、福祉施設並びに大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する市内施設等市内事業者の防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。また、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

災害応急対策の成否は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるため、研修・講演会・現地調査等の手段をもって職員の防災知識の周知徹底を図る。

- 1 新任研修
防災課は、新たに市職員として採用された者に対して、防災に関する新任研修を実施する。研修は通常の新規採用職員の研修の一項目として行う。
- 2 その他の研修、講習会
その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第12節 自主防災組織等整備計画

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要であることから、自主的かつ組織的な防災活動の育成に努め、また、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害・事故等に備えるための計画である。

1 地区防災計画の策定等

自治会及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

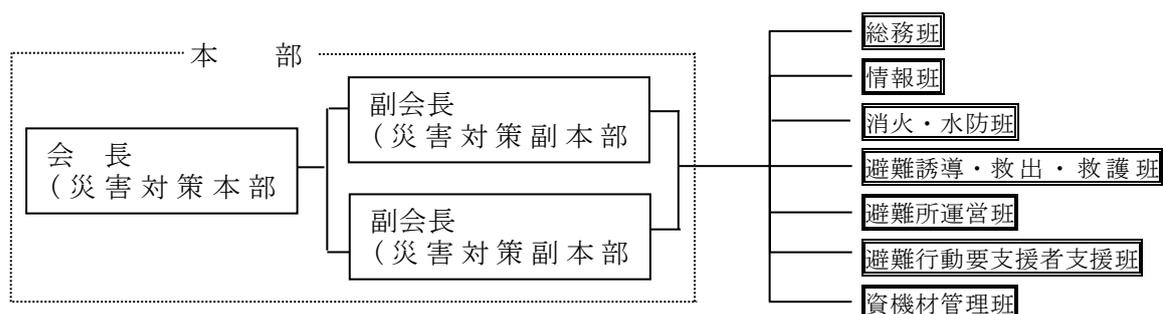
市は、加西市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加西市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

2 住民による自主防災組織

(1) 組織

地域住民は、地域自治会の活動の一環として防災部等を設けるなど、日頃から防災知識の普及、防災訓練等を行い、自主防災組織の育成・強化に努める。なお、組織づくりは地域の特性に対応したものであることが原則であるが、概ね次を基本とする。

① 組織構成



② 本部・各班の任務

<p>本 部</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般統制 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班の指揮統制
<p>総務班</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災研修、訓練の計画立案（消防署・消防団等との調整） ・防災関係機関との事前調整 ・広報活動（住民へのチラシの発行、講演会等の開催） ・タイムラインの作成 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体調整 ・防災関係機関との調整及び情報提供 ・被害状況の迅速かつ的確な掌握及び対応
<p>情報班</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握要領の確立 ・防災関係機関への情報伝達要領の確立 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動への協力の呼びかけ ・市、住民等からの被害状況の把握と集約 ・避難指示など防災関係機関からの重要な情報の住民への伝達
<p>消火・水防班</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火機材の操作方法の習熟 ・用具、資機材等の点検整備 ・消火訓練、土のうづくり訓練の計画立案（消防署・消防団との調整） <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、消火器等による初期消火（消防署、消防団の指示に従った行動） ・浸水箇所の土のうによる応急処置 ・防犯見回りの実施
<p>避難誘導・救助・救護班</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、地域内の危険箇所、集合場所の把握及び安全点検 ・地域の要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）の支援要領の確立 ・負傷者の救出や搬送要領の確立 ・要配慮者の避難誘導要領の確立 ・救出用具や救急用品の整備 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難開始決定のための情報収集と防災関係機関及び住民への提供 ・要配慮者の安全確認及び避難誘導 ・地域の負傷者の発生状況の把握 ・負傷者の救出、医療機関等への搬送等の救護活動
<p>避難所運営班</p>	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難所の運営要領及び地域で行う給食給水、救援物資の配布要領の確立 ・炊き出し及び給水用資機材の点検・整備 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難所の運営 ・炊き出し、給水活動、救援物資の配布 ・災害ボランティアニーズの把握 ・高齢者、障がい者、外国人等へのケア ・状況により指定避難所の支援

避難行動要支援者班	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・個別避難計画の作成 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導・救出・救護班と連携し、避難行動要支援者の避難誘導
資機材管理班	<p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の調達・点検・管理 ・資機材の使用方法の確認 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の配分及び不足分の調達

(2) 育成・強化の促進

① 組織の育成

地域住民に対し組織の必要性、防災知識・防災思想の普及について積極的かつ計画的に広報活動、映画・ビデオ等を活用し育成を図るとともに、女性や若者の地域防災活動への参画を促進し地域防災リーダーの育成を行う。また、防災関係機関の協力を得て、活動・訓練についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

② 自主防災組織への助成

自主防災組織の運営を円滑にするため、「加西市自主防災組織補助金等交付要綱」及び「加西市消防防災施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、各種訓練及び資機材の整備に必要な費用を補助する。また、自主防災組織における土嚢の備蓄を図っていく。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動を実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。また、地域内に社会福祉施設等の要配慮者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、災害時の介護・避難の援助、所有食料・備蓄物資の提供等を骨格とする相互応援協定を締結するよう推進する。

④ 市民救命士の育成

市民に対し、救命に対する知識習得の重要性の啓発に努めるとともに、講習により市民救命士の育成を図る。

第13節 要配慮者予防計画

この計画は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人等で避難の際に何らかの介助支援を必要とする者は、災害発生時において被害を受ける可能性が高いため、「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置づけ、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、必要な措置、指導等を行い、地域ぐるみでの支援体制の確立を図るための計画である。

第1 基本的事項

「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るため、安全な場所に避難するために支援を必要とする者をいう。このような観点から、高齢者、障がい者、乳幼児のほか、妊産婦や日本語に不慣れな外国人、加西市の地理に不案内な市外からの来訪者等が想定される。また、その中で自力避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する人を「避難行動要支援者」として想定し、以下のような基本的な考え方に基づき、災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- 1 地域住民は、避難行動要支援者の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から配慮する。
- 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努める。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な資機材の確保に留意する。
- 5 市は、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、障がい者や要介護高齢者等の避難行動要支援者の実態を把握するとともに、平時から地域住民との連携を図れるよう配慮する。

- 6 市は、介助を必要とする避難行動に対して、避難行動要支援者と健常者との共生に配慮しながら、総合的な立場からの指導を推進する。

第2 保健・医療・福祉対策

1 福祉のまちづくり

支援体制づくりを実現するため、市民相互の連携はもとより、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

あわせて、高齢者、障がい者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備に当たっては、関係方面の協力を求め、住みよく行動しやすいまちづくりを推進する。

2 災害時の保健医療福祉対策

(1) 策定の趣旨

災害発生時において、保健・医療・福祉の諸対策が関係機関・団体等の連携のもとで、迅速かつ効果的に展開できるよう、住民一人ひとりが自分の命・健康を守るセルフケアを基本に据えた地域保健のシステムを構築することを目標とする。

(2) 行政の取り組み

行政は、災害発生時において、要配慮者（避難行動要支援者）の避難が確実に達成されるとともに、適切な支援が図れるよう、関係機関・団体等の連携の構築を図る。

また、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から自力での避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておく。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を関係部局で共有するとともに、本人の同意を得て、自治会（自主防災組織）、民生委員、消防署、社会福祉協議会等に提供し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。また、自治会（自主防災組織）は地域における支援体制の整備に努め、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど避難に係る個別避難計画の策定に取り組む。

さらに、避難行動要支援者の身体状況等によって通常の避難所では対応できない場合に備えて福祉避難所等の確保に努める。

(3) コミュニティを基盤とした住民主体の取り組みの推進

① 防災に関する学習等の充実

市民の防災意識の普及・高揚や指導者の育成を図るため、県や教育機関等とも連携を密にし、防災学習や各種啓発活動を推進する。

② 自主防災組織等の育成

自分の命・自分のまちは自分が守るということを基本に、平時から地域・家庭・職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的・実践的な活動を支援し、ネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。また、あったか班長と自主防災組織・自治会等との連携を強化し、平素からの見守り活動と支援体制の整備に努める。

(4) 見守り活動と支援体制の整備

① 友愛訪問活動

ア あったか班長・隣保長

月一回、各隣保の見守り活動を行い、日頃から障がい者・虚弱者等を把握し、保健福祉サービスの提供や相談が必要な人を民生委員に連絡する。

イ 民生委員

あったか班長・隣保長の連絡により、個別訪問を実施する。必要な場合は地域包括支援センター又は一時相談窓口へ連絡する。

ウ 地域包括支援センター

情報提供及び必要に応じて要配慮者（避難行動要支援者）に対し市内訪問介護事業所に対し、訪問介護員の派遣を要請する。

② いきいき委員会

緊急時に備え、あったか班長が自分の受け持ちの隣保の状況を自主防災組織の役員への情報提供に努めるとともに、避難誘導・搬送の訓練を実施するなど、自主防災組織とともに防災意識の高揚に努める。

③ はつらつ委員会

保健師等の参加を得て、地域の保健福祉問題の検討を行うとともに、助け合いのまちづくり、かかりつけ医師の普及について啓発に努める。

3 防災知識の普及・啓発

災害関係機関は、要配慮者（避難行動要支援者）も参加した訓練の実施や、研修会を通じた防災知識の普及・啓発や支援に必要な人材の育成に努めるものとする。

4 緊急通報システムの活用

在宅の要配慮者（避難行動要支援者）のため、緊急通報システムの活用を図るとともに、正しい使い方について指導を行う。

5 市民へのPRの徹底

「広報かさい」、かさいライフナビ、市のホームページ等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対する防災について指導・PRの徹底を図る。

6 障がい者への情報伝達体制の整備

通常の声、言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

7 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

市は、要配慮者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合には、指導・助言を行うこととする。また、避難訓練についても、水害、土砂災害を含む避難訓練を定期的実施できない場合には、指導助言を行う。

8 要配慮者利用施設の避難確保計画策定

土砂災害警戒区域内又は浸水区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害又は水害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成し、それに基づき、原則年1回以上の避難訓練を実施するものとし、計画策定および訓練実施について市へ報告を行う。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

(令和3年12月)

	施設名	所在地	電話番号	想定水深	浸水想定対象河川	土砂災害警戒区域
1	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643	—	—	土石流
2	善防園	西笠原町 172-142	48-3999	—	—	土石流
3	下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	—	—	土石流
4	加西特別支援学校	西笠原町 172-50	48-2304	—	—	土石流
5	西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	0.5～3m	若井川	急傾斜地の崩壊
6	西在田学童保育園	上道山町 47-1	44-2310	—	—	土石流
7	小規模多機能型 居宅介護どっこいしょ	若井町 1001-1	44-8010	—	—	土石流

第3 市外からの来訪者及び外国人への対策

1 誘導標識、避難場所案内板等

地理不案内な市外からの来訪者及び外国人の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及び英語等を併記するよう推進する。

2 広報活動・防災訓練等

広報活動、広報誌の発行、防災訓練等について、市内在住の外国人の国籍を常に把握し、需要に応じた英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語等での実施を推進する。

その際、市が保有する通訳機を活用し、円滑な意思の疎通に努める。

また、「やさしい日本語」の看板や案内の作成・活用や「子どもと親の防災ガイドブック」をはじめ、外国人向けの防災マニュアルの作成を検討する。

3 市内の観光・レクリエーション・宿泊施設・飲食店等への対策

市内の観光・レクリエーション・宿泊施設及び飲食店へ、市外からの来訪者が安全に避難できるように避難場所・避難経路を示した地図を配布するとともに、常備することを指導する。

また、非常時での自主防災組織、自治会等による当該施設への配慮、及び施設責任者・自衛消防隊等への避難誘導體制の整備について指導する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画

第1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、加西市に災害対策本部を設置し、県災害対策本部及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置する以前又は設置するまでには至らない場合においては、災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部設置基準

災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予警報の発生状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要がある場合に災害警戒本部を設置する。

(2) 組織構成

本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長、 教育長	政策部長、地域部長、総務部長、市民部長、福祉部長、産業部長、建設部長、環境部長、教育部長、秘書課長、防災課長、防災課員

(3) 事務分掌

組 織	事 務 分 掌
政 策 部	① 本部長等との連絡調整 ② 県及び関係機関との連絡調整
地 域 部	市民への広報
総 務 部	① 報道機関との連絡調整 ② 気象情報及び災害情報の収集 ③ 職員の動員
総務部(財務部局)	① 車両の調達・確保 ② 災害調査
市 民 部	被害家屋及び土地等の被害調査準備
福 祉 部	①所管施設の避難所開設準備 ②要配慮者支援調整 ③感染症対策
産 業 部 建 設 部	①警戒活動の実施 ②災害調査 ③応急対策の実施
環 境 部	①水道施設の被害調査 ②下水道施設の被害調査 ③応急対策の実施
教育委員会	①所管施設の被害状況調査 ②園児・児童・生徒・教職員の負傷者状況調査 ③所管施設の避難所開設準備 ④教職員の応援体制確立

2 災害対策本部

(1) 本部の設置

市長は、次の場合に本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、教育長、総務部長の順で、その職務を代理することとする。

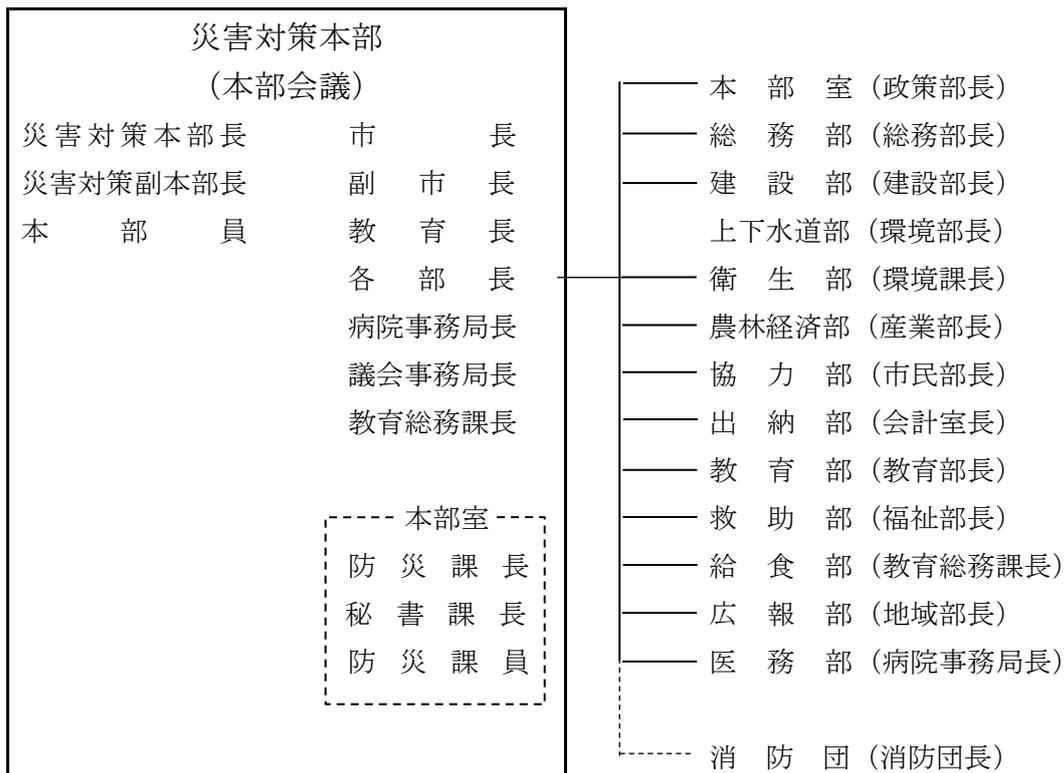
- ① 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害の応急対策を実施するため、又は、応急対策に備える必要があると判断したとき。
- ② その他、不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため応急対策の必要があると判断したとき。

(2) 本部の設置場所

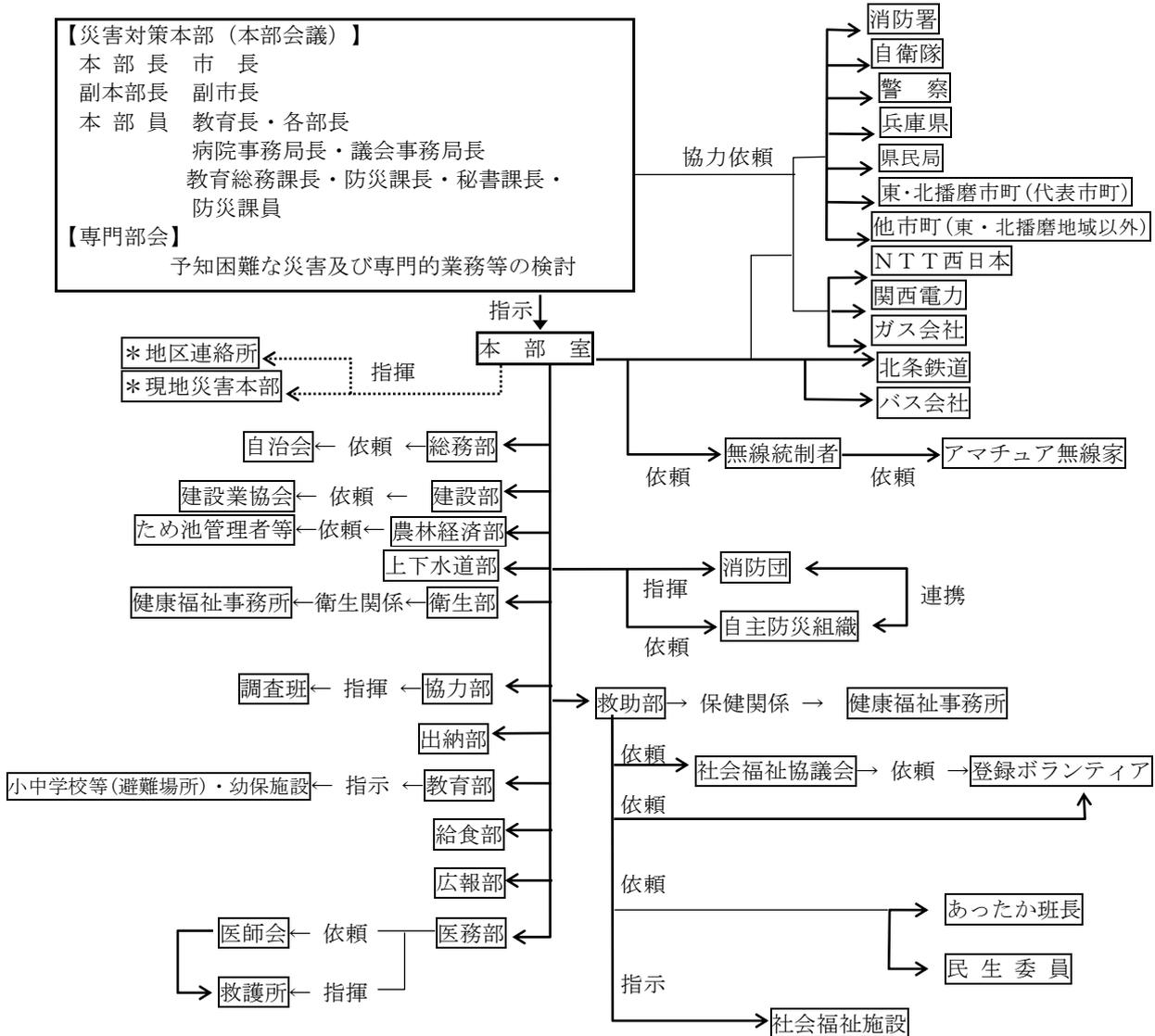
本部の設置場所は原則として、本庁3階庁議室とする。なお、本部の設置に当たっては、次の準備を行う。

主 体	内 容
本 部 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報資料（フェニックス防災システム、川の防災情報、河川情報センター・衛星通信で得られた情報等） ・ 被害状況の記入用地図、ホワイトボード ・ 住宅地図、その他地図類 ・ 携帯ラジオ、テレビ ・ 各町区長名簿、自主防災組織代表者、消防団役員名簿 ・ 被害状況連絡票、その他書式類 ・ 情報記録表（ノート） ・ 「加西市災害対策本部」の標識板の作成・設置（市庁舎正面玄関） ・ 机・椅子の配置 ・ その他必要資機材
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信手段の確保（電話の設置等） ・ 「地区連絡所」「災害相談所」等の看板の作成・設置 ・ 自家発電設備の再点検・燃料確保及び使用機器の制限（エレベーター・水道ポンプ類・非常照明・非常コンセント・庁内放送）

(3) 組織



(4) 指揮系統



- * 現地災害対策本部 本部長が必要と認めたとき、現地に設置する。
- * 地区連絡所 本部長が必要と認めたとき、避難場所に設置する。

(5) 本部の閉鎖

本部長は市の地域において災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。

3 本部の設置又は閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖した場合は、本部室長は、直ちに以下の防災関係機関等に衛星通信、電話、FAX等で通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当部局	方法・手段
市役所各部局	総務部	庁内放送・内線・電話・メール・FAX・口頭等
市民	広報部	広報計画による
県知事	本部室	フェニックス防災システム・衛星通信・電話・メール・FAX等
警察署		電話・メール・FAX・伝令等
その他防災会議委員		電話・メール・FAX・伝令等
近隣市町		衛星通信・電話メール・FAX等
報道機関		電話・メール・FAX・口頭又は文書等
小・中学校	教育部	電話・メール・FAX・伝令等
その他関係機関	各主管部局	電話・メール・FAX・伝令等

(2) その他

災害対策本部が設置されたときは、市庁舎正面玄関に標識板等を掲げる。

また、あわせて、災害対策本部室・地区連絡所・災害相談所・避難場所等を明示するなどして市民等の問合わせの便宜を図るよう努める。

4 本部会議

(1) 災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の責任担当者が代理として出席する。

(2) 本部会議の開催

本部長は本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

① 報告事項

副本部長及び本部員は直ちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害状況に応じて、本部長又は本部員の提案によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部の配備体制の切り替え及び閉鎖に関する事。

イ 自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関する事。

ウ 災害対策経費の処理に関する事。

エ 災害救助法の適用の意見に関する事。

オ その他災害対策の重要事項に関する事。

5 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。なお、現地災害対策本部長は副本部長又は本部員の内から、本部長がその都度指名する。また、現地本部員は、本部員、本部職員をもって充てる。

6 専門部会の設置

市長は、加西市の自然的、物理的条件を調査研究し、予知困難な災害及び専門的業務等を検討するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

7 本部室・各部等の事務分掌

防災部局	責任担当者	事務分掌
本部室	政策部長 政策部 総務課 秘書課 議会事務局 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び閉鎖に関する事。 ・本部会議に関する事。 ・一般職員の安否確認及び参集に関する事。 ・配備体制その他本部命令伝達に関する事。 ・被害状況及び被害応急対策実施状況の全体把握に関する事。 ・報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関する事。 ・市所有の情報システムの機能確保に関する事。 ・災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助に関する事。 ・被害情報の収集及び応急対策の指示に関する事。 ・気象情報の収集及び伝達に関する事。 ・自衛隊その他機関への連絡並びに要請に関する事。 ・各部の動員状況及び職員の健康管理等後方支援業務に関する事 ・災害派遣職員、自衛隊等受入れに伴う後方支援業務に関する事 ・災害用電話の確保に関する事。 ・県及びその他機関への要望事項に関する事。 ・防災会議に関する事。 ・市議会への報告、連絡調整並びに提出資料のとりまとめに関する事。 ・災害に関する予算措置に関する事。 ・その他災害応急対策全般の物資調達に関する事。

防災部局	責任担当者	事務分掌
総務部	総務部長 財政課 管財課 選挙・監査・公平 委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における資材の調達、公用車の配車に関する事。 ・市有財産の被害状況調査に関する事。 ・応急対策に要する資金の調達に関する事。 ・義援金品の受付及び配分計画の立案に関する事。 ・災害見舞金、死亡弔慰金に関する事。 ・庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・災害応急工事の契約等に関する事。 ・本部との連絡に関する事。 ・庁舎内外の警備に関する事。
建設部	建設部長 建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁及び河川の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 ・災害区域内における仮設建物及び応急修理に関する事。 ・災害公営住宅の応急修理に関する事。 ・市有建物の応急対策に関する事。 ・仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等、応急交通、緊急輸送対策等に関する事。 ・建設業者等への協力要請に関する事。 ・被災建物の応急危険度判定に関する事。 ・被災住宅の支援に関する事。 ・応急仮設住宅の建設に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
上下水道部	環境部長 上下水道管理課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道に関する被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・施設の安全確保に関する事。 ・給水に関する事。 ・水洗化家屋の汚水処理に関する事。 ・仮設トイレの設置に関する事。 ・上下水道事業者及び関係団体等との連絡に関する事。 ・資機材等の調達に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
衛生部	環境課長 環境課 衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生材料の調査及び斡旋に関する事 ・遺体の埋火葬に関する事 ・し尿処理に関する事 ・仮設トイレの管理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関する事
農林経済部	産業部長 産業部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜産物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・農地及び農業施設の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 ・ため池の応急対策に関する事。 ・商工業の被害状況調査に関する事。 ・災害時における病虫害の防除、家畜の衛生管理及び飼料の確保等の応急対策に関する事。 ・山腹崩壊、崩壊土砂流出に関する被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・災害対策用木材等の応急資材の調達及び斡旋に関する事。 ・主食配給の特別措置に関する事。 ・主要食料の確保の調達及び斡旋に関する事。 ・被災農家等に関する共済金の支払い、資金融資に関する事。 ・中小企業等の災害復旧資金の融資に関する事。 ・被災者の雇用の促進要請に関する事。 ・本部及び関係団体との連絡に関する事。

防災部局	責任担当者	事務分掌
協力部	市民部長 市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助事務全般の協力に関する事。 ・被害家屋及び土地等の被害調査に関する事。 ・罹災証明書の発行に関する事。 ・市税に関する窓口設置及び減免等相談に関する事。 ・災害地調査の実施のための調査班の編成に関する事。 ・避難者名簿のデータ作成・管理に関する事。 ・本部との連絡に関する事。 ・その他本部長の特命事項に関する事。
出納部	会計管理者 会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係費支出に関する事 ・見舞金、義援金の収入に関する事 ・本部との連絡に関する事
教育部	教育長 教育部長 教育委員会 (学校給食センターを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る幼保・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・被災の程度等を県教育委員会に報告する事。 ・児童生徒の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・被災教職員の応急対策に関する事。 ・社会教育施設の被害状況調査に関する事。 ・文化財等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・応急教育に関する事。 ・園児の被災状況調査に関する事。 ・応急保育に関する事。 ・学校、PTAとの連絡調整及び協力要請に関する事。 ・避難場所(学校)の準備等に関する事。 ・避難所開設に係る地域への協力要請に関する事。 ・被災者に対する救援物資等の配布に関する事。 ・避難者の誘導、収容に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
救助部	福祉部長 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助物資の調達及び配布に関する事。 ・被災者の心のケア、健康対策に関する事。 ・医療品、衛生材料等の調査及び斡旋に関する事。 ・災害救助全般の調達に関する事。 ・社会福祉施設の被害状況調査に関する事。 ・医療機関等の被害状況調査に関する事。 ・要配慮者等の救援に関する事。 ・行方不明者に関する事。 ・社会福祉協議会との連携及び協力要請に関する事。 ・社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する事。 ・被災者の生活相談及び生活支援に関する事。 ・各種申請窓口の設置に関する事。 ・生活福祉資金等の融資に関する事。 ・感染症対策本部の設置に関する事。 ・感染症対策及び清掃に関する事。 ・応急救護所の設置支援に関する事。 ・広域的な救急搬送受け入れ先として後方支援病院の確保に関する事。 ・遺体の収容及び処置に関する事。 ・本部及び健康福祉事務所との連絡に関する事。 ・保健医療福祉の支援体制に関する事 ・DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)及び応援保健師に関する事
給食部	教育総務課長 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の災害応急対策に関する事 ・炊き出し等に関する事 ・本部との連絡に関する事

防災部局	責任担当者	事務分掌
広報部	地域部長 地域部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等の広報活動に関する事。 ・被害状況の写真記録及び災害応急対策状況の記録に関する事。 ・観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・婦人会等公共団体との連絡に関する事。 ・外国人被災者の対応に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
医務部	病院事業管理者 兼病院長 病院事務局長 市立加西病院	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による負傷者の応急手当、治療の対策に関する事。 ・応急救護所の設営等に関する事。 ・その他災害医療全般の調達に関する事。 ・災害救助法が適用された場合に救護班が到着するまでの間の災害医療応急措置に関する事。到着後は救護班の指示に従う。 ・医療機械器具の被害状況調査に関する事。 ・遺体の検案に関する事。 ・医師会との連絡、調整に関する事。
消防署 消防団	消防署長 消防署 消防団長 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部隊の配備及び指揮統制に関する事。 ・通信運用及び通信統制に関する事。 ・火災防御活動に関する事。 ・水防活動に関する事。 ・救急、救助及び応急処置に関する事。 ・被害の初動調査に関する事。 ・警戒区域の設定と避難誘導に関する事。 ・災害状況報告に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。 ・本部との連絡に関する事。

防災部局	責任担当者	設置場所	事務分掌
地区連絡所	「災害時の職員の初動体制と行動マニュアル」に定める者	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び避難場所の情報収集、伝達 ・地域への広報活動 ・避難誘導、避難者保護 ・救護活動（救護所の補助） ・避難場所の開設、運営補助 ・住民対応、苦情処理(民心の安定措置) ・炊き出し、救援物資配給補助 ・本部室、教育部の指示事項
指定緊急避難場所	小・中学校校長 高等学校 北部・南部・善防公民館の場合 は地区連絡所員	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開錠、開設、運営全般 ・地域への広報活動 ・避難誘導、避難者保護 ・救護活動（救護所の補助） ・住民対応、苦情処理、心のケア（民心の安定措置） ・物資等の配給、本部室、教育部の指示事項
救護所	救護所構成員に指名された医師	各中学校 加西市防災センター 健康福祉会館 その他災害現地	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療、救護

第2 動員計画

職員の動員に関する計画は本計画の定めるところによる。

1 災害対策本部未設置における配備体制

- (1) 災害警戒本部設置に至らない小災害が発生し、又は発生することが予想される場合は平常勤務体制で対処する。
- (2) 各所属長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、災害が発生し、又は発生することを察知した場合は、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整えておく。
- (3) 災害対策本部の配備体制の一般基準は、概ね次のとおりである。
 - ① 総務部長及び防災関係部局の長が、災害の状況に応じて情報連絡及び応急対策活動を円滑に行いうる体制とする。

② 職員の配備時期は、次のとおりとする。

ア 大災害が発生又はそのおそれがある場合において、市長が必要と認めたとき、災害対策本部の配備をとる。

イ 兵庫県下等の他市町村に大災害が発生し、又は発生することが予想され、災害応援が必要になると見込まれる場合であって、市長が必要と認めたとき。

ウ その他防災関係部局の長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部を設置した場合の配備体制への動員方法

(1) 勤務時間内

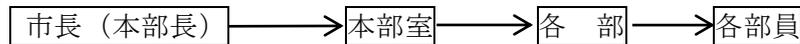
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は庁内放送、電話をもってかえることがある。

(2) 勤務時間外

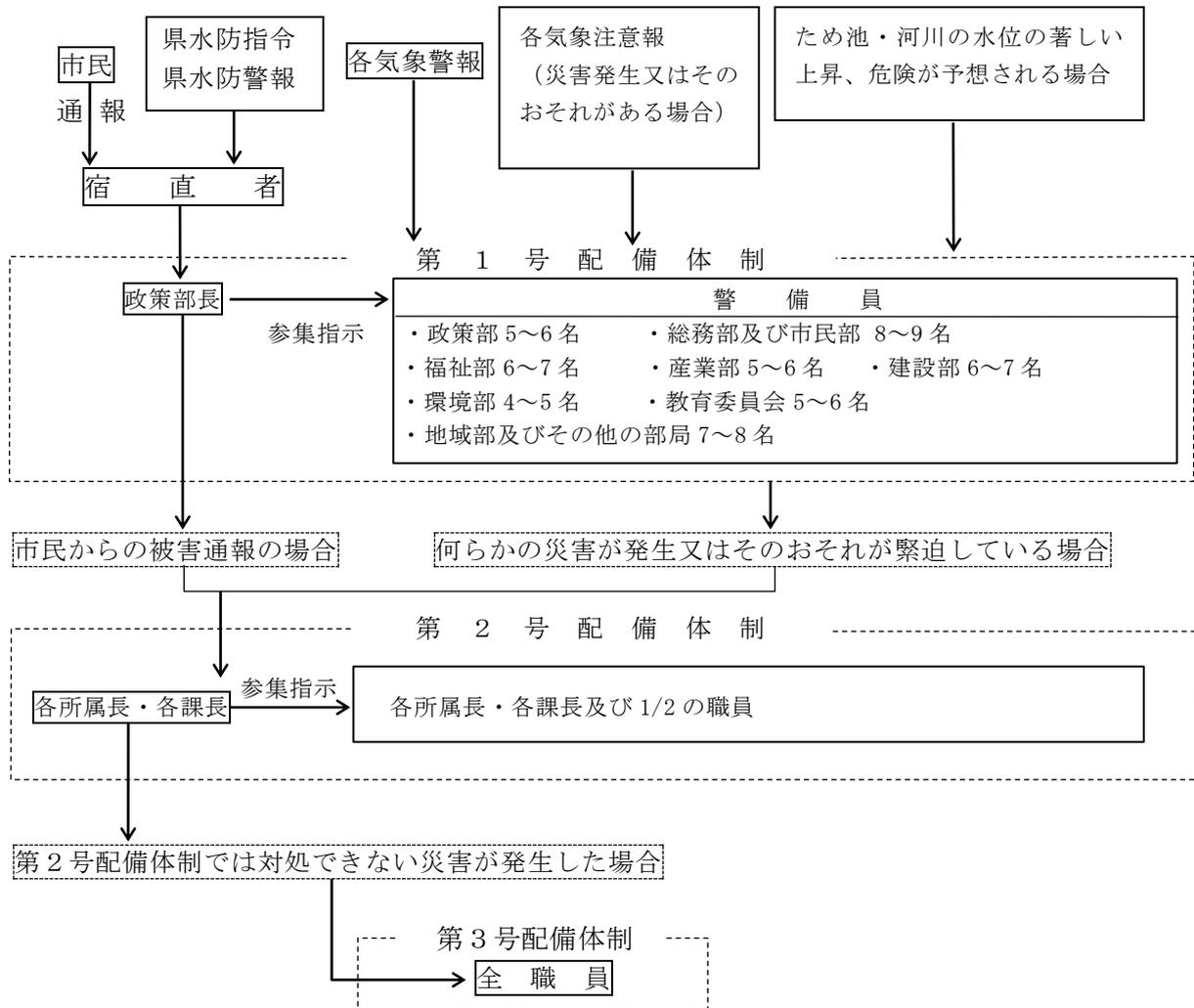
① 災害発生を予測し、又は災害が発生した場合において、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の連絡方法は、電話等最も速やかに行われる方法による。

② 突発的災害の動員計画

夜間、休日等の緊急事態発生時については、次のとおり行う。



- ア 市役所宿直者及び消防署職員は、災害情報を収受したときは、直ちに政策部長に連絡する。連絡を受けた政策部長は、連絡責任者に非常参集を指示する。
- また、消防署職員は、市長その他の職員が登庁するまでの間、情報の収集に当たる。
- イ 登庁した職員から順次、第2号配備が発令されたものとし、政策部長の指示に基づき「臨時非常配備体制」をとり、本部開設まで初期応急活動を行う。
- また、災害の規模、態様又は、その状況に応じ、必要により各部は適宜各班の配備職員数を増減する。
- ウ 「臨時非常配備体制」は、水防本部又は災害対策本部の設置により、必要な引継を行った後、それぞれの配備体制へ移行する。また、災害の規模によっては、本部長の命に基づき第3号配備体制をとるものとする。
- エ 臨時非常配備体制の任務
臨時非常配備体制の任務は、概ね次のとおり。

本 庁 舎

- ・ かさいライフナビ、かさい防災ネット、広報車等の拡声装置の利用、サイレン、電話で区長への連絡等により一般市民に広報を行う。
- ・ パトロール等による情報収集
- ・ 県及び防災関係機関との連絡
- ・ 災害対策本部設置の準備
- ・ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
- ・ 住民対応
- ・ 参集した職員の指揮
- ・ その他総務部長の指示した事項

3 配備体制

(1) 第1号配備体制

① 参集職員（警備員（毎年度、指名済み））

- | | |
|---------------|------|
| ア 政策部 | 5～6名 |
| イ 総務部及び市民部 | 8～9名 |
| ウ 福祉部 | 6～7名 |
| エ 産業部 | 5～6名 |
| オ 建設部 | 6～7名 |
| カ 環境部 | 4～5名 |
| キ 教育委員会 | 5～6名 |
| ク 地域部及びその他の部局 | 7～8名 |

② 参集条件

- ア 県水防指令・県水防警報の通報を受けた場合
- イ 気象警報が発令された場合
- ウ 注意報が発令され、状況により、災害発生又はそのおそれがある場合
- エ ため池・河川の水位の著しい上昇又は危険が予測されるとき。

注 意

何らかの災害が発生又はそのおそれが緊迫している場合は、速やかに第2号・第3号配備体制に移行する。（関係職員に通報）

③ その他の職員

上記の要件に該当すると予想される場合は自宅で待機し、所属長の指示を待つ。

(2) 第2号配備体制

① 参集職員（各所属長、各課長及び1/2の職員）

- ア 所属長からの通報により、速やかに参集する。
- イ 各所属長・各課長は、該当する1/2の職員に非常参集するよう指示する。

② その他の職員

上記の要件に該当すると予想される場合は自宅で待機し、所属長の指示を待つ。

(3) 第3号配備体制

① 全職員参集

② 所属長の指示により速やかに参集する。

(4) 災害時における職員の注意事項

① 各職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行う。

② 各職員は異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であってもラジオ、テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属部課との連絡をとり、進んで所属長の指揮下に入るように努める。

③ 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につく。

④ 災害の状況により登庁が不可能な場合又は病気その他止むを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。

⑤ 交通機関が途絶した場合には、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し配備につく。

⑥ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 加西市防災指令及び配備体制

防災指令	加西市第1号防災指令	加西市第2号防災指令	加西市第3号防災指令
配備体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
配備内容	少数の人員を配備し主として情報連絡に当たる。	所属人員の概ね2～5割の人員を配備し防災活動に当たる。	所属人員全員を配備し防災活動の万全を期する。
発 令 基 準	災害の 状 況	1 中規模の災害の発生が予想される段階 2 中規模の災害が発生した場合	1 大規模の災害の発生が予想される段階 2 大規模の災害が発生した場合
	気 象 状 況	次の各警報が発令されたとき。 1 大雨警報 2 暴風警報 3 洪水警報 4 土砂災害警戒情報	大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき。 1 大雨特別警報 2 暴風特別警報
準	水防指 令発令 状 況	兵庫県水防指令第1号が発令されたとき。	兵庫県水防指令第3号が発令されたとき。
	水防警 報発令 状 況		水防警報の「出動」が発せられたとき。
備 考	気象状況、水防指令発令状況、その他を総合検討のうえ災害の状況、規模を判断し、配備体制を決定する。		

4 各部局の配備・動員計画

(1) 計画の作成・職員への周知

各所属長は、非常配備体制動員計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員にその旨の周知を図る。

(2) 計画の内容

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により、総務部へ報告する。

① 勤務時間外動員職員名簿

② 非常配備体制別配備人員名簿

③ 職員参集予定（時間）表

④ 職員動員伝達系統表

- (3) 各所属長は、作成又は修正した計画を随時政策部長に報告する。なお、所属長は、配備・動員計画の写しをその都度動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期する。また、所属長は、休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けたときも、所属職員に直ちに必要な指示が行えるよう住所・連絡方法について、常に把握しておくこと。

5 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各所属長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策体制をとるとともに、次の措置を講ずる。

- ① 災害に対処できるよう職員を配置
- ② 職員の非常参集方法及び交替方法の措置
- ③ 次の非常配備体制に移行できる措置

(2) 職員動員の報告

- ① 各所属長は、職員の参集状況及びその累計を本部室長に報告する。
- ② 本部室長は、職員の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

6 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため、人員に不足の生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。
- (2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	内 容	備 考
① 民間団体の協力を求める	民間団体協力計画による	区長、赤十字奉仕団
② 労務者の雇用を行う	労務供給計画による	
③ 自衛隊の派遣を要請する	自衛隊の派遣計画による	陸上自衛隊中部方面特科連隊 陸上自衛隊第8高射特科群
④ 他の市町等の応援を求める	相互応援計画による	北・東播磨地域市町
⑤ 民間業者に委託する	土木・建築・応急措置等	建設業協会等

第2節 相互応援協力計画

大災害が発生し、本市のみでは対応できない等の事態が発生した場合、他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員救援、物資の相互融通等の協力を依頼するとともに、他市町において災害が発生した場合、相互に協力して災害応援、支援対策を行うための計画である。

(資料編 表-44 P64)

第1 自治体への応援要請

1 応援協力を求める地方公共団体

(1) 兵庫県

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(平成18年11月1日締結、効力発行)

県民局・市町名等		電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
兵庫県 危機管理部災害対策課		昼 078-362-9988 夜 078-362-9898	7-151-3140	7-151-6380	
神戸県民センター管内	神 戸 市	078-322-6456	7-100-52	7-100-61	
阪神南 県民センター管内	尼 崎 市	06-6489-6165	7-202-52	7-202-61	
	西 宮 市	0798-35-3151	7-204-52	7-204-61	
	芦 屋 市	0797-31-2121	7-206-52	7-206-61	
阪神北県民局管内	伊 丹 市	072-783-1234	7-207-53	7-207-61	
	宝 塚 市	0797-71-1141	7-214-52	7-214-61	
	川 西 市	072-740-1111	7-217-52	7-217-61	
	三 田 市	079-563-1111	7-219-52	7-219-61	
	猪 名 川 町	072-766-0001	7-301-52	7-301-61	
東播磨県民局管内	明 石 市	078-912-1111	7-203-52	7-203-61	
	加 古 川 市	079-421-2000	7-210-52	7-210-61	
	高 砂 市	079-442-2101	7-216-52	7-216-61	
	稲 美 町	079-492-1212	7-381-52	7-381-61	
	播 磨 町	079-435-0355	7-382-52	7-382-61	
北播磨県民局管内	西 脇 市	0795-22-3111	7-213-52	7-213-61	
	三 木 市	0794-82-2000	7-215-52	7-215-61	
	小 野 市	0794-63-1000	7-218-52	7-218-61	
	加 東 市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	多 可 町	0795-32-2380	7-361-52	7-361-61	
中播磨 県民センター管内	姫 路 市	079-221-2200	7-201-52	7-201-61	
	市 川 町	0790-26-1010	7-442-52	7-442-61	
	福 崎 町	0790-22-0560	7-443-52	7-443-61	
	神 河 町	0790-34-0001	7-445-52	7-445-61	

西播磨県民局管内	相生市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	たつの市	0791-64-3131	7-221-52	7-221-61	
	赤穂市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	宍粟市	0790-63-3000	7-521-52	7-521-61	
	太子町	079-277-1010	7-464-53	7-464-61	
	上郡町	0791-52-1111	7-481-53	7-481-61	
	佐用町	0790-82-2521	7-501-276	7-501-260	
但馬県民局管内	豊岡市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	養父市	079-662-3161	7-601-52	7-601-61	
	朝来市	079-672-3301	7-622-52	7-622-61	
	香美町	0796-36-1111	7-543-52	7-543-61	
	新温泉町	0796-82-3111	7-582-52	7-582-61	
丹波県民局	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
	丹波市	0795-82-1001	7-642-52	7-642-61	
淡路県民局管内	洲本市	0799-22-3321	7-205-52	7-205-61	
	淡路市	0799-64-2152	7-681-52	7-681-65	
	南あわじ市	0799-43-5203	7-703-52	7-703-65	

(2) 全 国

義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(平成25年4月1日締結、効力発効)

	区市町名	電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
北海道	砂川市	0125-54-2121	7-001-467-99	7-001-467-10	
岩手県	一関市	0191-25-0119	7-003-531-1	7-003-531-9	
茨城県	笠間市	0296-78-0612	7-008-212-8400	7-008-212-8450	
	桜川市	0296-58-5111	7-008-226-8400	7-008-226-8450	
栃木県	大田原市	0287-23-1111	7-009-610-392	7-009-610-390	
群馬県	藤岡市	0274-22-1211	7-010-408-6300	7-010-408-6800	
東京都	千代田区	03-3264-2111	—	—	
	港区	03-3578-2111	—	—	
	新宿区	03-3209-1111	7-013-304	—	
	墨田区	03-5608-1111	—	—	
新潟県	新発田市	0254-22-3030	7-015-431-10	7-015-431-10	
長野県	諏訪市	0266-52-4141	7-020-391-8 -258	7-020-391-76	
愛知県	西尾市	0563-56-2111	7-023-713-2 -2502	7-023-713-1150	

滋賀県	大津市	077-523-1234	7-025-100-3 -201-0	7-025-100-3 -201-1	
	野洲市	077-587-1121	7-025-100-3 -210-0	7-025-100-3 -210-1	
兵庫県	相生市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	豊岡市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	赤穂市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	加東市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
広島県	三次市	0824-62-6111	7-034-209-596	7-034-209-597	
熊本県	山鹿市	0968-43-1113	—	—	

2 応援・職員派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。ただし、緊急を要するときは電話、FAXにて行い、後日速やかに文書を送付することとする。

要 請 の 内 容	事 項
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 7 その他必要な事項
市町への応援要請	1 災害の状況及び応援を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項

3 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び他の市町からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。なお、他の規定により定めのある場合はこの限りではない。

4 他市町からの応援要請

(1) 応援要請

他市町からの応援を求められた場合は、特別の理由のない限り所要の職員を派遣する。

(2) 応急応援

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず水防救助等について応援する。

5 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援要綱」や県が作成する「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するよう努める。

また、市は県等が実施する受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

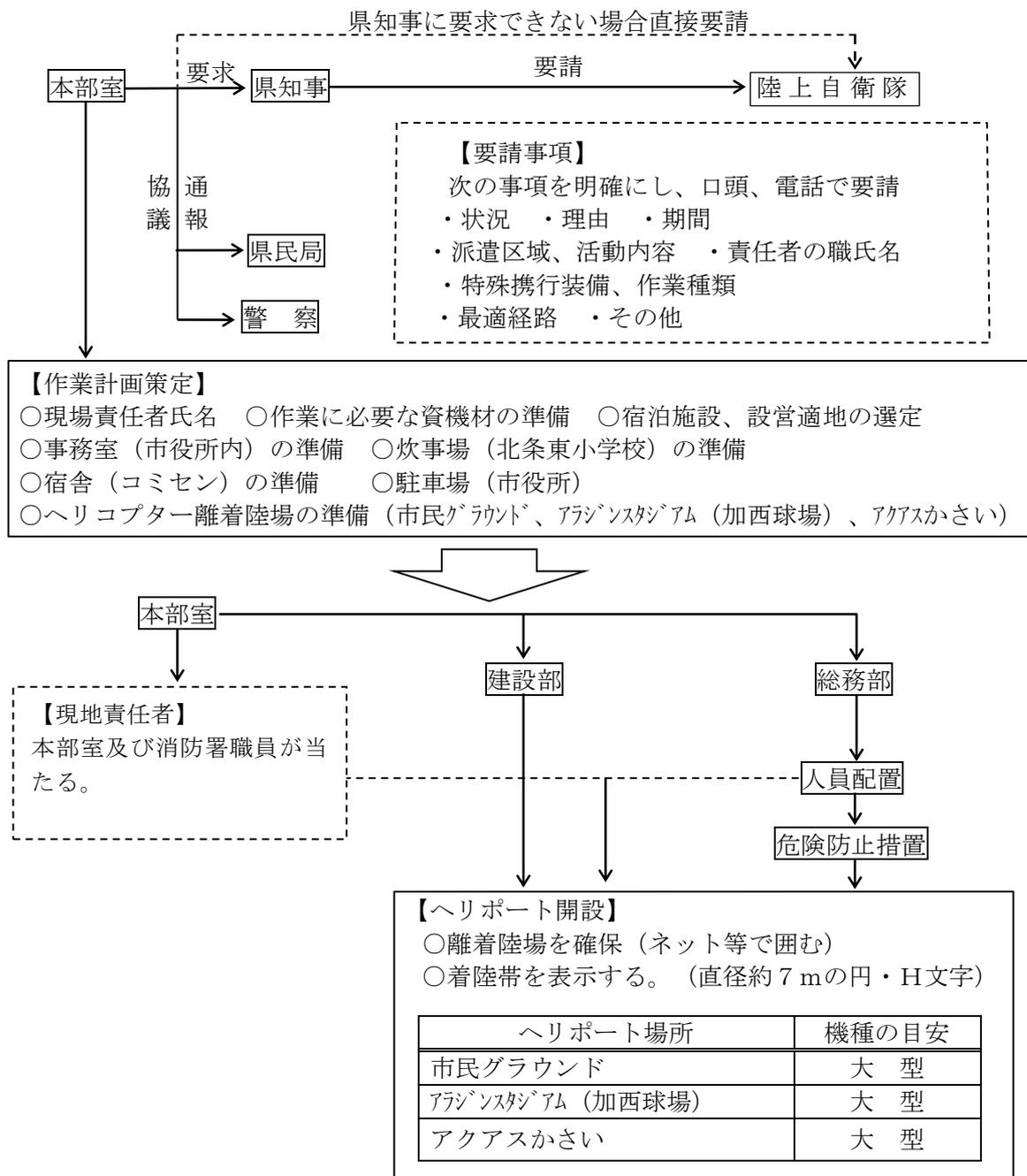
また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

＜受援業務の例＞

- 他府県等応援要員受入、広域避難
- 救命救助・消火部隊受入
- 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入
- 救援物資受入、ボランティアの受入 等

第2 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が加西市災害対策本部の職員だけでは不可能又は困難で自衛隊の出動が必要であると認められる場合、自衛隊派遣の要請を行う。



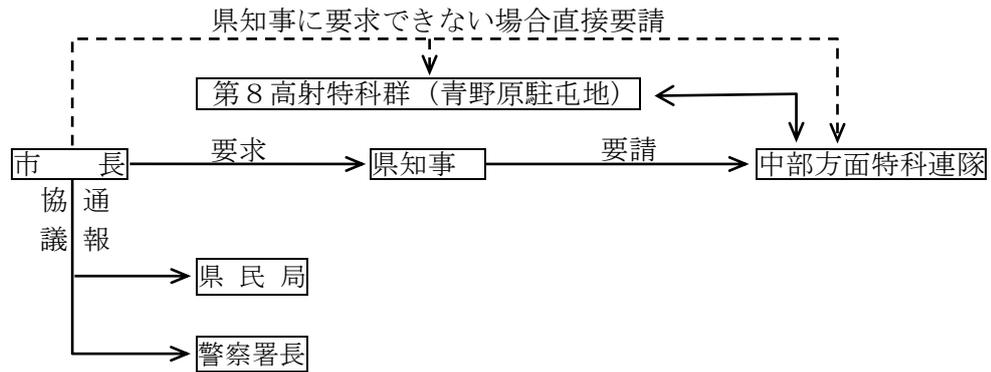
1 自衛隊災害派遣の活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常の他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が破損し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、市が準備する。）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その救援活動に必要な人員及び他救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 給食、給水及び入浴支援
給食、給水及び入浴支援
※ 入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 災害派遣要請の方法

- (1) 自衛隊の応援を必要とするときは、県民局及び警察等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして県知事に要求する。ただし、通信の途絶等により県知事に対して要求できないときは、直接、口頭又は一般加入電話等により陸上自衛隊中部方面特科連隊又は第8高射特科群へ直接要請する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 希望する派遣区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

(2) 派遣要請系統図



3 県・市・警察の任務分担

(1) 県（県災害対策本部）

現場責任者を現場に派遣し、市（現場）と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

(2) 市

- ① 作業計画の策定（応援を求める作業内容、所要人員その他について派遣部隊の到着と同時に作業できるよう策定する。）
- ② 作業実施期間中、現場責任者の設定
- ③ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ④ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(3) 警察

- ① 交通統制及び交通指導
警察署は、派遣部隊が管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。
- ② 道路標示
既設の標示のみでは判断を誤るおそれのある箇所又は災害による危険箇所には臨時に掲示板、標柱を設けて便宜を図る。

4 自衛隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに次の項目を基準として受入体制を整備するが、その時の状況に応じ、派遣部隊の長と協議の上決定する。

- (1) 本部事務室 市役所内に設置
- (2) 炊事場 北条東小学校
- (3) 宿舎 コミュニティセンター
- (4) 駐車場 市役所駐車場
- (5) ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592
アラジンスタジアム（加西球場）	加西市玉野町 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

5 県への報告

本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について、県へ報告する。

6 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は県知事が市長及び派遣部隊の長と協議を行い決定する。市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、県知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した次の経費を、原則として市が負担する。

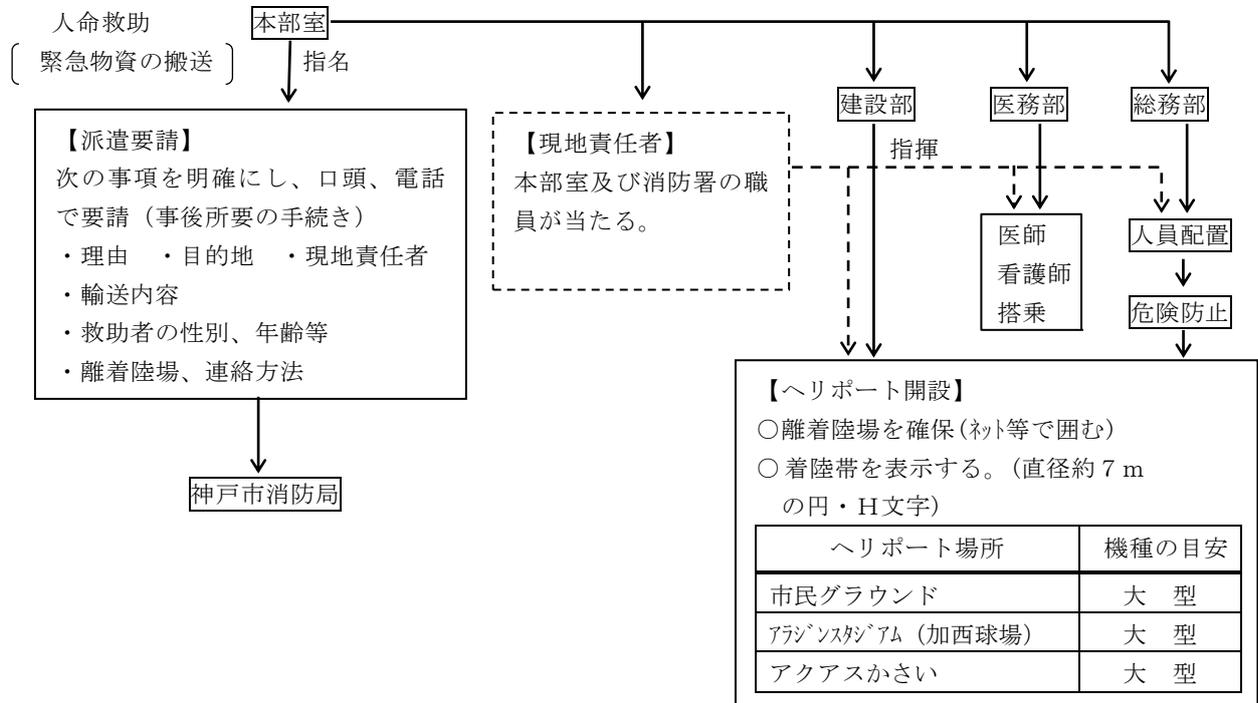
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く）

8 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長（中部方面特科連隊長又は第8高射特科群長）は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣し、事後、できる限り早急に県知事等に連絡し、所用の手続きを取る。

第3 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県消防防災ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助、緊急物資輸送を行う。



1 ヘリコプター要請の内容

- (1) 緊急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続

(1) 要請方法

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりFAX等で防災監に要請するものとし、その手続きは、神戸市消防局に対して行うものとする。

(2) 緊急要請連絡先

〔昼間（8:45～17:30）〕 電話会議システムを使用

〔夜間（17:30～翌8:45）、休日〕

神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986 FAX 078-325-8529

〔災害対策（警戒）本部設置時〕

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911

3 要請での連絡事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現場の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他の必要事項

4 市の準備事項

- (1) 離着陸場の選定
- (2) 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第4 民間団体への要請

1 概要

災害の規模が大きく、市の職員及び他の市町等からの応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織、自治体、地域婦人会、ボランティア団体、アマチュア無線家等その他各種民間団体に対し、応援を求め円滑に応急対策を実施できるように努める。

2 動員

「水防計画」第12章居住者等の出動に基づく従事者のほか、災害応急対策実施のため、動員の必要があると認められるときは、その奉仕作業の種別によりその作業に適応した団体へ応援を要請する。

3 応援要請の方法

災害時に民間団体、自主防災組織及びボランティアへの協力を要請する方法としては、主に次のとおりとする。

(1) 要請での明示事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する器機材等
- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、災害対策本部総務部が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。なお、この計画に定めのない場合は、本部室、総務部が本部長と協議の上、必要と認めた場合は、総務部が要請する。

(3) ボランティアへの協力要請

人員不足等により迅速な対応が不可能と本部長が認めたとき、災害対策本部室は、「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、加西市社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請する。

加西市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の手段等によりボランティアへの協力要請を行うとともに、平時から災害ボランティアの登録受付を行う。

その際、女性の被災者に対して適切な対応ができるよう、女性ボランティアの確保に留意する。

- ① 広報車
- ② 職員による口頭の呼びかけ、ホームページ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- ③ 県、隣接市町への斡旋要請
- ④ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請

4 ボランティアの受入れ体制

ボランティアの受入れ等については、社会福祉協議会の設置した災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会の配置した災害ボランティアコーディネーターと市が派遣する職員が中心となって、本部室と連絡を取りながら、受入れやニーズ調査、派遣調整等を行うものとする。

また、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図るものとする。

5 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること
- (5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること
- (6) 簡易な応急及び復旧作業に関すること
- (7) その他災害ボランティア活動に必要な業務に関すること

6 ボランティアの活動拠点

ボランティアの活動拠点は加西市健康福祉会館とする。ただし、災害の状況等により設置が困難なときは、公共施設等で被害のない場所を活動拠点とする。

7 記録の保管

応援を受けた場合、市及び関係機関は概ね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援民間団体の名称及び人員
- (2) 応援した作業の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

8 ボランティアの登録

日頃から各種民間団体の得意分野等の把握に努めるとともに、災害時の応援要請を円滑に実施できるよう登録・保存しておく。

第3節 情報計画

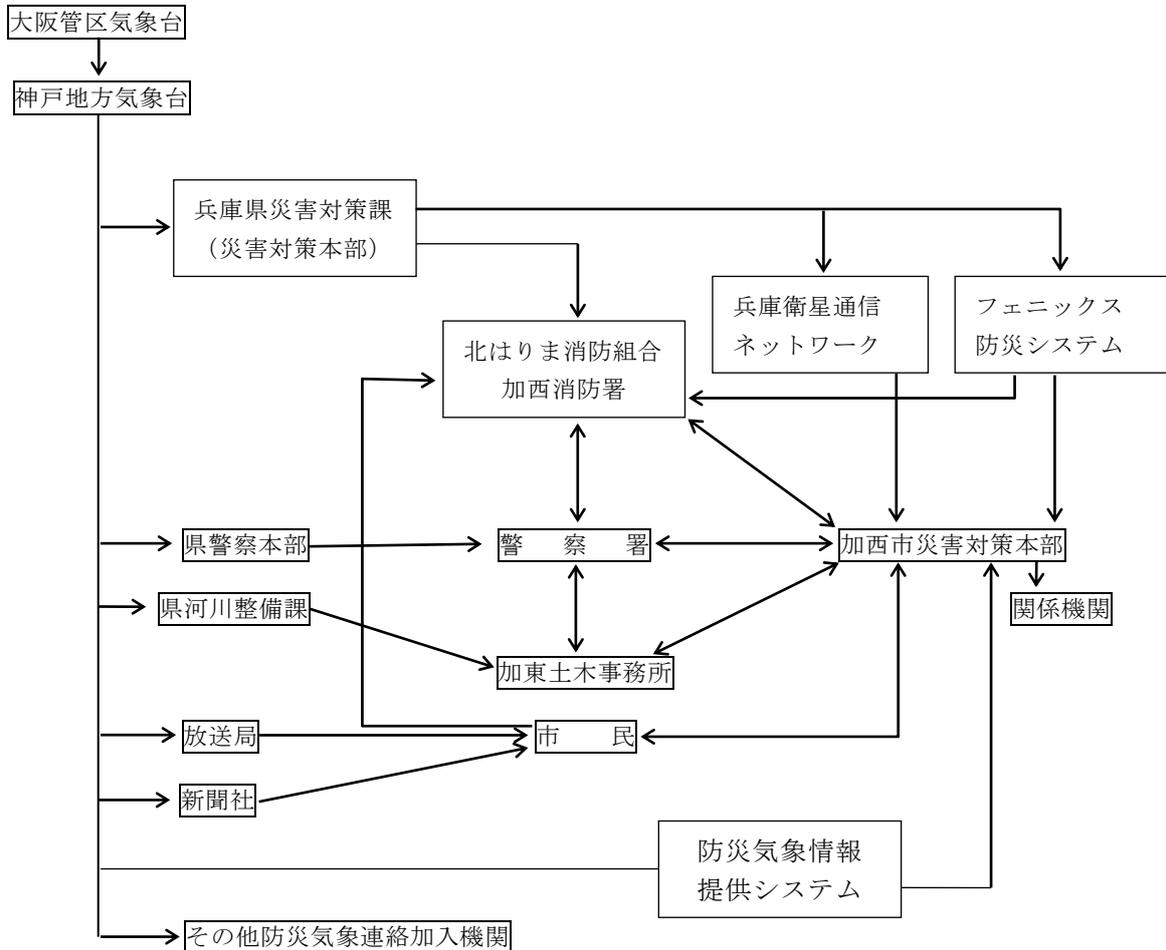
第1 気象・水防情報収集伝達計画

1 気象情報

(1) 気象情報伝達系統

気象予警報等の伝達及び周知徹底は、概ね次により行う。

なお、各関係部局・関係機関は、伝達された予警報をそれぞれ速やかに下部機関に通知するとともに、通信途絶時に備えラジオ等を配備し、気象予警報等の収集に努める。



(2) 気象予警報

① 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断の参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

② 気象注意報・警報の種類、内容

種類	内容	発表機関又は連絡機関	例
早期注意情報 (※)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する	神戸地方気象台	
注意報	災害が起きるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	同上	大雨注意報 強風注意報 洪水注意報
警報	重大な災害が起きるおそれのある場合、その旨を警戒して行う予報	同上	大雨警報 暴風警報 洪水警報
特別警報	数十年に1度の降水量となる大雨や台風等が予想され、重大な災害が起きるおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛ける予報	同上	大雨特別警報 暴風特別警報
気象情報	気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象についての情報を一般及び関係機関に対して具体的かつ速やかに発表するもの	神戸地方気象台	台風情報
	関係機関相互の間又は市民に対して行う異常気象等の状況報告	関係機関	水防法に基づく水位の状況通報等
	市民が発見した、災害が発生するおそれがある異常な自然現象の通報	市民	水位の急激な上昇通報等

※ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部、県北部単位で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬は県北部、県南部）で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) フェニックス防災システム

① 情報収集

県地方機関、市町・消防署等に防災末端を配置し、的確な災害情報を収集するとともに気象庁からの気象情報のオンライン化、ライフライン各社等からの情報入手ルートが整備される。

② 災害情報データベース

災害情報データベースによる総合的な防災情報を入手し、迅速・的確な災害対策の実施を図る。

③ 市災害対策への活用

県下各市町・消防署に防災末端が配置され、災害情報の入力、気象情報の配信が行われるとともに、県の災害情報データベースの各種情報を入手することにより災害対策活動の円滑化を図る。

④ 一般向け災害関連情報の提供

インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）、かさいライフナビ、かさい防災ネット等によって、広報資料、生活情報や災害関連情報を広く提供する。

⑤ 既存システムとの融合

有線が被災した場合を想定し、兵庫県衛星通信ネットワークを利用したシステム化が推進される。

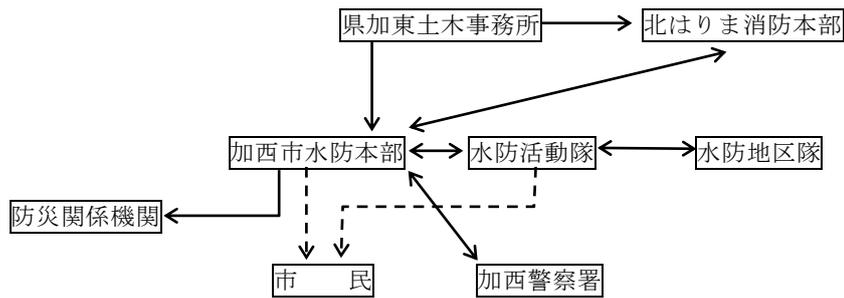
2 水防警報・指令の伝達系統

県知事により発令された水防警報・指令の受領及び伝達は、本部室が担当する。

本部室は、警報・指令を受領した場合、速やかに市長、副市長、消防署、警察署、関係部局及び防災関係機関に報告する。伝達を受けた関係部局等は、速やかにその内容に応じた体制及び適切な措置を講じる。

(1) 水防警報

① 水防警報連絡系統

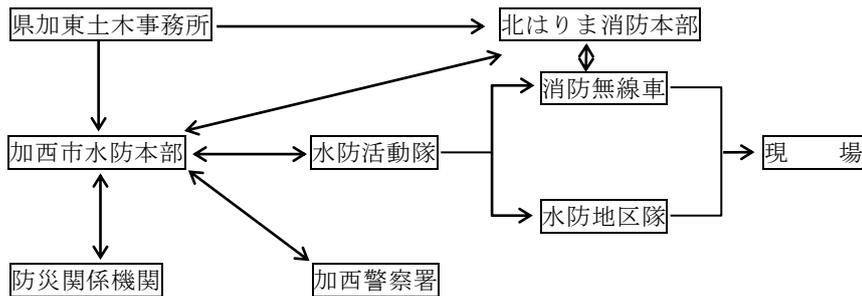


② 水防警報の種類

種 別	内 容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる体制を準備させるもの
第3号 出動	水防活動に出動させるもの
第4号 解除	水防活動を終了させるもの

(2) 水防指令

① 連絡系統図



② 水防指令の種類

種 別	内 容
県水防指令 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 今後の気象情報及び水位に注意及び警戒を必要とするとき。 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)
県水防指令 第2号	<ul style="list-style-type: none"> 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。(自動発令) 水防警報の「準備」が発せられたとき。
県水防指令 第3号	<ul style="list-style-type: none"> 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備体制では処理しかねると予想されるとき。 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) 水防警報の「出動」が発せられたとき。

第2 災害情報収集伝達計画

被害状況及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達するための計画である。

1 加西市災害対策本部が収集伝達を行う被害状況等の種類

(1) 災害発生直後の報告

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する必要があることから、人的被害及び住家被害を最優先として次の項目を直ちに収集する。

【本部室】

- 気象・災害情報の収集・伝達(フェニックス防災システム、県衛星通信ネットワーク、テレビ、ラジオ等による。)
- ライフライン(電話・電力・ガス水道等)の被害状況入手
- 防災関係機関(警察・NTT西日本・関電・消防署等)の被害状況
- 交通機関被害状況(北条鉄道・バス等)
- 被害状況、情報空白地、重点応急対策地域の把握・分析(人的・家屋被害を重点的に)
- 火災発生状況
- 救急救助発生状況
- 消防施設・機器の被害状況

【総務部】

- 人的被害・住家被害状況の情報収集(各町区長・自主防災組織への依頼による。)
- 市庁舎の被害状況
- 市民会館の被害状況
- 市職員の負傷者の有無

【衛生部】

- クリーンセンターの被害状況
- 衛生センターの被害状況
- 斎場の被害状況

【救助部】

- 来庁者の負傷者の有無
- 所管施設の被害状況

【農林経済部】

- 商工業の被害状況
- 林野の被害状況
- 農地、ため池、農業施設等の被害状況

【建設部】

- 道路、橋梁の被害状況
- 河川の被害状況
- 所管以外の施設は、所管機関へ連絡

【上下水道部】

- 下水施設の被害状況
- 水道施設の被害状況
- 配水池の被害状況

【医務部】

- 医療施設の被害状況
- 入院・通院者の負傷者の状況
- 病院職員の負傷者の状況

【教育部】

- 小・中学校・特別支援学校・幼保施設の被害状況
- 園児・児童・生徒及び教職員の負傷者の状況
- 北部・南部・善防公民館の被害状況
- その他所管施設の被害状況

留意事項

現況を把握次第直ちに報告することとし、部分情報、未確認情報も可とする。
また、確認され次第報告する。

(2) 経過報告

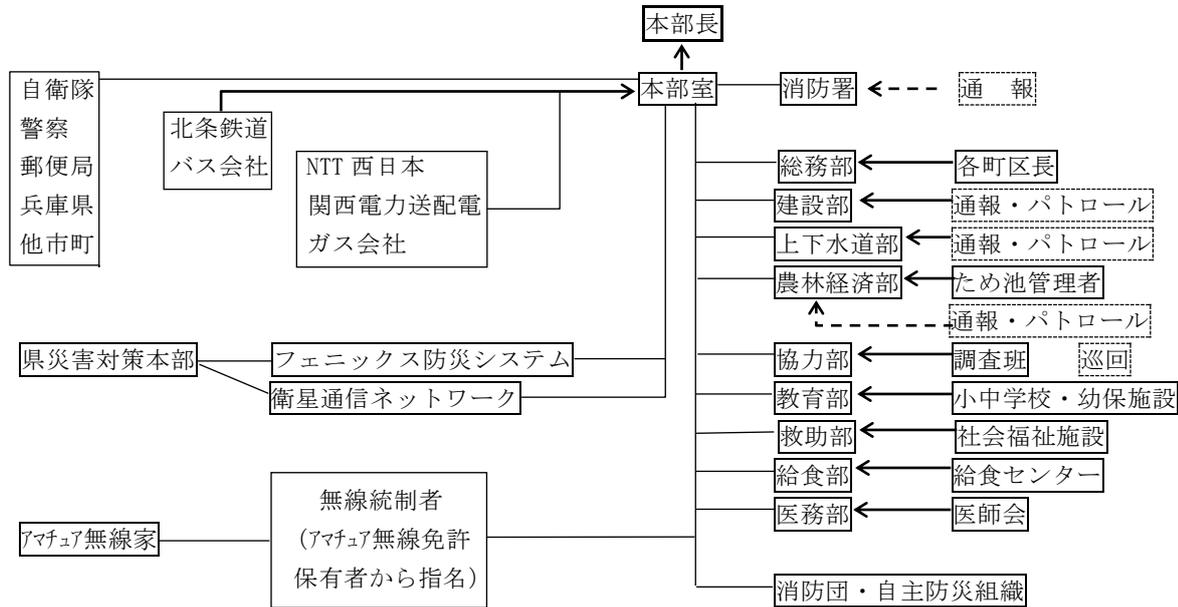
災害発生直後に報告した事項を含め、確認された事項を報告するとともに、施した応急対策の状況について報告する。その他災害に関する各種の情報資料等について報告する。

(3) 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、その状況について報告する。

2 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部等においてそれぞれ収集したものを各部長を通じて本部室においてとりまとめる。なお、市が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときにおいて、本部長は、県、その他の市町、関係機関及び自主防災組織等の地元団体並びに兵庫県防災エキスパートに応援を求めて行う。



3 被害状況のとりまとめ

本部室は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- (2) 至急確認すべき未確認情報の把握
- (3) 情報空白地の把握
- (4) 被害軽微又は無被害である地区の把握

4 水防監視

本部長は、「水防計画」第9章水防監視に基づき、水防監視を行う。

5 調査班による災害地調査

(1) 災害地調査の実施

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災害対策本部協力部に対して、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

① 調査班の編成

災害対策本部協力部は、本部等の指示により災害地調査実施のため調査班を編成する。

② 調査事項

災害の原因（二次的原因）

- ア 被害状況
- イ 応急措置状況
- ウ 被災地市民の動向及び要望事項
- エ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- オ その他災害対策上必要な事項

③ 調査要領

ア 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、自治会長、自主防災組織、その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。

イ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部室に連絡する。

6 収集報告の方法及び注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は、迅速に行い災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 市民から災害に関する情報を受けた行政部局は、直ちに本部へ連絡しなければならない。

7 加西市災害対策本部の伝達方法

(1) 市における伝達計画

① 災害対策本部（庁内放送、電話により伝達を行う。）



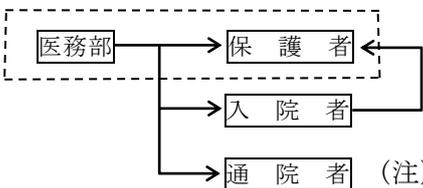
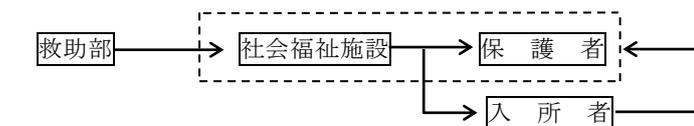
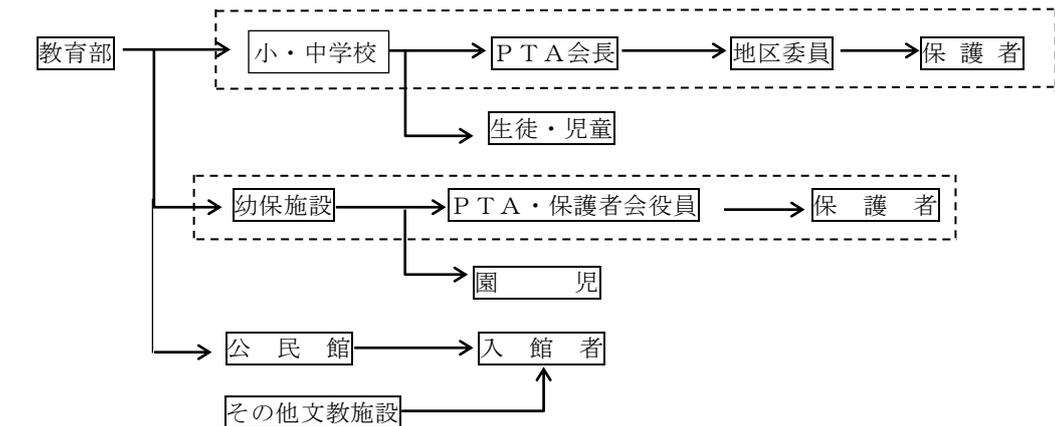
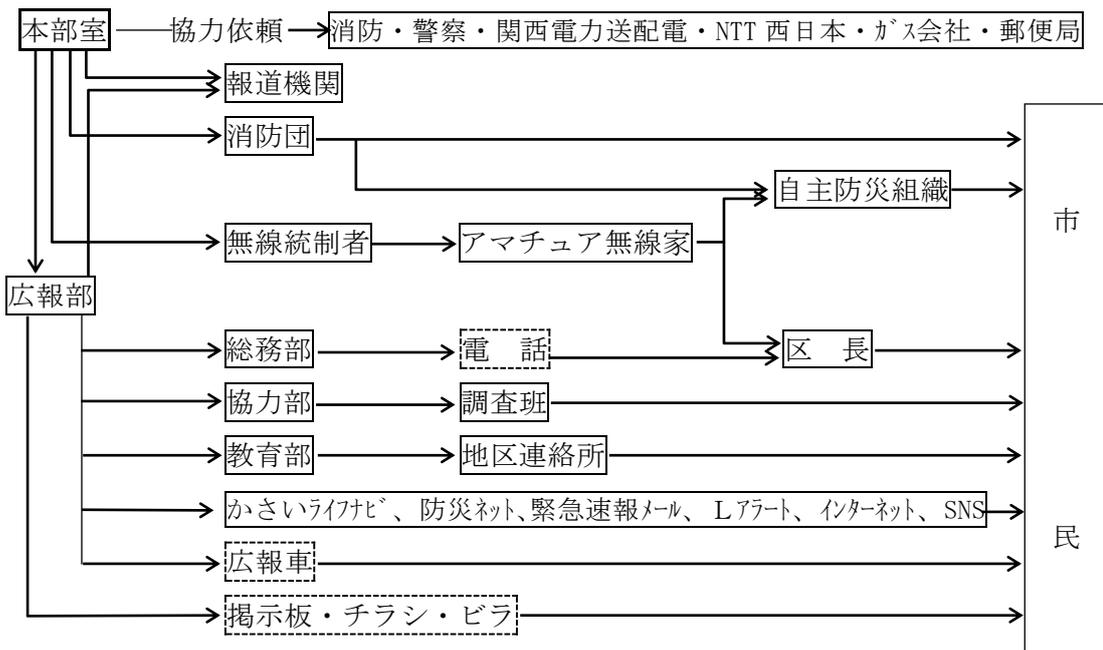
② 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行う。

(2) 市民への伝達方法

① 加西市災害対策本部は必要と認める気象予警報だけでなく予想される事態及びこれに対してとるべき措置を併せて周知する。

② 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等はかさいライフナビ等、広報車等の拡声装置の利用、サイレン（水防信号）、区長への電話連絡等のいずれかの方法により市民へ周知する。

③ 伝達系統図



(注) [] は、平素から緊急伝達体制を確立しておく

(3) 関係機関への伝達方法

加西市災害対策本部の収集した被害状況等のうち必要なものは、それぞれ次の機関等へ連絡する。

- ① 県関係機関をはじめとする報告を必要とする災害関係機関
- ② 情報を必要とする市の各課
- ③ 報道機関
- ④ 市民

8 県知事への災害報告方法

県知事への災害報告は「水防計画」第17章報告によるほか、次により行う。

(1) 報告する災害情報

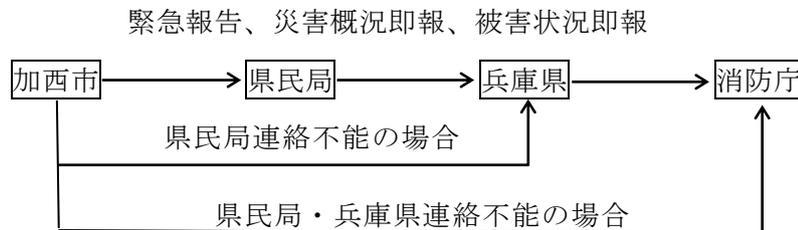
- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑤ 第1号又は第2号に定める災害になるおそれのある災害
- ⑥ 崖崩れ、地すべり、土石流等により人的被害を生じたもの
- ⑦ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

災害情報の報告は、県民局を通じて県に報告する。通信等の不通により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防署への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。



(3) 伝達手段

災害情報の報告は、電話、FAX、衛星通信、フェニックス防災システム等を利用し、それらが使用不能となったときはNTT災害対策用無線、警察無線等の施設を利用する。

(4) 報告内容

① 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときに直ちに第一報を県（県民局経由）に報告する。（災害発生当初で被害状況が十分把握できない場合は、把握できた範囲から直ちに報告する。）

② 被害状況即報

市内の被害情報を収集し、県（県民局経由）に報告する。

③ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。



※ 報告事項及び例示 （資料編 表-12 P26）

第3 災害通信計画

「水防計画」第8章情報連絡及び水防信号によるほか、災害に伴う気象予警報等の収集伝達及び水防指令等の応急対策に必要な指示命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するため次により災害通信を行う。

1 水防信号

「水防計画」第8章3項により行う。

2 衛星通信の優先使用

災害時における災害通信連絡は、一般加入電話回線の確保のため県関係機関、兵庫県の市町等災害関係機関への通信は、可能な限り衛星通信を利用する。

3 優先通信網の利用方法

(1) F A X等の優先利用

災害対策本部・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急の利用

災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用又は使用し、通信連絡を確保する。

① 災害時優先電話の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめN T T西日本兵庫支店で承認した電話番号で、災害時に発信規制のかからない加入電話を利用できる。

② 災害時優先電話を利用できる機関

ア 気象、水防、消防、災害救援機関及びその他の国又は地方公共団体の機関

イ 秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関

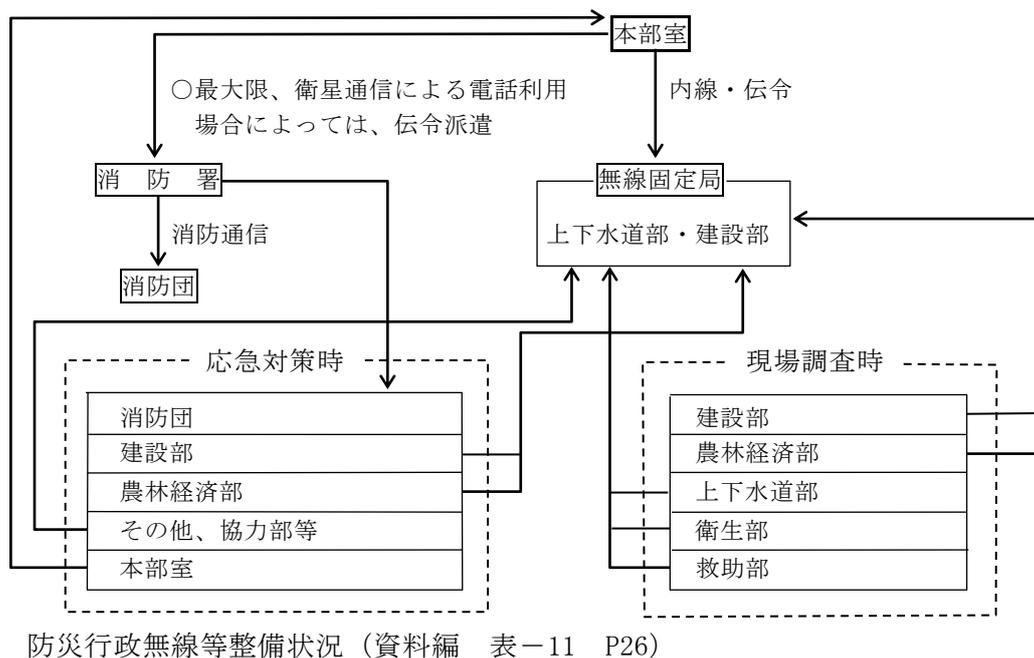
ウ 新聞社、通信社、放送事業者の機関

(3) 消防通信の利用

消防署、消防分署間に消防業務用として、消防専用回線を含む優先電話通信網が整備されている。

4 防災行政無線の運用

災害発生時での、防災行政無線の運用は、概ね次のとおりである。適切な無線の配分及び通信の統制を実施し、円滑な通信の確保に努める。



5 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 兵庫地区非常無線通信経路計画の活用

地震・台風・雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか又は著しく困難な場合には、兵庫県に依頼のもと、「兵庫県地区非常無線通信経路計画」を活用し、県庁までの通信経路を確保する。

(2) アマチュア無線の利用

① 協力要請

災害により有線通信が被害を受け使用不能となった場合、登録アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送会社（協会）（「非常時における無線通信の協力に関する協定」を締結済み）の協力を得て、「非常通信」を行う。なお、要請に当たっては、適宜の用紙を使用し、通信文の記載は、カタカナにより1通200字以内に簡潔にまとめるものとする。

② 非常通信

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、「非常通信」を行うことができる。災害の状況により適宜協力を要請し、「非常通信」を行う。

③ 無線統制者の指名

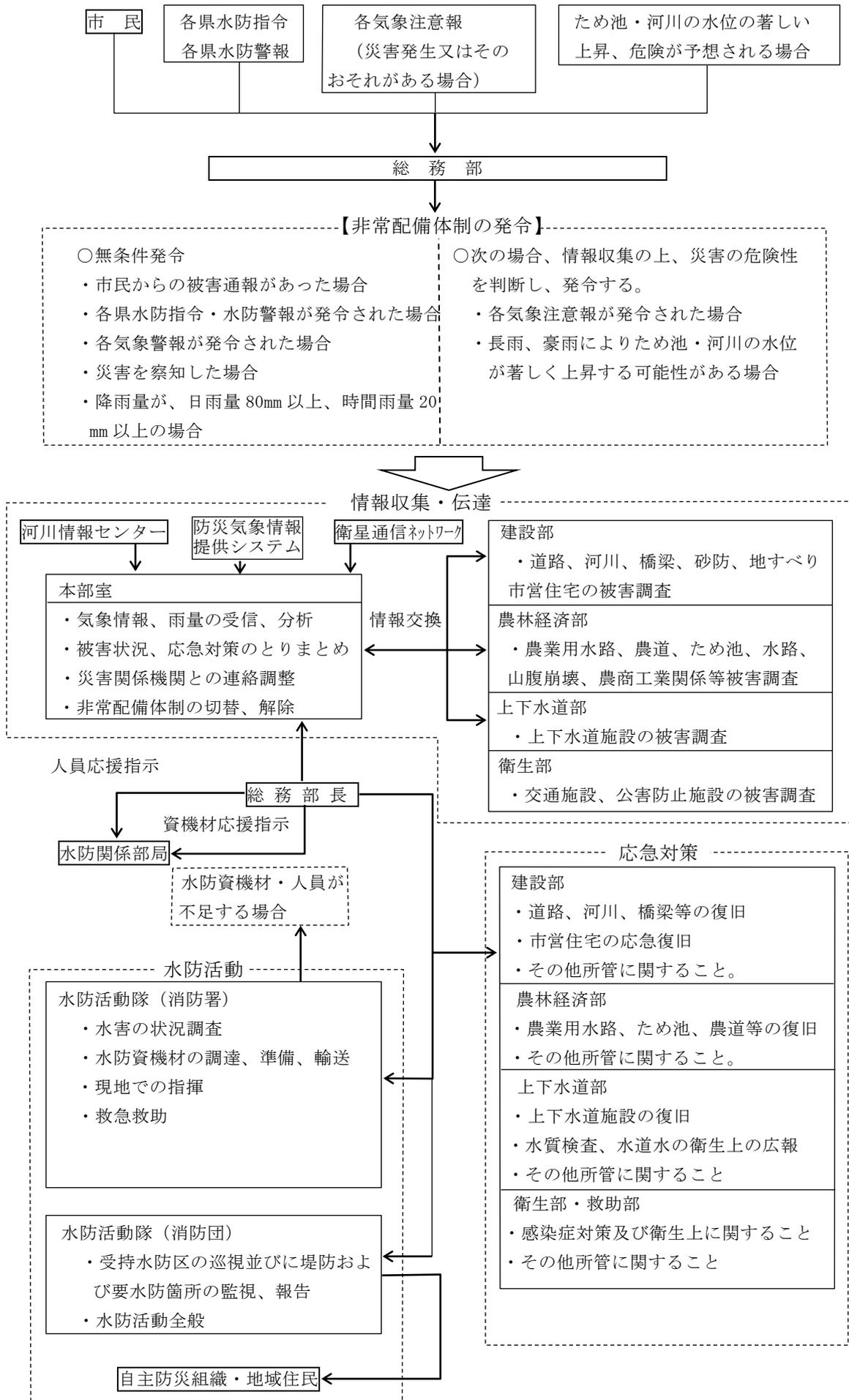
本部長は、アマチュア無線家（クラブ）に協力を要請すると同時に、アマチュア無線免許保有職員の内から無線統制者を指名し、無線統制を行う。

6 非常通信の経路（資料編 表-13 P27）

第4節 水防計画

台風、洪水等による浸水害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のため、水防活動の実施については、水防計画により行う。

なお、事態の推移によっては、本部長の決定に基づき災害対策本部へ切り替えて対応する。この計画については、水防活動の概要を示す。



1 水防組織

気象状況等により、災害の発生するおそれがある場合は水防本部を置く。
 なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部組織に統合する。

2 水防配備体制等

(1) 配備時期等

	配備発令時期	水防本部等の体制
第1号 非常配備体制	①小規模の災害が発生したとき。 ②県水防指令第1号が発令されたとき。 ③次の各警報が発令されたとき。 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報 ④ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき。 ⑤万願寺川及び下里川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達すると予測されるとき。 ⑥震度4の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は、次の場合気象情報及び水位に注意して、その連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに人員の召集その他の水防活動ができる体制をとる。
第2号 非常配備体制	①中規模の災害が発生した場合、又は水防事態発生が予測され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 ②県水防指令第2号が発令されたとき。 ③万願寺川又は下里川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 ④ため池等の危険が予知されるとき。 ⑤水防警報の「準備」が発せられたとき。 ⑥震度5弱又は強の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は気象情報の連絡水位又は池の警戒を厳にし、所属人員の半数を召集して緊急事態に備えて警戒事態をとる。
第3号 非常配備体制	①大規模の災害が発生又は、事態が切迫し水防活動の必要が予想されるときあるいは事態の規模が大きくなって第2号非常配備体制で処理しかねると考えられるとき。 ②次の特別警報が発令されたとき。 ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ③県水防指令第3号が発令されたとき。 ④万願寺川又は下里川の水位が避難判断水位に達すると予測されるとき ⑤ため池等の危険が切迫したとき。 ⑥水防警報の「出動」が発せられたとき。 ⑦震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は、直ちに災害発生のおそれのある箇所にあらゆる資材と所属人員全員を配備し、危険の排除に努め、本部は常に水防活動状況を把握し、災害の発生を阻止する。

3 重要水防区域

- (1) 河川
- (2) 防災重点農業用ため池
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編 表-3 P4)

4 水防活動

(1) 巡視、警戒及び防御

各部は、配備体制が指令されたときは、河川、ため池及び低地等を必要に応じ、巡視、警戒又は防御するとともに、その状況を本部長へ報告する。また、水防本部に召集された関係職員は直ちに水防用資材・器具の点検及び整備を行う。

(2) 避難・救出活動

「避難計画」「被災者救出計画」により避難誘導及び救出活動を実施する。

(3) 協力応援

水害発生時又はそのおそれがあるときは、近隣水防管理者等と相互に応援し、又は水防資器材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。また、水防のため必要があると認めるときは、自衛隊の派遣等を要請する。

第5節 土砂災害対策計画

1 巡視

本部長は、消防部等からの通報又はその必要があると認めるときは、建設部及び農林経済部に対し、危険箇所を重点として巡視を命ずる。

- (1) 防災重点農業用ため池及び農地等の状況
- (2) 急傾斜地の地表及びわき水の状況
- (3) 急傾斜地の亀裂の有無
- (4) 危険区域内の住民の数等
- (5) その他災害に関する状況

2 警戒

危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めた場合、危険予想箇所に警戒員を配置し、警戒に当たる。

3 避難体制

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合において、本部室は本部長の指示に基づき、危険区域内の住民及び滞在者等に対し、次の発令基準により避難指示等を行う。

第6節 急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画

急傾斜地の崩壊による被害の発生に対する応急対策は、本計画による。

1 事故発生情報等の伝達

- (1) 事故発見者から通報を受けた災害関係機関は、市に連絡する。
- (2) 市は、災害の発生を最小限に押さえるため適切な処置に努めるとともに、警察署・消防署に連絡し、市民の避難等適切な処置をする。
- (3) 市は、災害に関して、発生した日時・場所及び状況の写真等の情報を入手するとともに、加東土木事務所に連絡する。

2 復旧措置

本地域防災計画（復旧計画）により、再度災害が発生しないよう処置するとともに、早急な復旧に努める。

第7節 農林産業施設応急対策計画

土地改良事務所、農協その他関係団体の協力により応急対策に関する技術指導に当たる。

1 基本的方針

- (1) 農林業の災害対策指導は、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行う。
- (2) 気象情報の収集・伝達に配慮し、気象変化に即応した適切な対策指導がはかれるよう体制の整備を行う。
- (3) 災害対策の基本は、予防にあることから、日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めると同時に、防災組織の整備に努める。

2 災害対策

(1) 農林業技術応急指導

災害（風水害・雪害・霜害・干害等）の対応策について、作物別（水稲・麦・大豆・野菜・果樹等）に平時から災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう技術指導を行う。

また、災害時には、農業関係団体と協力して、被害農林産物に対する速やかな対策の実施や成熟期の作物の早期収穫の指導の徹底を図る。

(2) 家畜感染症対策

緊急事態発生のおそれがあるところには、予防液、治療薬、消毒液による感染症対策を図るよう指導する。

(3) ため池対策

- ① 監視人を配置する。
- ② 応急資材を準備する。
- ③ 大雨の時は取水施設等を利用し、水位の低下を図る。

- ④ 堤防が決壊した場合、監視人の指示により、土のうを積む等対策を立て、被害の防止を図る。

3 施設（農林土木）

(1) 施工中の治山、林道、農地、農業用施設関係

- ① 工事中諸機材の流出を防ぐ等施行管理に留意する。
- ② 災害査定等の資料にするため被災原因、状況調査、写真等に記録すること。
- ③ 災害の拡大を防止するための応急工事を実施する。

(2) 既設の治山、林道、農地、農業用施設関係

- ① パトロールを強化し危険箇所・施設の把握に努める。
- ② 危険施設の点検を行い必要なものについては補強補修等の措置を講ずる。
- ③ 被災箇所は、早急に復旧する等必要な措置を講ずる。

第8節 公共土木施設応急対策計画

災害時における各施設の防護と被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。

1 道路応急対策計画

(1) 応急措置

① 市

ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について調査し、本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

② 加東土木事務所所管の道路

ア 本部長は、必要に応じて県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を市道と合わせて調査するとともに、道路、橋梁の被害の報告を加東土木事務所に対して行い、また緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の総合対策及び作業実施を要請する。

イ 本部長は、通行が危険な路線、区間については警察署に通報するとともに、状況によっては加東土木事務所に対し、職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の応急措置について要請する。

③ 西日本高速道路（株）関西支社

ア 大災害が発生若しくは発生するおそれのある場合は、速やかに防災業務要領の定めるところにより、防災体制を確立し、直ちに災害応急活動にはいる。

なお、災害発生後、速やかに警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

イ 防災体制の発令基準は、資料編（表-37 P54）のとおりである。

(2) 応急復旧対策

① 市

ア 被害を受けた道路は特に救助活動のため、物資輸送及び避難者のための通路等を重点的に応急復旧する。

イ 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

ウ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

エ 路面や法面の崩壊については、水防工法により行う。

オ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

カ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。

キ 落下又はその危険があると認められた橋梁については、警察署等関係機関との連携の上、通行止め又は通行規制の表示等必要な措置を講じる。また、交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修し、木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を行

う。少なくとも人道仮橋程度のもを早急に架橋し連結避難者の移動、物資の流通について最小限のものを確保する。

② 加東土木事務所所管の道路

加東土木事務所に対して、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通を確保するよう要請する。特に、緊急輸送道路に被害が生じている場合は、最優先に復旧作業について要請する。

③ 西日本高速道路（株）関西支社

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

2 河川応急対策計画

洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊、崩壊を防止するとともに水防備蓄資材等により損壊箇所への応急修理を行い洪水による災害の発生の場合は、まず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力をつくし、次いで被害箇所を応急に処理し被害拡大を防止する。

3 砂防施設災害

護岸及び流路工の決壊に係るもので、放置すれば下流へ影響するおそれ大きいものについて行う。その内容については、河川に準ずる。

第9節 電気事業災害応急対策計画

災害のため電力施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合においては、本計画により処置する。

1 対策の概要

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。災害により電気の供給が停止し又は停止するおそれのあるときは、関西電力送配電(株)社配電営業所に非常災害対策本部が設置され、応急対策及び復旧措置を講ずる。なお、市及び消防署は、災害発生に際しては、関西電力送配電(株)社配電営業所と協力して市内にある電力施設の防御に当たり被災地の電力確保に努める。

2 通知

災害のため電力施設の被害が発生若しくは、発生するおそれのある場合は、市長は関西電力送配電(株)社配電営業所に通知する。また、その場合、関西電力送配電(株)社配電営業所は、市民に対し適切な手法により周知する。

3 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

非常災害対策組織構成員は、非常災害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに関西電力送配電(株)社配電営業所に参集する。また、必要に応じて、復旧要員の動員、業務機関相互間の応援及び営業所外からの応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合は、営業所は工具、車両、電源車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 災害時の危険予防措置

災害時においても需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は送電不能が予測される場合若しくは水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(4) 市民、報道機関等社外に対する情報の提供及び注意事項・要望等に関し広報を行う。

4 応急復旧対策

- (1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定
被害状況を把握し、復旧活動の円滑化を図るため、復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧順位
各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。
 - ① 送電設備
 - ア 全回線送電不能の主要線路
 - イ 全回線送電不能のその他の線路
 - ウ 一部回線送電不能の重要線路
 - エ 一部回線送電不能のその他の線路
 - ② 変電設備
 - ア 市中心部に送配電する送電系統の配電用変電所
 - イ 重要施設に送電する配電用変電所
 - ③ 配電設備
 - ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、具体的な復旧順位を定めておく。
 - イ 長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替や仮送電用ケーブルの布設等により仮送電する。
 - ④ 通信設備
 - ア 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
 - イ 保守用回線
 - ウ 業務用回線

第 10 節 電気通信事業災害応急対策計画

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、NTT西日本㈱が次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

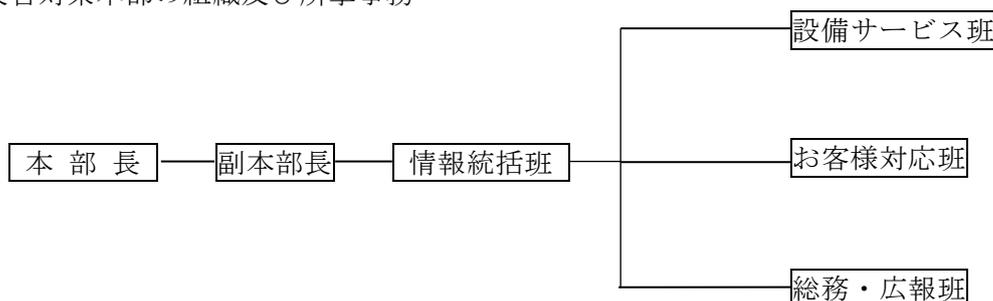
1 災害対策本部設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

(1) 名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT西日本 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT神戸中央ビル 16 階	災害対策室 TEL:078-393-9440 FAX:078-362-7363

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務



- ① 情報統括班
災害対策本部の各班を掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
 - ② 設備サービス班
被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
 - ③ お客様対応班
ユーザへの対応
 - ④ 総務・広報班
社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応
- 2 応急対策の実施
設備被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置をとる。
- 3 通信途絶の解消
地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。
- (1) 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
 - (2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
 - (3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
 - (4) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
 - (5) 非常用可搬形デジタル交換装置
 - (6) 臨時・特設公衆電話の設置
 - (7) 停電時における公衆電話の無料化
 - (8) 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認
災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を確立する。
 - ① 提供の開始
 - ア 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
 - イ 被災者の方は「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」に登録し、被災者の家族、親せき、知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。
 - ② 伝言の条件等
 - ア 「災害用伝言ダイヤル（171）」
 - (ア) 登録できる電話番号（被災地電話番号）：加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
 - (イ) 伝言録音時間：1伝言あたり30秒間
 - (ウ) 伝言保存期間：提供終了まで（最大6か月）
 - (エ) 伝言蓄積数：1電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。
 - イ 「災害用伝言板（web171）」
 - (ア) 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
 - (イ) アクセスURL：https://www.web171.jp
 - (ウ) 伝言登録数：伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで
（20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます）
 - (エ) 伝言版（伝言メッセージボックス）数：
 - a 利用者情報なしの場合：1件
 - b 利用者情報有の場合：最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要
 - (オ) 伝言保存期間：最大で6か月
 - (カ) 登録可能な伝言：定型文及びテキスト情報（伝言1件あたり100文字）
 - (キ) 伝言のセキュリティ：伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。

(ク) 伝言通知機能：利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

③ 伝言通知容量

約800万伝言

④ 提供時の通知方法

ア テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。

イ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内を流す。

ウ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

エ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

(1) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

(2) 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

(3) 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。

(4) 一般利用者に対する広報活動を実施する。

(5) NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

第11節 災害放送要請計画

災害時における放送要請等は、本計画の定めにより行う。

1 災害時における放送要請

(1) 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認められるときは、止むを得ない場合を除き、県を通じて行う。

(2) 災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

② 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、県知事が特に必要と認めたもの

(3) 兵庫県への放送要請の手続き（日本放送協会）

① 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、県知事に要請する。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

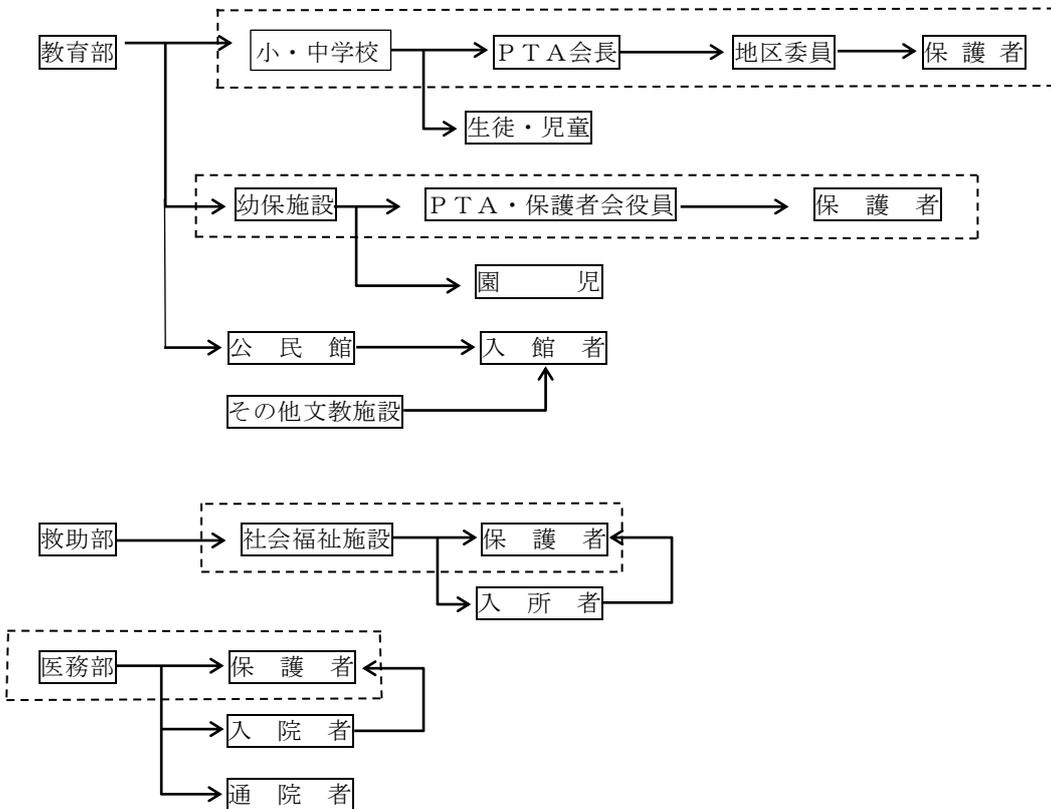
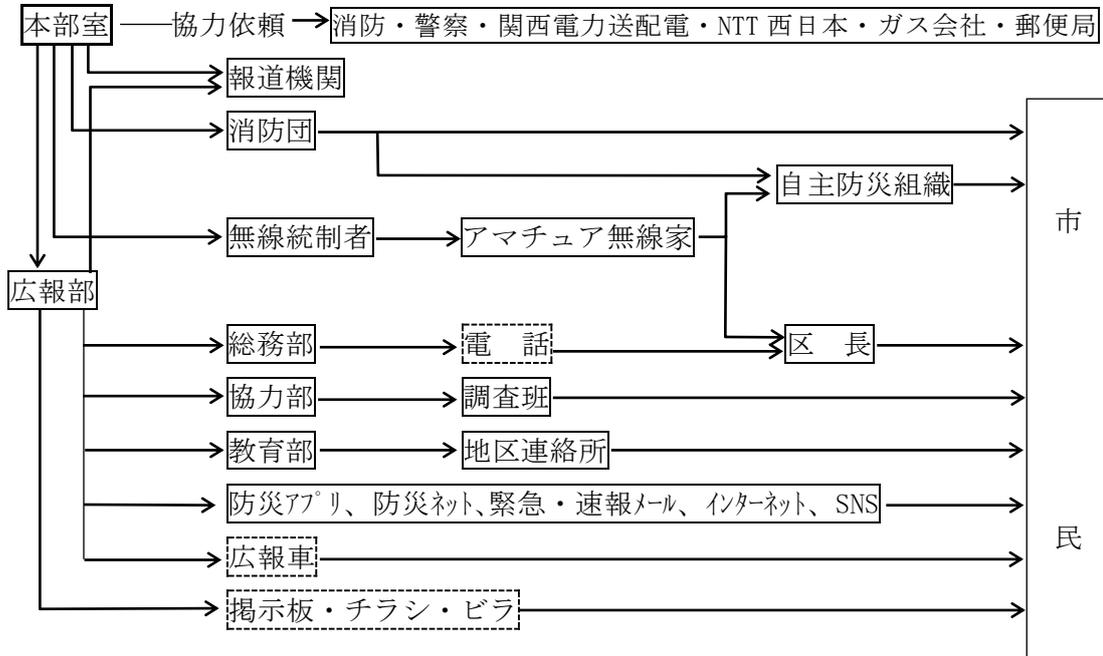
エ その他必要な事項

② 要請は原則として文書によるものとし、緊急止むを得ない場合は、電話又は口頭による。

③ 兵庫県は、サンテレビジョン、ラジオ関西及び兵庫エフエム放送等と協定を結んでおり、必要と認められるときは、上記に準じ県知事に放送要請を行う。

第12節 広報計画

加西市災害対策本部が災害時において、その災害に関する情報を市民及び関係機関に周知させるための計画及び市民の要望を速やかに実施し、災害時における市民生活の安定を図るための広報事務に関する計画である。また、憶測による人心不安や不正確な情報による二次災害の発生を予防し、市民の生活復旧活動への速やかな取り組みを促す。



(注) [] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

1 広報重点地域

適切な広報活動の分担と正確な情報収集活動をもとに、特に危険が予想され、重要水防地区等の住民に対し、被害状況その他の災害情報に関する広報活動を実施する。

2 広報の内容

次に掲げる項目について周知させ、被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるとともに、人心の安定を図る。

(1) 市の広報内容

- ① 気象情報及び災害状況
 - ア 気象予警報等（特別の場合のみ）
 - イ 災害及び被害状況
- ② 水防活動、災害救助活動等の災害対策状況
 - ア 河川の水防活動状況
 - イ 住民に対する避難指示等及び避難活動に関すること。
 - ウ 災害救助活動状況
 - エ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - オ 電気通信状況
 - カ 電力、ガス、水道等の状況及び対策状況
 - キ 県、自衛隊等の関係機関の状況
 - ク 災害に対してとるべき措置、罹災者の心得、その他周知事項
 - ケ 災害復旧の見通しに関すること。

(2) 環境部の広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ③ 水質についての注意
- ④ その他災害発生時に必要な事項

(3) NTT西日本兵庫支店の広報内容

NTT西日本兵庫支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、自動音声装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ① 通信途絶・利用制限の理由
- ② 通信途絶・利用制限の内容
- ③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ④ 通信利用者に協力を要請する事項 ⑤その他事項

(4) 関西電力送配電(株)社配電営業所の広報内容

- ① 第1段階（安全、危険防止）
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの営業所に通報すること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- ② 第2段階（被害状況）
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み

3 報道機関に対する発表等

(1) 災害対策本部で次の災害状況を取りまとめて、報道機関に発表する。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の場所及び発生日時
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 住民に対する避難指示等の状況
- ⑥ 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

- (2) 報道機関が独自で取材する場合も、積極的に取材情報を提供する等できるだけ協力する。
- (3) 一般市民や罹災者に対する報道のうち緊急なものは、「第11節 災害放送要請計画」により、県知事に申請のもと、日本放送協会、ラジオ関西等を通じて放送する。

4 市民に対する広報

(1) 広報ルートの一歩化

市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、本部室を経由し本部長の決定に基づき行うよう広報ルートの一歩化を図る。

- (2) 緊急なものや広範囲にわたるものは報道機関を通じて行う。
- (3) 気象予警報等及び避難指示等の災害に対してとるべき措置の周知方法は第1の気象予警報等収集伝達計画の定めるところによる。
- (4) 状況に応じて次の方法をもって広報活動を行う。

① 報道機関の利用

報道機関を通じて、一般市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策等の周知徹底を行う。

② 印刷物による広報

「チラシ」や「広報かさい臨時号」の発行

- ③ 必要に応じ、ヘリコプター等による被災地へのマイク放送を県に要請し、人心の安定及び秩序の維持を図る。

- ④ 比較的小範囲でかつ急を要するものについては、広報車等により速やかに行う。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、チラシ等の印刷物の配布に努める。

- ⑤ 広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、災対策本部総務部職員及び他部からの応援職員を派遣し広報活動を実施する。また、必要な場合は、あわせて消防署、警察署その他の防災関係機関の協力を要する。

- ⑥ 本庁舎、避難所において、災害対策本部総務部責任担当者は、情報途絶による無用混乱を防止するため、可能な限り印刷物の配布又は掲示に努める。

5 広報資料の収集

- (1) 本部でとりまとめた資料を最大限に利用し、調査班による災害現場での現地取材も行う。
- (2) 災害写真の撮影
 - ① 現場に写真撮影班を派遣して被害写真を直ちに撮影する。
 - ② 他の機関の撮影した写真の収集に努める。

6 公聴活動

市民からの要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡をとり、必要なものについては速やかに実施されるよう努め、災害時における公聴活動の強化を図る。

7 電話対応

(1) 一般対応

電話対応等については、本部室対応の一歩化を図るとともに、本部室職員への情報の統一化に留意する。

(2) 専門的対応

専門的な分野等については担当部課で対応する。

第13節 被災者の救助計画

第1 災害救助法

1 概要

- (1) 県知事からの委任を受け、又は補佐して行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たるとされている。なお、県より県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知を受けたときは、その事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待つ暇がない場合には、県知事による救助の補助として、救助を実施することとする。

(2) 市長の行う救助

上記により県知事の事務の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については市（市長）の責任において実施されるものである。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市区町の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 住家が滅失した世帯が 60 世帯以上
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、兵庫県の被害世帯数が 2,500 世帯以上に達し、本市の被害世帯が 30 世帯以上
- (3) 被害世帯が(1)(2)の基準に達しないが、兵庫県下で被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊技術を要する場合
- (4) 被害世帯が(1)(2)(3)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

【備考】

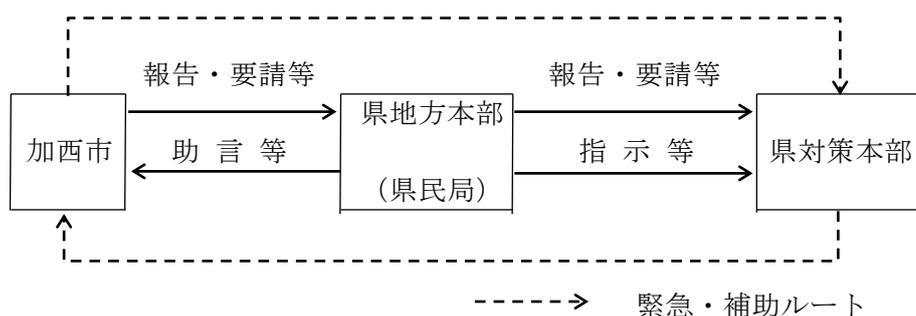
被害世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とし、半壊（焼）のときは 2 世帯、床上浸水のときは 3 世帯をもって住家の滅失した 1 世帯とみなす。

なお、床下浸水・一部破損は換算しない。

3 被害認定基準（資料編 表-16 P34）

4 災害救助法の適用手続き

- (1) 市内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により、直ちに被害状況調（資料編 表-17 P35）及び世帯構成員別被害状況調（資料編 表-18 P36）とともに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を県知事に報告する。



(2) 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等が必要と市長が認める場合においては、県知事に申請するものとする。

(3) 救助の内容（資料編 表-15 P28）

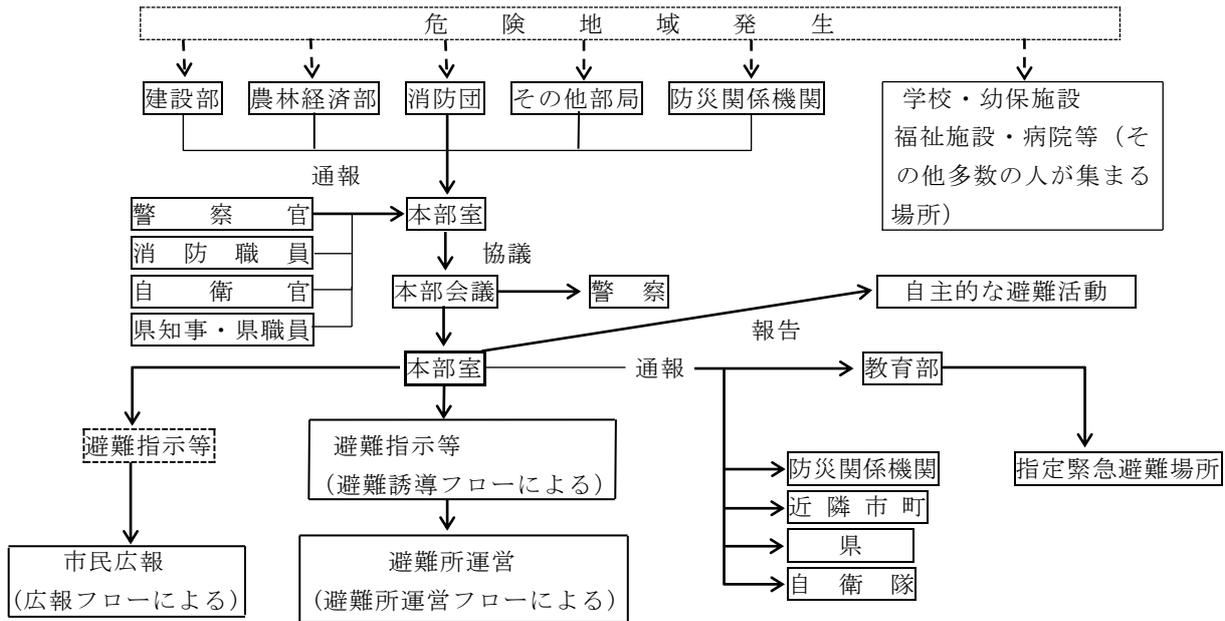
第2 避難計画

災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、県、市、警察その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。また、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した適切な避難所運営円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材の確保、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、感染症への対応を適宜反映する。

1 避難指示等

(1) 実施責任機関

避難のための立退き指示、勧告及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次により行う。



① 避難指示等の実施責任者

区分	災害の種類	実施責任者	要件	根拠法
指示等	災害全般	市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法第60条
		警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
		消防職員	・消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
		自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

② 市の避難指示等実施計画

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示等する者は、市長又は市長から委任を受けた消防吏員とする。

③ 避難所の開設・収容

避難の指示等から避難の誘導までは、それぞれの発令者が行い、避難所開設、収容保護は市長が行う。なお、市長は関係機関と緊密な連絡を保って実施する。

(2) 避難指示等の実施要領

指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。

- ① 河川上流が被害を受け、下流域に浸水の危険があるとき。
- ② 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- ③ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ④ 万願寺川又は下里川において避難判断水位に達したとき。
- ⑤ 県本部長から避難についての勧告又は指示(緊急)の要請があったとき。
- ⑥ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(3) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(4) 避難指示等の内容

① 警戒レベル3 [高齢者等避難]

【河川】 ア 河川水位が避難判断水位に達し、要配慮者の避難に必要な時間の経過後に、氾濫危険水位に到達すると予測される場合 イ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ウ 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては高齢者等避難の発令が予想される場合		
【ため池】 ア 水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想される場合 イ ため池の洪水吐では吐けきらず、越水・越流のおそれがある場合又は堤体からの漏水が認められる場合		
【土砂災害】 ア 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)の実況又は予測が大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した場合 イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合		
伝達内容		
ア 避難情報等の種類(高齢者等避難)	イ 発令時間	ウ 発令対象地区
エ 避難場所	オ 避難すべき理由	カ 注意事項

② 警戒レベル4 [避難指示]

【河川】 ア 堤防天端高に到達するおそれが高い場合 イ 決壊や越水・溢水が発生した場合 ウ 流木や土砂等により橋梁部閉鎖が生じた場合 エ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 オ 水門等の施設の機能が損なわれ、浸水被害の危険性が高い場合		
【ため池】 ア 満水位に達し、越水・越流している場合 イ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ウ 一部の地域で災害が発生し、現場に残存者がいる場合		
【土砂災害】 ア 「地域別土砂災害危険度」の実況が土砂災害警戒情報の基準に到達した場合 イ 近隣で土砂災害が発生した場合 ウ 近隣で土砂移転現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合		
伝達内容 高齢者等避難と同じ		

③ 警戒レベル5 [緊急安全確保]

- ア 河川の決壊や越水・溢水が発生した場合。
 - イ ため池が満水位に達し、越水・越流している場合。
 - ウ 土砂災害が発生した場合。
- ※災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令

④ 解除

- ア 河川水位がピークを過ぎ、避難判断水位を下回り、水位の再上昇するおそれなくなった場合
- イ 雨のピークが過ぎ、今後降雨が縮小傾向にあると判断される場合。
- ウ 現地調査を行い、安全を確認した場合。

伝達内容

- ア 発令時間
- イ 発令対象地区
- ウ 解除すべき理由
- エ 注意事項

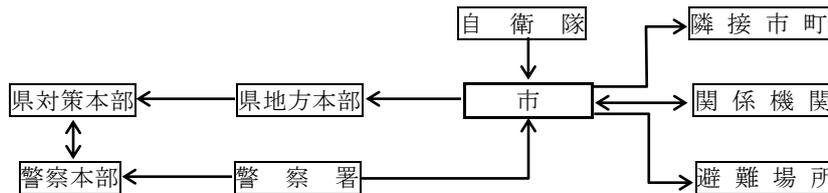
2 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、かさいライフナビ、防災ネット、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、広報車、サイレン等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等関係地域内の全ての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。

その他については、「災害情報収集伝達計画」による。避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等により行う。

3 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき又は警察官・自衛官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、次により必要に応じて関係機関等に連絡する。



(1) 県への報告

本部長は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(2) 隣接市町等の関係機関への通報

市長が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたときは、本部室長は、次の要領により、関係機関等へ連絡する。

- ① 隣接市町

地域住民の避難のため隣接市町内の施設を利用する場合が想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求める場合もあるので、隣接市町に対して連絡しておく。
- ② 学校施設等の管理者

避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。
- ③ 関係機関

健康福祉事務所、県の出先機関等関係機関に連絡し、協力を要請する。
- ④ 警察署

避難に際しての警備等について協力を要請する。
- ⑤ 自衛隊

非常事態に備え連絡し、状況により連絡員の派遣を要請する。

4 避難誘導を行う者

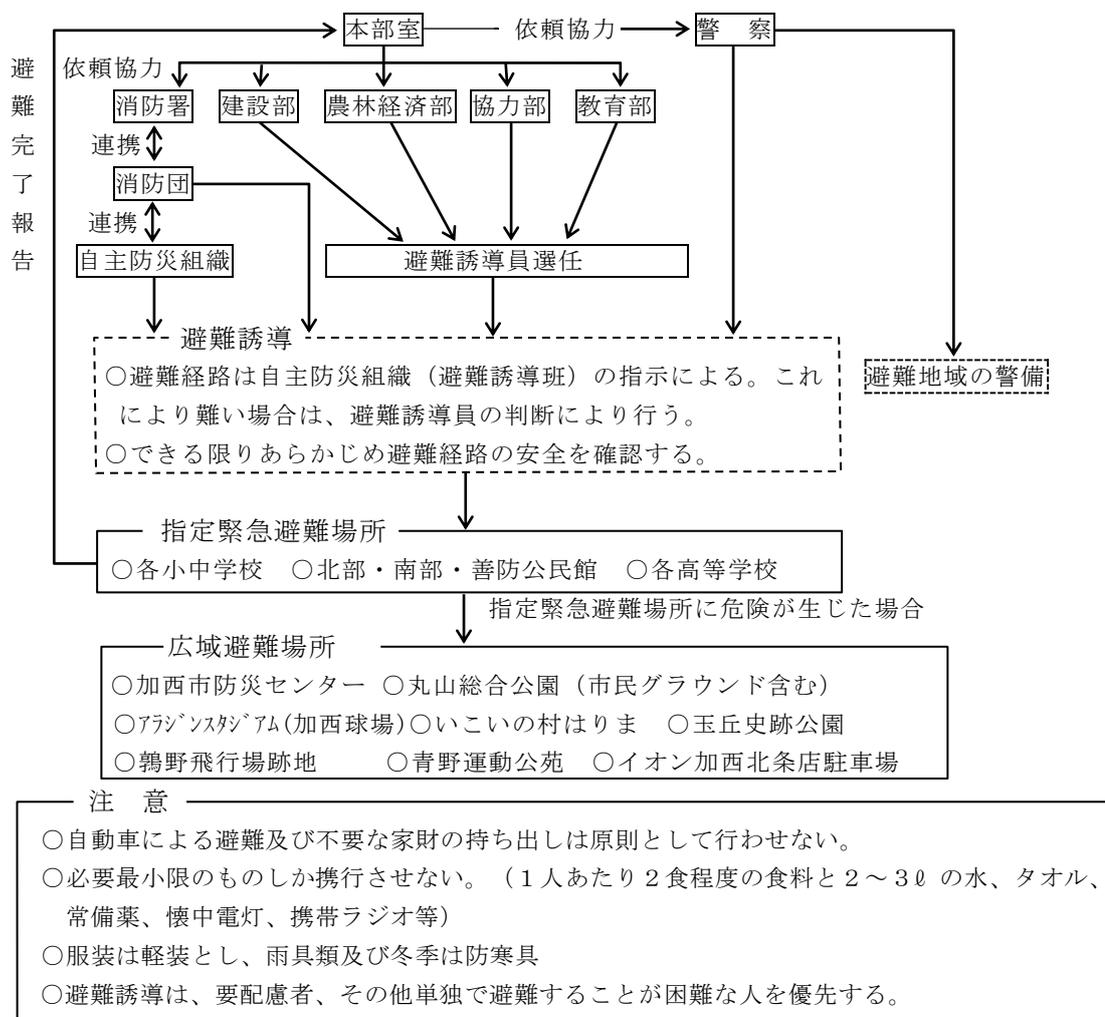
(1) 危険区域が発生した場合

本部長は、必要と認める避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収集にあたらせる。危険地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員及び自主防災組織等が行う。

(2) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

5 避難の誘導



(1) 避難に対する留意点

感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

避難するに当たり、避難者に対し次の点について周知を図る。

- ① 避難に際して必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失を防止し発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ③ 2食程度の食料、水、タオル、トイレットペーパー、常備薬、お薬手帳、最小限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等必要な物品を携行すること。
- ④ 必要に応じて防寒具・雨具を携行すること。

- ⑤ できれば氏名票を身につけること。（住所、氏名、年齢、血液型、アレルギーの有無を記入したもので水に濡れてもよいもの）
- ⑥ 病院、福祉施設等の収容施設にあっては、平時において避難計画をたて、消防等の連絡を密接に行うこと。
- ⑦ 安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外するよう、携行品の制限の指導を行う。

(2) 避難者の誘導方法

- ① 避難誘導は、緊急に避難の必要がある地域（施設等）から行うものとし、乳幼児、高齢者、病人、障がい者、妊産婦、その他単独で避難することが困難な人を優先する。また、できる限り早めに事前避難させるよう努める。
- ② 避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指定するように努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれのない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の状況を確認の上、最も安全な避難経路を指示する。
- ③ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることとする。

6 避難経路及び避難場所の安全確保

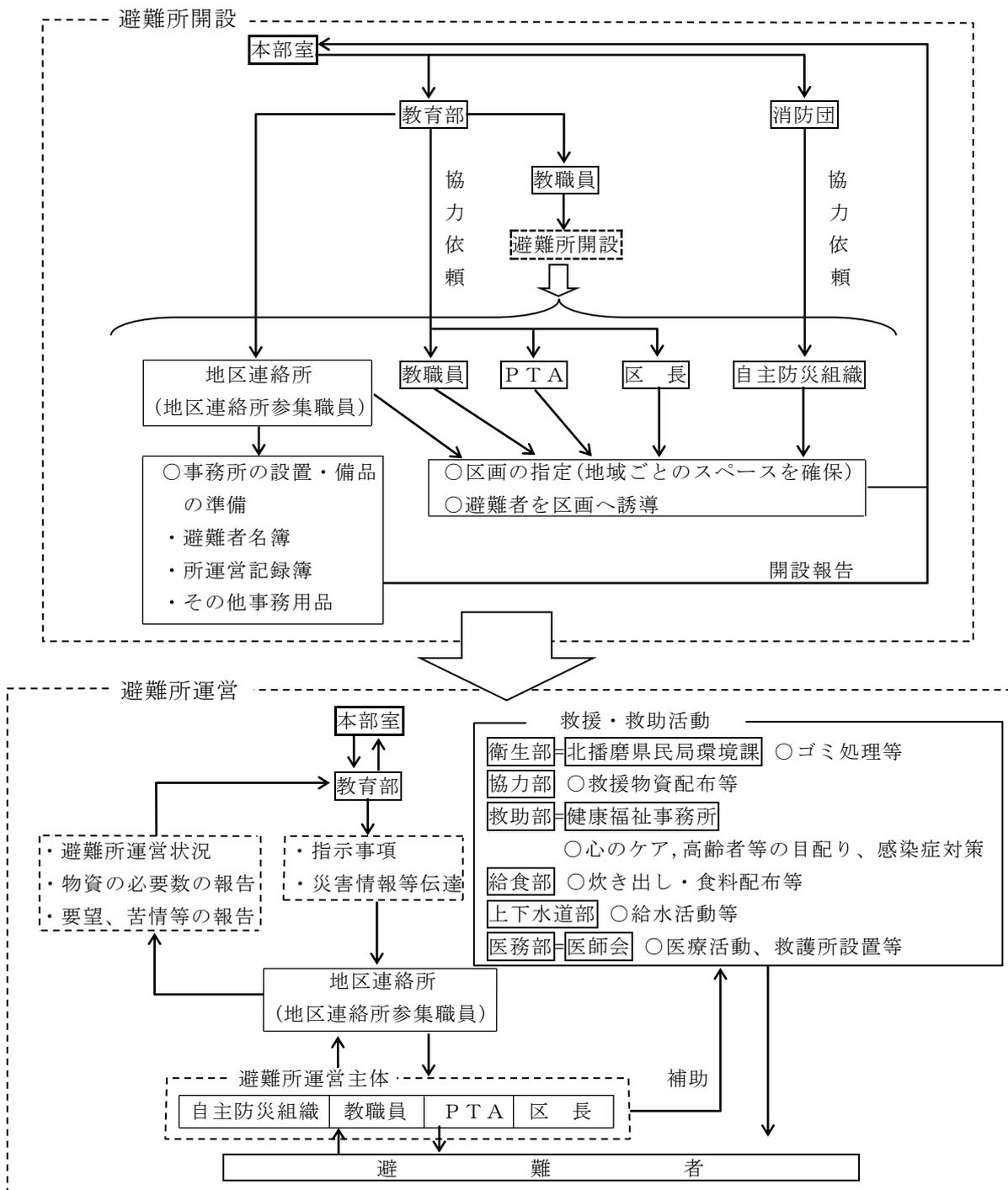
(1) 災害対策本部

- ① 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際しあらかじめ伝達する。
- ② 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用し避難方向を照射する。
- ④ 夜間においては、照明具携行の誘導を確保する。
- ⑤ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑥ 誘導員は出発、到着の際の人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑦ 避難開始とともに、消防団員等による現場警戒区域を設置し危害防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ⑧ 避難所が遠い場合等には、適宜車両による輸送を行う。

(2) 消防署

- ① 消防署は、高齢者等避難又は避難指示が発令された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。
- ② 市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導、高齢者等避難又は避難指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。
- ③ 高齢者等避難又は避難指示が発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの避難場所・避難経路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺からの延焼防止及び飛火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

7 避難所の開設等



(1) 避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によるため池の堤防決壊と河川洪水との同時発生等、複合的な災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生することを考慮するよう努める。

その際、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮する。

(2) 避難所等の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により、住民に対して周知徹底を図るものとする。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

ア 災害発生、発生のおそれがある場合に迅速に避難場所を開設できる管理体制を有すること。（管理条件）

イ 居住者等の受入れに供する部分について、物品の設置、又は地震による落下、転倒、移動等により避難上の支障を生じさせないこと。（管理条件）

ウ 異常な現象による災害発生において生命や身体に危険がおよぶおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの。（立地条件）

エ 安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあり、かつ避難上有効な経路があることのもの。（構造条件）

② 指定避難所

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定最大の規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設当たり概ね数百名程度までとする。（規模条件）

イ 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること（交通条件）

オ 要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等支援体制に十分配慮する。避難所指定の順位は原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得て指定する。

(ア) 公立小、中学校

(イ) その他の公立学校

(ウ) 公民館

(エ) その他の公共施設

(オ) その他の民間施設

(3) 開設

① 実施責任機関

ア 平常勤務時

避難所の設置は、災害救助法に基づく開設基準等により本部長が決定し、あらかじめ指定する避難所に設置するが、開設の実務は、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を得て、教育部が施設に地区連絡所参集職員及び複数の職員を派遣し担当させる。

イ 夜間・休日

夜間・休日、又は災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、地区連絡所参集職員は本部長の指示により、避難所の開錠を行い、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を要請し、開設を行う。

② 開設時の留意事項

ア 開設手順

原則として、避難所の開設のための施設、場所及び設備等の使用は、すべて関係者の承諾を得るものとし、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生する等突発的な

災害の場合には、本部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、非常参集職員等が避難所開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館等の広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。

避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に行う健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行う。

イ 区画の指定

避難した市民の受入スペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長及び自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。

その際、ペットの同行者、アレルギー、要配慮者のスペース設定に留意するとともに、ペットのためのスペース及び資材の確保に努める。

ウ 報告

(ア) 避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに本部室に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、電話（FAX又は口頭）又は無線によりその旨を報告する。本部室は、避難場所の開設を確認後、広報部に対して市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請するとともに、消防署・県知事・防災関係機関（関西電力送配電・NTT西日本等）に対して、開設の状況を連絡する。

(イ) 県知事・防災関係機関への連絡事項

- a 避難所の開設の日時、場所、施設名
- b 収容状況及び収容人員
- c 開設期間の見込み

エ 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、避難所開設以降は事務所には要員を常時配置しておく。

また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、避難者名簿、避難所運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

③ 対象者

ア 避難指示等による避難

イ 住家が被害を受け居住の場所を失った者

④ 福祉避難所

身体等の状況が施設等に入所するに至らない程度の要配慮者で、避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所への入所について配慮する。

⑤ 避難所の名称、収容可能人員（資料編 表-19 P37）

(4) 避難所の運営

① 運営主体

避難所内のコミュニティの早期確立を図るため、派遣職員及び地区連絡所参集職員は、本部との連絡調整及び各部が行う救援・救助活動の窓口となるとともに、主体となり運営を行う。なお、自主防災組織・教職員・PTA・区長等は運営の補助を行う。

② 居住区域の割り振り

ア 居住区域の割り振りは、可能な限り、地域地区ごとにまとまりをもてるように行う。

また、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

イ 障がい者、乳幼児、高齢者等環境の変化に対して敏感な避難者については、その変化が最小となるよう配慮する。

③ 居住区域の代表者（班長）の役割

- ア 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- オ 衛生班が行う消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

④ 食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者である職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、本部室長を通じて農林経済部に調達を要請する。また、配給は居住区域の代表者（班長）を通じて居住区域ごとに行う。

⑤ 避難所の保健医療福祉対策

衛生部・救助部は、健康福祉事務所、医務部・医師会と連携のもと、次のとおり避難者の保健医療福祉対策を実施する。

ア 心身の健康管理指導

保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

- (ア) 感染症や食中毒を防止するため、保健衛生面の指導を行うとともに、チラシ・ポスター等による周知の徹底を図る。また、有症状者に対して、速やかに受診勧奨を行い、受診結果を把握する。

状況により、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）の県への派遣要請を検討する。

- (イ) ギ菌を紛失・破損した人、う歯や歯周疾患を有する等治療が必要な被災者に対して受診勧奨を行う。
- (ウ) 保健師はあらゆる機会を利用して、被災体験を語れる場づくりに努めるなど、被災者の精神安定に努めるとともに、被災者同士のコミュニケーションを図るため、健康体操やレクリエーションを取り入れた健康教育を行う。
- (エ) 保健師は、登録ヘルパー等と連携し、巡回相談を行うとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握及びサービスの調整・提供を行う。
- (オ) 管理栄養士は、専門的な知識により食生活支援、栄養管理、要配慮者の栄養相談、衛生指導等を行う。
- (カ) 健康福祉事務所は、医療機関の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な障がい者に対応するとともに、被災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対しての不安に対応するために相談及び診療を行う。

イ 情報提供

衛生部・救助部及び健康福祉事務所は、被災者・避難所運営者・救護班等に対して、保健・福祉・医療・生活等の情報提供を行う。

ウ 生活環境の整備

- (ア) 衛生部・救助部は、避難所ごとに、換気、清掃、保温、冷房、寝具類の日光消毒、ゴミ、トイレ、プライバシーの保護、風呂、洗濯機等の生活環境の状況を把握し、可能な限り環境改善を図る。また、共同生活で必要な人間関係づくりを推進する。
- (イ) 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

エ 支援者の健康管理

支援者の健康状態の把握、健康支援を行う。

⑥ 避難所の運営状況の報告

責任者である職員は、避難所の運営状況について、1日1回報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときはその都度必要に応じて報告する。

⑦ 被災者の移送

ア 被災者の他地区への移送

本部長は、被害が甚大なため市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、非災害地若しくは小被害地である他市町等への移送を要請する。

イ 他地区からの被災者の受入協力

本部長は、県知事から他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

⑧ 要配慮者に対する避難所等における配慮

ア 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食品、おむつやポータブルトイレ等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の提供に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配慮や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣、点字ブロックの設置等、きめ細やかな対応に努める。

その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

エ 快適な空間の確保

高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

⑨ 避難所における動物の受け入れ体制の整備

動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えるとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。

⑩ 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

(5) 大災害発生時の避難所開設の応援要請

大災害が発生し、予定していた避難所が使用できなくなり、市において避難所を開設することができず、又は適当でない場合において、市長は、隣接市町の施設の使用について、県知事に要請報告をする。なお、事態が急進し、県知事に要請報告をする時間のないときは、市長は、隣接市町長に対し直接要請し、その応援を得て避難所を開設する。

(6) 広域一時滞在

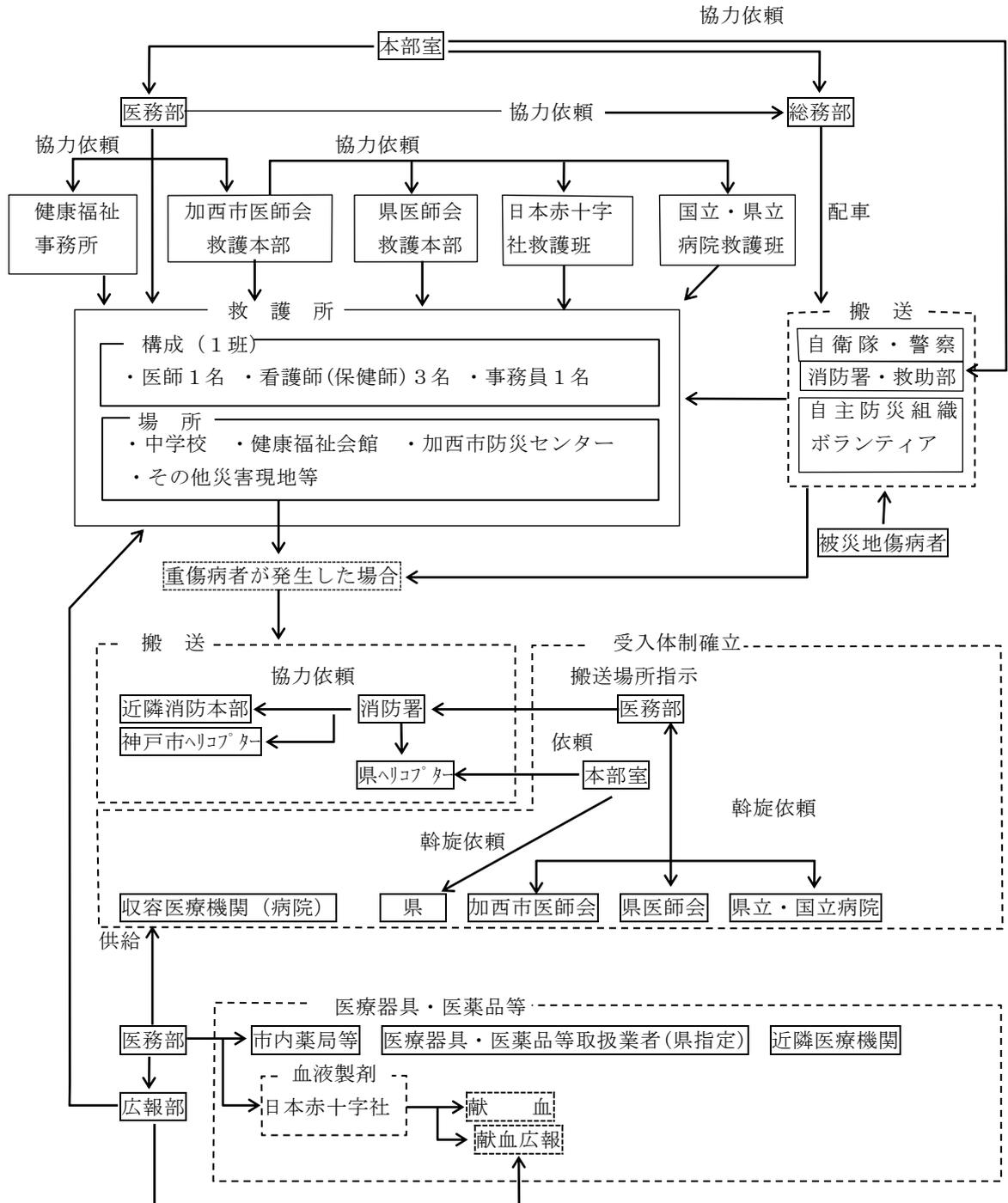
① 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

② 市は、指定避難所が広域一時避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

③ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、近隣市町に避難所を設ける。

第3 医療助産計画

災害のため罹災地の住民が医療の途を失った場合に応急的に医療又は助産を行う等罹災者を保護する計画である。



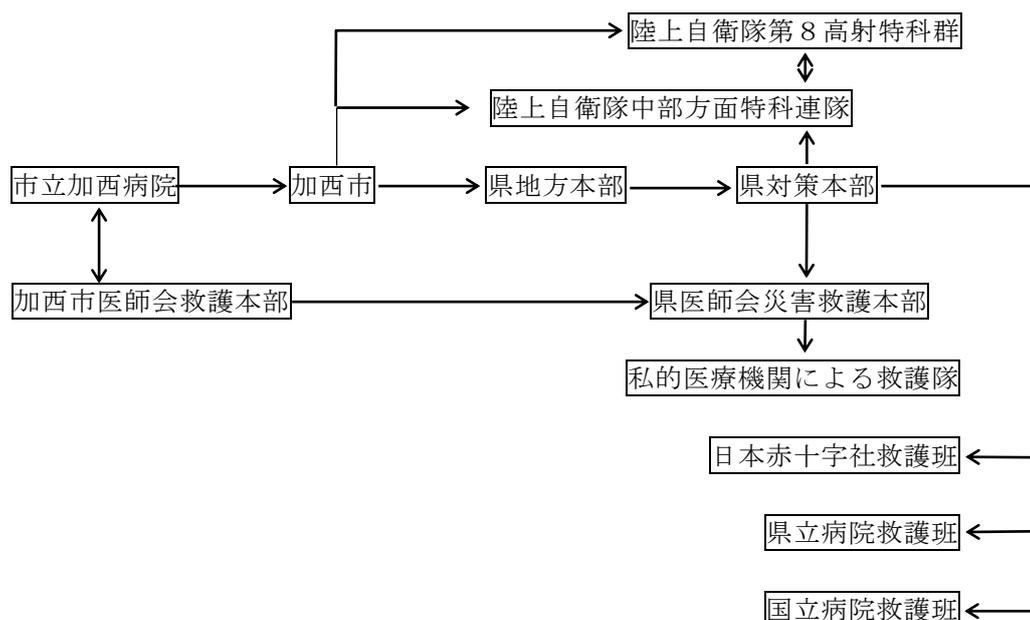
1 救護班の編成

市立加西病院、医師会等の協力を得て医師1、看護師又は保健師3、事務員1、計5名をもって1班とし数個班を編成する。ただし、災害の状況、現在員の都合により適宜増減することができる。

2 救護所の設置予定場所 (資料編 表-25 P43)

救護所は災害地の状況により本部長、市立加西病院長、医師会長、健康福祉事務所長協議のうえ次の場所に設ける。

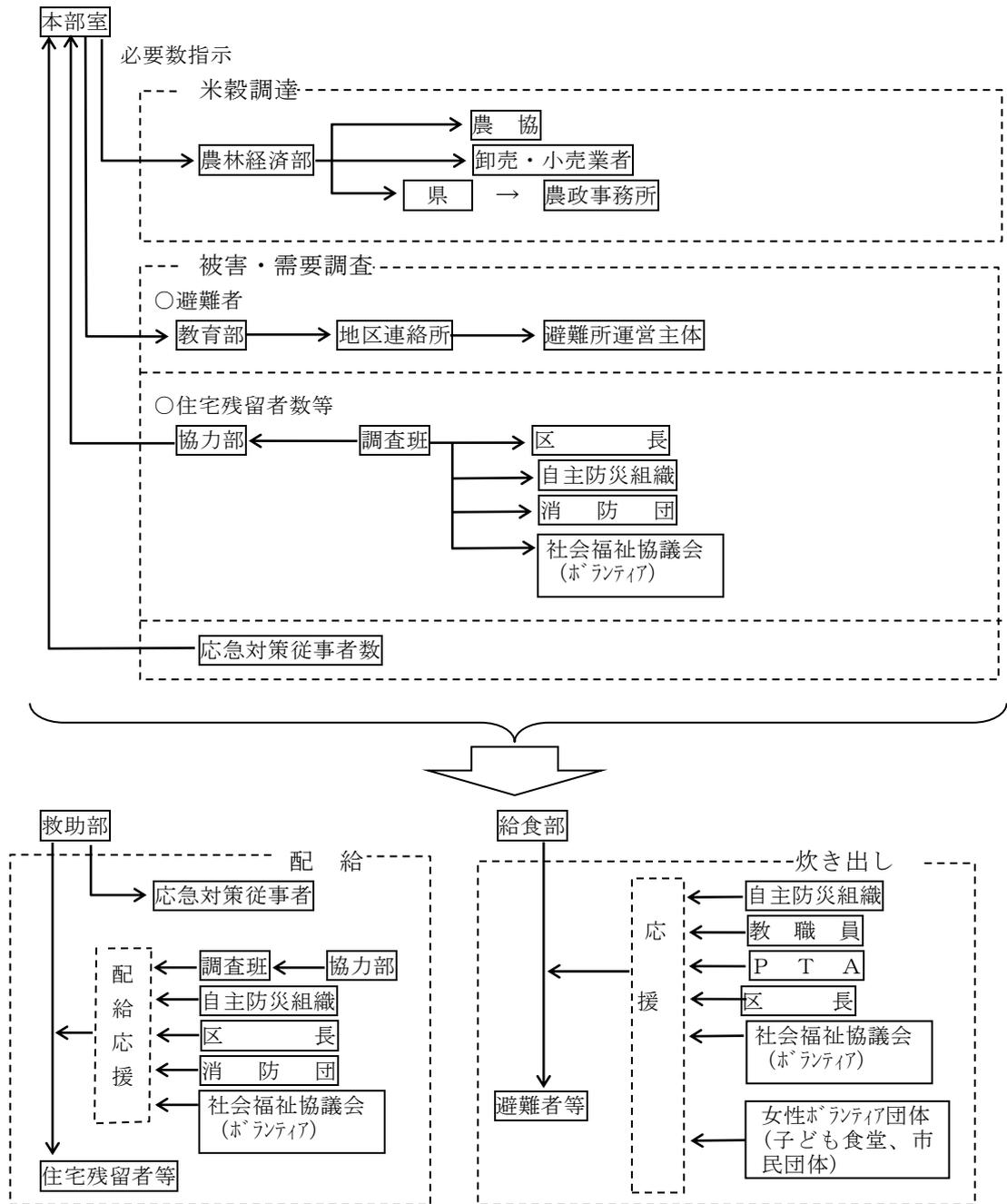
- (1) 被災者の避難場所等の一部（各中学校体育館、加西市防災センター、健康福祉会館）
- (2) 被害者の多いところ
- (3) その他
- 3 医療収容施設（資料編 表-26 P43）
- 4 医療及び助産に必要な携行資材の補給方法
救護班の携行資材は、市立加西病院長と協議のうえ市立加西病院在庫の資材を携行し、携行不能又は不足の場合のみ調達補給する。
- 5 医療の対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 6 医療の範囲
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤、その他衛生材料の支給
 - (3) 処置手術、その他の治療
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 7 医師会の救護隊編成表は次のとおりである。
 - (1) 加西市医師会救護隊編成表（資料編 表-27 P44）
 - (2) 医療機関（資料編 表-28 P45）
- 8 大災害時において、前記救護によって医療救護の万全が期し得られないときは、「北播磨地域災害救急医療マニュアル（平成19年3月北播磨県民局策定）」を活用するとともに、県知事、及びその他関係機関に次の方法により応援要請を行う。



要 請 先	電 話 番 号
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (災害対策本部事務局)	(078) 341-7711(代表) (078) 362-9900 FAX(078) 362-9911
日本赤十字社兵庫県支部	(078) 241-9889
陸上自衛隊中部方面特科連隊	(079) 222-4001 内線 650、238(勤務時間内) 内線 302(勤務時間外)
陸上自衛隊第8高射特科群	(0794) 66-7301 内線 243(第343高射中隊)
兵庫県医師会	(078) 231-4114
北播磨県民局総務企画室総務防災課	(0795) 42-9309 FAX(0795) 42-4704

第4 食料供給計画

災害時に避難者、罹災者及び応急対策要員等に対する応急的な炊出し、その他食料の供給について必要な食料の確保とその供給の確実を期するための計画である。



(参考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22.1.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4.7.1 提供内容：生活物資）

1 実施責任機関

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他による食料の供与の実施責任機関は、原則として次のとおりとする。なお、大災害が発生し、市内のみでは対応が不可能と判断される場合、市長は、県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

実施責任機関	対 象 者	備 考
市 長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む）	災害救助法が発動された場合は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは市長が実施する。
作業実施機関 災害発生機関 市 長	災害救助従事者	

2 本部長の供給実施の決定

本部長は、災害により①避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、②ある程度の人数の規模で発生し、③相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合、食品の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の供与」の実施機関は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。また、市のみでは対応不可能と判断される場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

3 調達方法（米穀の供給）

(1) 米穀の調達方法

- ① 原則として、市長は、農林水産大臣届出米穀販売事業者より所要量を購入する。
- ② 災害救助法が発動された場合
 - ア 前項による米穀供給が不可能・困難となった場合又はなるおそれがある場合は、市長は、米穀の割当指定数量の供給又は斡旋を県知事に要請する。
 - イ 県知事は農林水産省に政府備蓄米の引渡を要請する。（平成 22 年 10 月 1 日政府米販売等業務の包括的民間委託実施により、県知事と農政事務所長との協定が廃止された。）
- ③ 災害救助法が発動されていない場合

市長は、災害の状況により必要と認める場合には、米穀取扱事業者から直接購入が受けられるよう県知事に要請する。

(2) 乾パンの調達方法

- ① 原則として、市長は、米穀取扱事業者より所要量を購入する。
- ② 前項によりがたい場合又はそのおそれがある場合は、市長は、米穀の方法に準じ、県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

(3) 副食・調味料の調達方法

市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。

(4) 備蓄食糧

市長は、被災者の2日分（うち1日は現物備蓄）の備蓄に努めるとともに、市内の米穀取扱事業者に協力の要請を行い、操作用米穀（手持ち在庫米穀）を災害に際して炊き出しに必要な米穀に充当できるよう体制を整えておくとともに、「災害時における応急食料等の確保に関する協定」に基づき、JA兵庫みらい等に対し、米穀の提供を求める。（目標保管確保数量は30,000 kg（精米キロ）以上）

4 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の食料を備蓄するよう奨励する。

5 市内米穀取扱事業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者（資料編 表-20 P39）

6 需要の把握（被害状況の把握）

応急食糧の必要数の把握は、関係各部がそれぞれ次により実施したものを農林経済部が総括して行う。なお、農林経済部は、把握した食品の必要数（食数）を、直ちに本部室を通じて、本部

長に報告し、本部長の供給数の決定を待って、必要数の調達・輸送を要請する。

- (1) 避難所については、担当職員が必要数について集計の上報告する。
- (2) 住宅残留者への必要数については、調査班が消防部その他の関係各部、関係機関、自治会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て実施する。
- (3) 災害応急対策活動従事者への必要数については、関係各部の協力を得て、本部が実施する。

7 供給方法

(1) 供給基準

1人当りの供給数量は次のとおりとする。（乾パン及び麦製品の精米換算率 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 炊き出し用として給食する場合 | 1人当り 200 g |
| ② 通常の供給機関を通じないで供給される場合 | 1人当り 400 g |
| ③ 救助作業用として給食する場合 | 1人当り 300 g |
| ④ 特定職場の復旧作業用として給食する場合 | 1人当り 300 g |

(2) 供給対象者

応急食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給）
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（災害救助法では、実費弁償の対象外）
- ⑥ 高齢者等、避難所への避難や外出が困難で、在宅において他に食品を得る手段のない者
- ⑦ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合には、県知事の指定を受けて、被害を受けていない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

(3) 供給要領

- ① 避難所に収容された者
本部長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて供給する。
- ② 罹災者
本部長は、調達した食糧を直接に供給するか、あるいは米穀取扱事業者等を指定して行う。
- ③ その他災害対策要員等
①に準じて行う。

(4) 通常の供給機関を通じないで配給できる場合

本部長は、米穀を通常の供給機関を通じないで、応急供給する必要があるときは、県知事の指示に基づき本部長自らが、あるいは、米穀取扱事業者等を指定して供給する。

なお、通常の供給機関を通じないで配給できるのは、概ね次のとおりである。

- ① 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 罹災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ③ 災害地における救助作業、緊迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合
- ④ 特定職場に属する鉄道、通信機関の罹災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む。）に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

8 炊き出し

(1) 実施方法

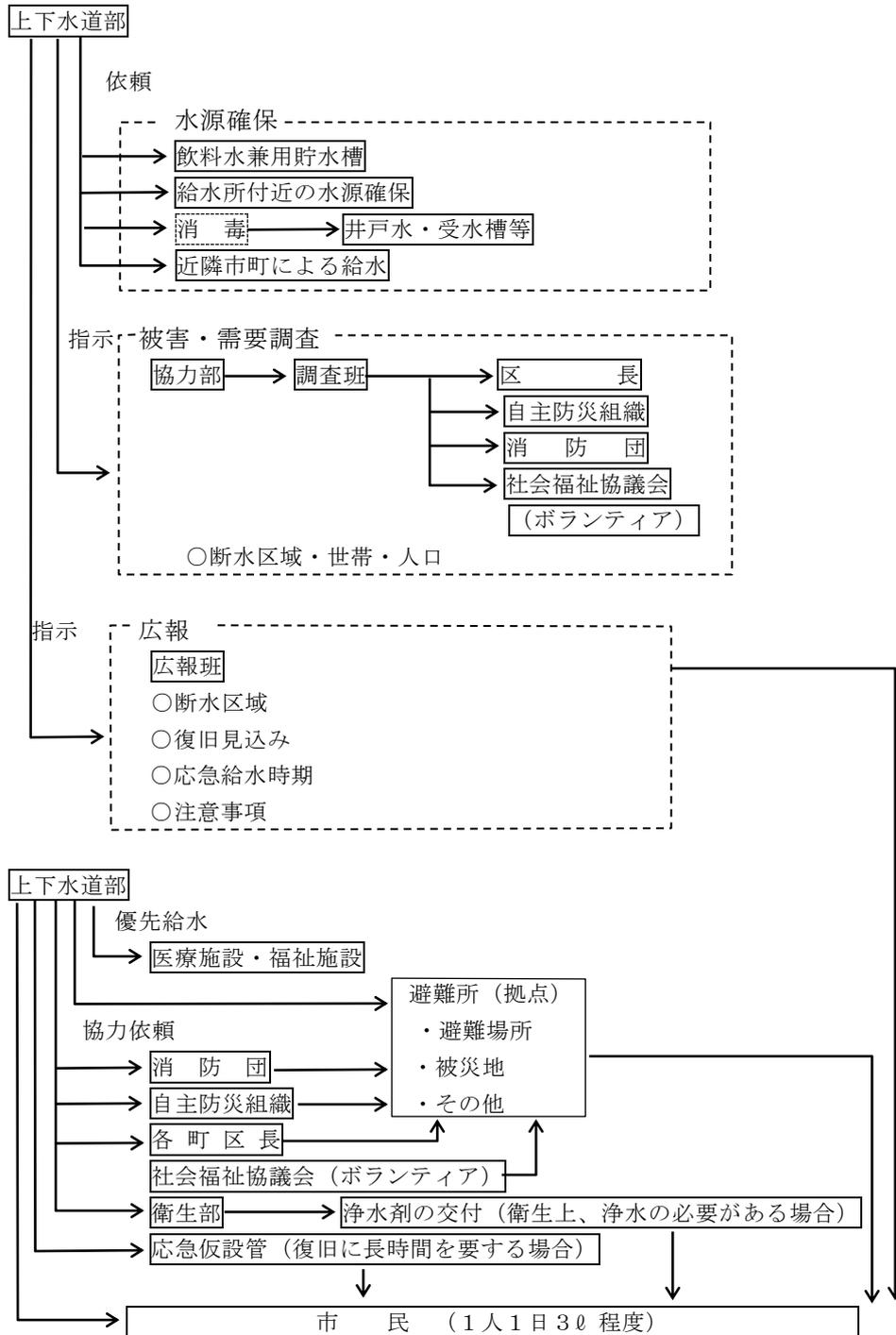
炊き出しによる給食を行う必要がある場合の米穀等の確保については、前述によるもののほか、地域住民及び地元団体等の協力のもと調達する。

本部長は、災害を受けない地域の婦人会、赤十字奉仕団、自治会、社会福祉協議会（ボラン

- ティア)等に対し、炊き出しについて協力を要請し、避難所内若しくは下表の場所において炊き出しを実施するほか、民間給食業者の協力を得る。
- (2) 炊き出し実施場所 (資料編 表-21 P40)

第5 給水計画

災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための計画である。



1 補給給水源の確保

(1) 市有飲料水兼用貯水槽

災害時には、市有飲料水兼用貯水槽を活用する。

① 場所

屋内ゲートボール場（すぱーく加西）駐車場（北条町北条）

② 容量

100t

(2) 受水槽・井戸水等

その他の状況により、受水槽、井戸水等を補給給水源として使用する。この場合、薬剤入、煮沸消毒等を施す等の安全性に特に留意する。

(3) その他

災害時に備え、各家庭に200～600程度の水を常備するよう、奨励する。

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、上下水道部は、消防署の協力を得て直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、市内の全域の状況を把握した際には、次の事項を本部長へ報告するものとする。

(1) 給水機能停止区域、世帯、人口

(2) 復旧見込み

(3) 給水班編成状況

(4) 応急給水開始時期

(5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

3 給水所（拠点）の設定

(1) 設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。給水所（拠点）の設定は、避難所及び指定給水場を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(2) 周知・広報

給水所を設定したときは、広報班に対して、被災地市民に対する広報を要請するとともに、設定した場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示するものとする。

4 応急給水の実施

(1) 対象者

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者

(2) 給水基準

災害救助法適用、不適用にかかわらず、災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復することとする。なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが最小基本水量の飲料水である旨を十分説明し、協力を求める。

(3) 給水方法

① 飲料水の確保

ア 飲料水が感染症対策その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

イ 市有飲料水兼用貯水槽及び被災地内の水源から給水する。

ウ 被災地内において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、市が所有する給水車で応急給水を行う。

② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

（ア）給水所（拠点）への搬送は、上下水道部が行う。

（イ）必要な車両・機材は、市が所有する給水車・ポリタンク等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、上下水道部が、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。また、給水に際して、被災者は各家庭において、自ら容器を持参するよう、あらかじめ広報活動により要請する。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請する。極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク・給水袋等を貸与する。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設及び入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児（者）施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

③ 応急仮配管による応急給水

復旧に長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、本部長と関係機関が協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

5 応急給水用機器 （資料編 表-22 P40）

6 配水場被災の場合

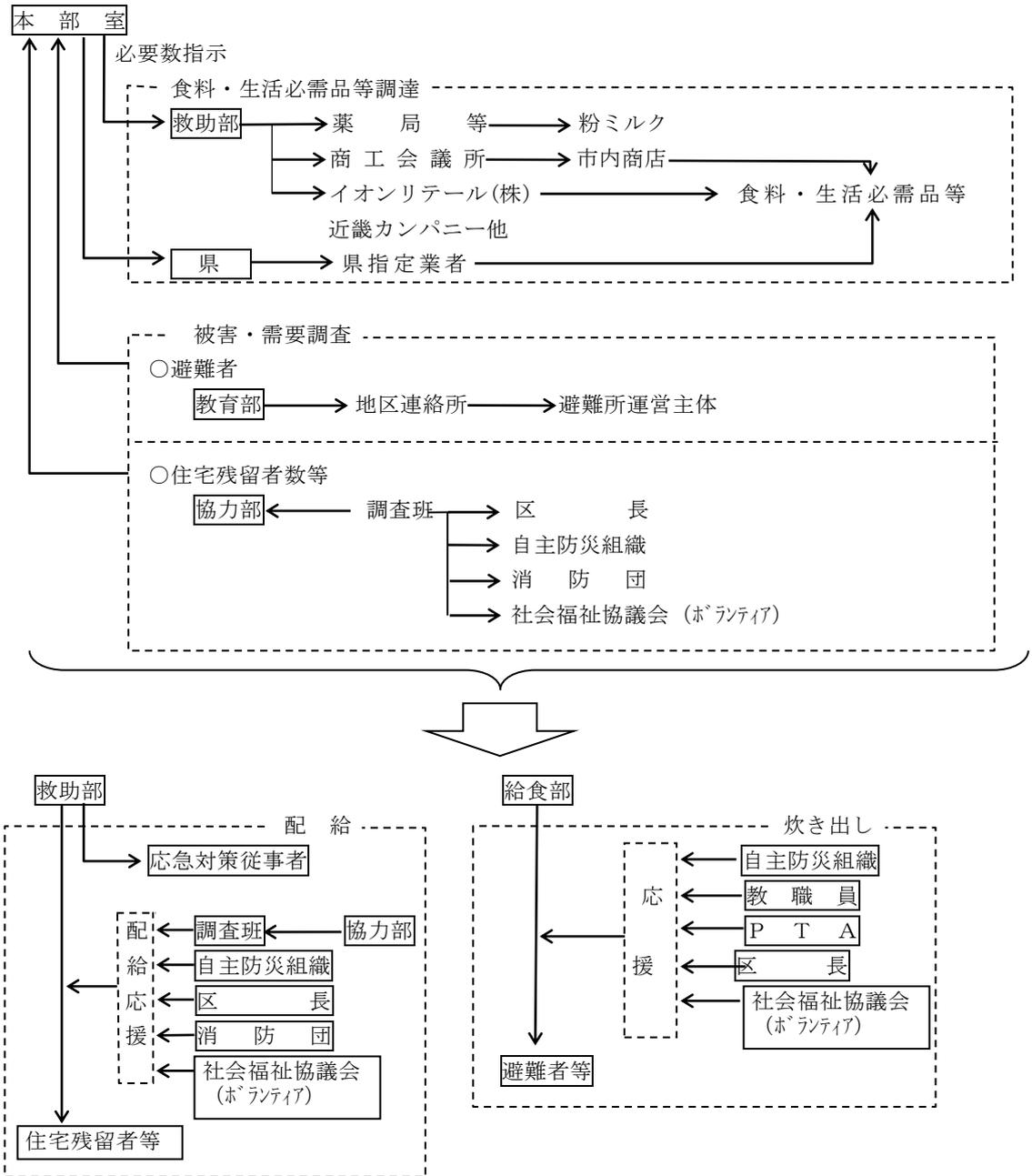
小野市、西脇市、姫路市等の隣接市町より給水を受ける。

7 県、他市町及び関係機関からの給水応援計画

大災害時において、市の能力をもって給水の万全を期し得ないときは県、自衛隊、他市町への応急要請を行う。

第6 物資供給計画

災害時に、罹災者に配給する衣料、生活必需品、その他物資についてこれらの確保と配給の確実を期するための計画である。



(参考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料・日用品・資機材等）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 協定内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22.1.13 協定内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4.7.1 提供内容：生活物資）

1 備蓄物資

毛布、ロウソク、タオル、食器、洗面器、なべ、バケツ、おむつなどの乳幼児用品等の応急救助備蓄物資を確保するとともに、食糧については被災者の2日分を備蓄するよう努める。

2 供給実施の決定者

災害救助法が適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

なお、市のみでは対応が不可能と本部長が認める場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 供給対象者

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

4 需要の把握

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

5 災害救助物資調達計画

(1) 市内の業者で、即時調達可能な物資は、できるだけ市内で調達し、不足の場合は県災害対策本部を通じ「兵庫県地域防災計画」の物資供給計画に記載の業者から調達する。

(2) 被災者等生活必要物資、応急復旧用物資 (資料編 表-23 P41)

6 物資の配給

(1) 配分計画等の策定

救助部は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、これにより迅速な被災地等への輸送及び供給を行うが、高齢者、障がい者等の要配慮者については、自力での対応を要求することは非常に困難なことが予想されるため、社会的弱者への配布を優先的に行う。

(2) 生活必需品の供給

① 供給（貸与）基準

生活必需品の供給（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

② 配給経路

本部長は、即時調達物資の所要数量を業者より購入し、関係区長を通じ罹災者へ配給する。

③ 物資及び救出品等の配給方法

災害状況等を考慮し、その都度決定する。

7 各戸備蓄の奨励

災害に備え、各家庭に最低3日分（推奨1週間）の生活必需品を備蓄するよう奨励する。

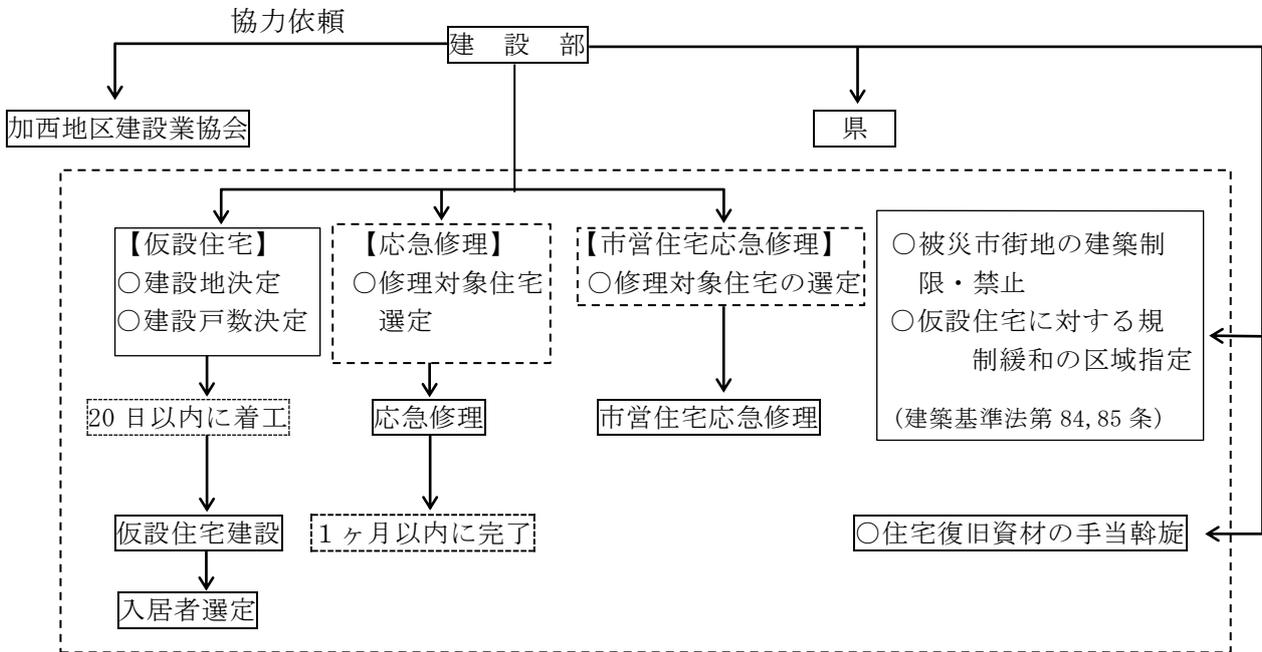
8 被災者への物資支援体制の強化

(1) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。

(2) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第7 住宅対策計画

災害のため住宅が全壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び災害のため住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画である。ただし、災害発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、「避難計画」に定めるところによる。



1 住宅対策の順序

(1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの

- ① 避難所の設置による被災者の応急収容
- ② 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- ③ 建築基準法第84条、85条による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- ④ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、斡旋

(2) (1)の対策に引続き、できるだけ早く実施すべきもの

- ① 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- ② 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- ③ 公営住宅法による施設公営住宅の復旧（再建設、補修、宅地の復旧）
- ④ 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- ⑤ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施

2 応急仮設住宅

(1) 入居基準

被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力、その他を勘案の上本部会議において決定する。基準を例示すれば次のとおりである。

- ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人、母子家庭
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者・障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 設置場所

下表の場所に設置する。なお、被災により設置が不可能と判断される場合においては、その他の代替地を選定する。その際、罹災者が相当間居住することを考慮し、下記の事項に留意する。

- ① 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
- ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- ③ 児童、生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し可能な限り、罹災者の生活圏内にあること。
- ④ 交通の便がよいこと。
- ⑤ 敷地が広大であること。

場 所	面 積	仮設住宅戸数
市民グラウンド	8,410 m ²	140戸
アジナスジアム (加西球場)	12,670 m ²	210戸
鵜野飛行場跡地	別途関係機関と協議の上、住宅戸数、期間等を定める。	

(3) 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

(4) 建設規模及び費用

① 建築戸数

全焼、全壊、流失戸数の3割の範囲内とする。ただし、止むを得ない事情がある場合は、市町相互間で融通されることがある。

② 規模及び費用は兵庫県の定める基準による。

(5) 応急仮設住宅の着工期間

特段の理由がない限り、建設関係業者等に協力を求め、速やかに着工し20日以内の完成に努め、罹災者に応急仮設住宅を与える。

3 災害公営住宅

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災者世帯等のため、災害公営住宅を建設し、入居させる。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の消失戸数が、500戸以上のとき。
- ② 市の区域内の消失戸数が200戸以上のとき。
- ③ 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 火災による場合

- ① 被災地域の消失戸数が、200戸以上のとき。
- ② 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

4 既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、速やかに復旧又は移転し、早急な措置を講ずる。

5 住宅応急修理

- (1) 実施者 被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたとき行う。なお、市のみでは対応できないと判断される場合は、近接市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 対象者 災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者（例示については応急仮設住宅の場合と同じ。）
- (3) 応急修理の戸数 半壊戸数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引上げを要するときは県知事に対してその申請を行う。
- (4) 修理の内容 居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分について、ブルーシート の展張等を含む応急修理を実施する。

(5) 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(6) 費用 兵庫県が定める基準による。

6 災害住宅に対する融資

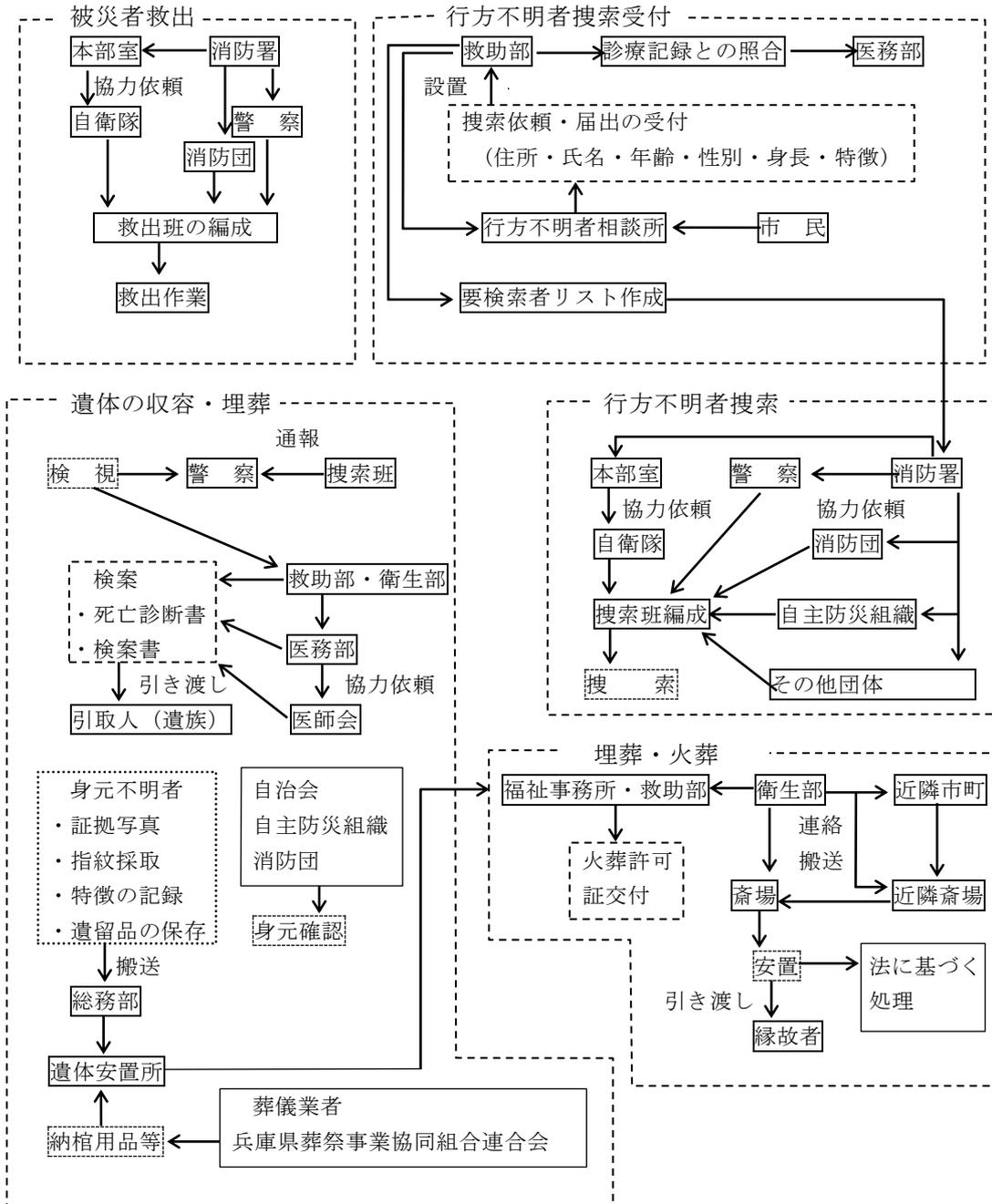
災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫の行う融資制度を積極的に活用して、早急に罹災地の民生を図る。

7 主な建設業者の名簿 (資料編 表-24 P43)

第8 被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画

1 被災者救出計画

災害による被災者(災害にかかった者、死者及び行方不明者)等の救出(捜索)は、本計画の定めるところによる。



(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災者等の救出（捜索）は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出（捜索）は、市長が行う。

(2) 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については、同法に準じて行う。

(3) 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、警察の連携のもと、消防署及び消防団の機構をもって当て、市長の指令を受けた消防署長の指示で活動する。

(4) 所要人員

被災者の数及び被災の軽重によって必要人員の判断を行い、消防署長の指示により出動する。

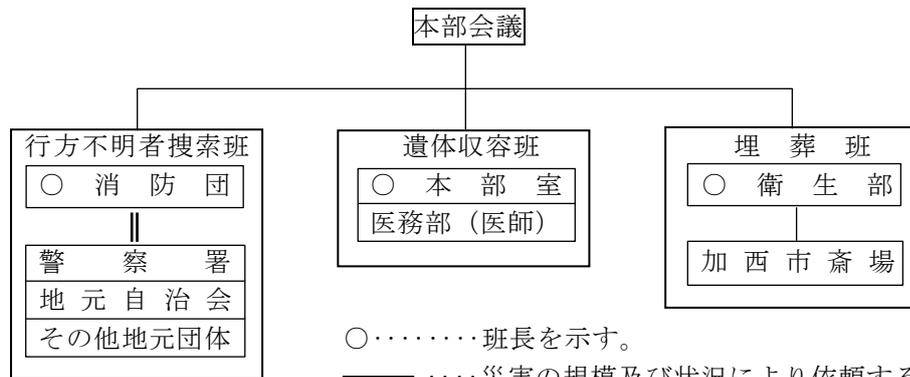
(5) 必要資器材

被災者の数及び被災の種別並びに被災の軽重に応じて資材若しくは器材の購入、徴発、調度又は借上げを行う。

2 行方不明者捜索・収容・埋葬計画

この計画は、災害により現に行方不明状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬するものである。

(1) 組織



(2) 事務分担

① 行方不明者捜索班

行方不明者の捜索に関する事。原則として消防団において捜索するが、災害の規模・状況及び捜索人数を勘案の上、警察署及び地元関係団体に依頼する。

② 遺体収容班

ア 遺体収容所の開設に関する事。

イ 遺体収容安置に関する事。（洗浄・縫合・消毒等を含む。）

ウ 遺体の検案に関する事。

③ 埋葬班

遺体の埋火葬に関する事。

3 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、総務部が以下により行う。

(1) 市役所に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

(2) 届出を受けたときは行方不明者の「住所」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「身長」、「着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、記録する。

(3) 「届出」については、医務部の診療記録で確認する。

(4) 避難所収容記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

4 搜索の実施

(1) 搜索

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が、警察署、自衛隊その他の関係機関の協力を得て実施する。

- ① 行方不明者の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- ② 支出できる費用は、搜索のための機械、器具等の借上料、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とする。
- ③ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、止むを得ない事情により期間によりがたい場合は必要な期間を延長する。

(2) 遺体を発見した場合の措置

- ① 消防職員、消防団、町内会等災害業務関係者が救出作業又は遺体搜索中において遺体を発見したときは、速やかに警察官に連絡するとともに検視を受けるものとする。
- ② 医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成する。

5 遺体の検案

原則として、現地において警察署が検視（見分）した後の遺体は、遺体収容班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、救助部・衛生部が医務部、医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、身元が判明し引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡す。
身元が判明しない遺体については、救助部が、遺体収容所に連絡して総務部、各関係機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

6 遺体の収容

総務部は、検案を終えた遺体について、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

(1) 遺体収容方法

- ① 遺体収容班は、遺体を到着順に収容すること。
- ② 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体収容班は、遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に提出する。
- ④ 身元が判明しないので、一定期間経過後引取人のいないときは行旅人として取扱うこととし、福祉事務所に連絡するとともに、火葬許可書の交付をうけ、埋葬班に引き継ぐ。

(2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

7 遺体収容所の所在、名称、収容能力（資料編 表-30 P47）

8 遺体の埋葬・火葬

(1) 埋葬実施基準

- ① 市長は災害時における死亡者の火葬について必要がある場合は、近隣市町の応援を求める。
- ② 遺体埋葬は、遺体収容班から引継いだ遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し、火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場の所在、名称、処理能力

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
加西市斎場	加西市鴨谷町 307番地の6	1日 9体	火葬所要時間3時間/1体 1日3炉 9体火葬可能

(3) 遺骨の安置場所

火葬に付した遺骨は、当面加西市斎場に安置し、縁故者が判明次第引き渡すものとする。縁故者の判明しない遺骨は、法に基づいて処理する。

(4) 埋葬場

埋葬は、市の指定する寺院（墓地）とする。

9 必要資材・車両の調達

(1) 必要資材・車両の調達は、概ね次のとおりである。

資材等名	調達方法
遺体運搬用担架	業者より購入等適宜の方法により調達する。
遺体安置用毛布	
遺体消毒用品	
骨箱	
棺	
遺体捜索収容車両	臨時配車等適宜の措置による。

(2) 大規模災害において、市内での必要資機材の調達が困難な場合は、下記に斡旋依頼する。

兵庫県葬祭事業協同組合連合会

〒661-0026 尼崎市水堂町 3-1-23 TEL (06)6434-3327 FAX (06)6434-3350

第14節 警備計画

加西市域における災害警備については、「加西警察署災害警備計画」に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 警察の任務と活動

警察は、警察法及び災害対策基本法に基づき市民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに、概ね次の活動を行う。

- (1) 被害状況、気象状況、危険箇所等についての情報収集活動
- (2) 危険防止及び人心安定のための広報活動
- (3) 各種予報、警報等の伝達
- (4) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告、誘導
- (5) 被災者の救出、救護、行方不明者の捜索、遺体の検視
- (6) 交通の安全と円滑確保
- (7) 災害地における犯罪の予防検挙
- (8) 他機関の行う活動に対する協力、援助

2 警備の体制の種類と発令の基準等

(1) 警備体制の種類と発令の基準等

① 丙災害警備体制（準備体制）

大雨、大雪、風雪、洪水等の注意報が発令された場合で今後の気象情報、降雨、降雪、水位の状況等に注意と警戒を要するが、危険事態の発生までは、相当の時間的余裕があると認められる場合に発令する。

② 乙災害警備体制（警戒体制）

大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水等のいずれかの警報が発令された場合及び警報の発令はないが、相当な被害が発生し、又は発生することが予想されたとき並びに台風が10時間前後に本県又は近府県に上陸若しくは接近することがほぼ確定したときに発令する。

③ 甲災害警備体制（非常体制）

大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水等のいずれかの警報が発令され、又は大地震等により大被害が発生した場合及び大被害の発生が明らかに予想されるとき、並びに台風が本県又は近府県に確実に上陸若しくは接近すると認められるに至ったときに発令する。

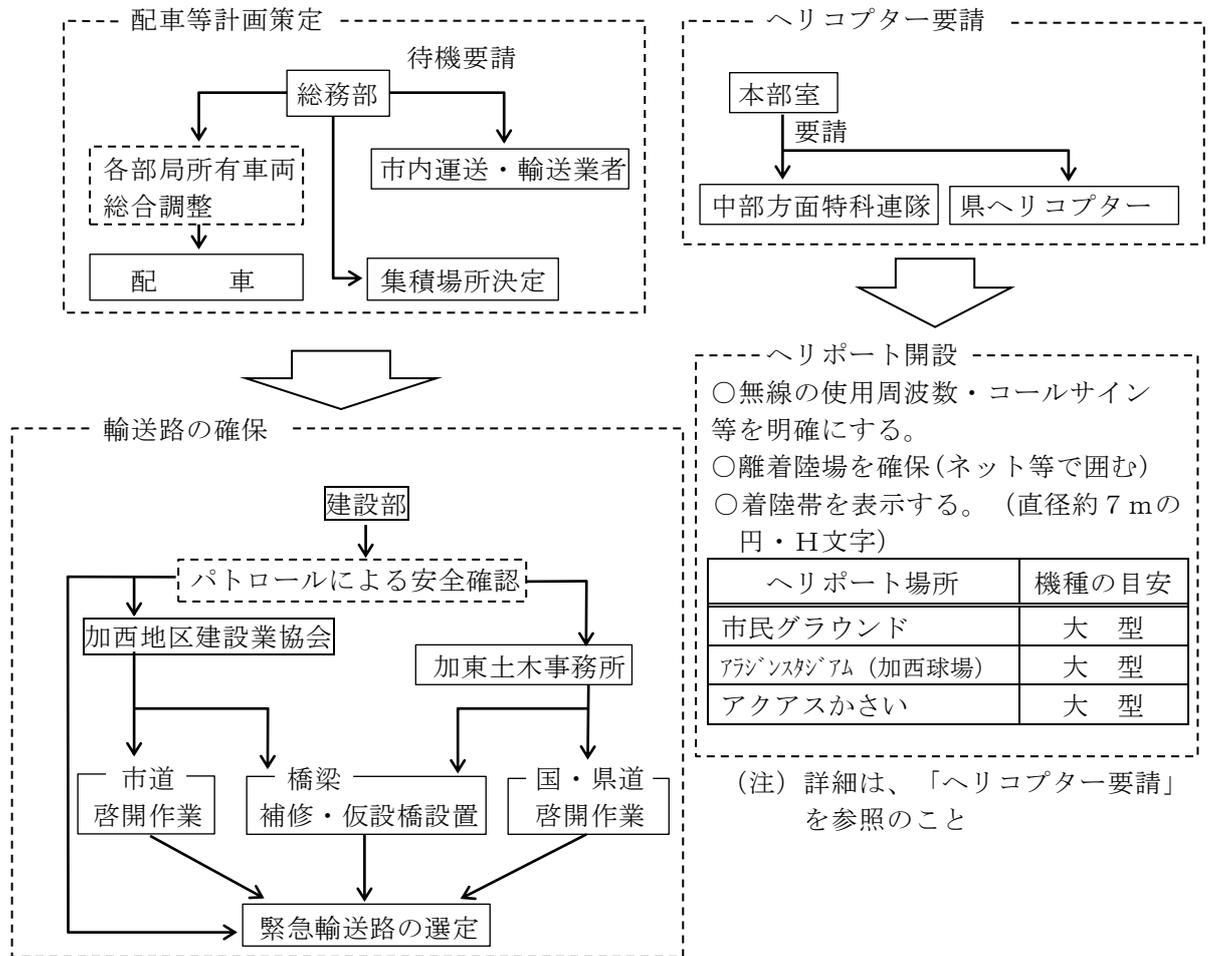
(2) 体制の切り替え及び解除

発令者は、気象状況の好転、危険状態の解消、被害地における応急措置の完了などに応じて体制の緩和又は解除を発令する。

3 部隊編成の基準

丙災害警備体制	乙災害警備体制	甲災害警備体制
1 署連絡本部開設	1 署警備本部開設	1 署警備本部開設
2 実員の概ね 1/5	2 実員の概ね 1/2	2 実員の全員

第 1 5 節 交通輸送計画



第 1 交通応急対策計画

1 被災により交通施設、道路等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。ただし、市及び道路管理者は、道路施設の保全について適切な処置をとる。

2 交通規制

(1) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設巡回調査に努め、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により判明したときは、交通の安全と円滑を図るため関係機関に通知し、交通規制の実施に協力する。

(2) 本部長は、必要があると認める場合は、警察署長等に協力を依頼し、次の措置をとるものとする。

① 第1次交通規制

- ア 交通規制が必要と認められる道路において、一般車両の通行禁止、制限を行う。
- イ 交通規制対象道路について広報を行うとともに、走行中の車両に対しては、道路左側又は適当な空き地に停車するようパトロールカー等で広報し、緊急車両の通路を確保する。
- ウ 管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、必要に応じて一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

② 第2次交通規制

第1次交通規制終了後、本部長は被害状況に応じ、次の規制措置をとる。

- ア 被害状況に応じ、被災地域に通ずる交通規制対象道路に対し、一般車両の通行を禁止、制限し、緊急輸送等に使用しない交通規制対象道路については一般車両の通行禁止、制限を解除する。
- イ 交通規制対象道路以外の道路で、避難誘導、災害応急対策等に必要と認められる道路では、一般車両の通行を禁止、制限する。

3 交通情報の収集

(1) 市災害対策本部建設部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣するなどして、次の事項について交通情報の収集を行う。

- ① 鉄道、バス等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- ② 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ③ 交通規制の実施状況
- ④ 特に危険と認められる道路及び橋梁
- ⑤ その他必要な事項

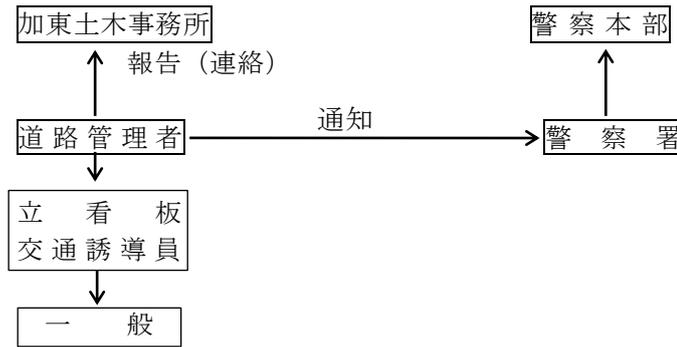
(2) 交通規制の標識等

市道について道路法による交通規制を行った場合は、警察署長に連絡の上規定の規制標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず交通を禁止又は制限したことを明示し、職員及び消防団員等をもって現場において指導する。その際、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等、一般の交通に出来る限り支障のないよう努める。

(3) 実施責任者

区 分	実施責任者	状 態	備 考
道 路 管 理 者	国土交通大臣 兵庫県知事 加西市長	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道 路 法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるとき。 ② 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ③ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法 道路交通法

- (4) 道路管理者は、交通規制で実施した内容を次により通知するとともに、一般に周知する。



- (5) 他の機関の交通規制市道管理者は、公安委員会、警察署長、警察官等が交通規制を行う旨の通知を受けたときは、一般への周知等最大限協力する。

4 道路交通の確保対策

- (1) 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、早期に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 道路上に障害物等があって通行に支障を来すときは、市有及び市内業者のブルドーザー及び牽引車を調達し、速やかに障害物を排除し通行確保に努める。

5 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の 6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等がある場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行確保に緊急の必要がある場合は、管理する道路について、区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができる。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて、一定の区域内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは事後に通知する。

県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

(3) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

(4) 国土交通大臣及び県知事の指示

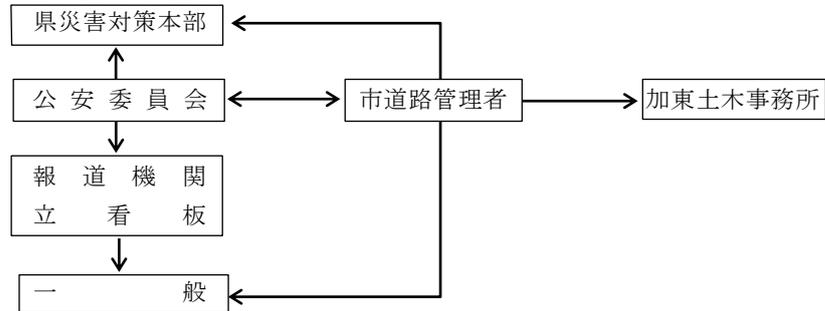
国土交通大臣及び県知事は、緊急車両の通行を確保し、災害応急対策を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、道路管理者に対し災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

第2 緊急輸送計画

1 公安委員会への情報提供

災害が発生した場合の緊急車両以外の通行禁止・制限は、公安委員会が行うが、市災害対策本部及び道路管理者は、最大限、災害の実態、道路及び交通の状況を把握し、公安委員会に情報提供するとともに、公安委員会と情報交換を通し正確な情報を一般への周知に努める。

2 規制の通知



3 緊急輸送車両の事前届出、確認等

(1) 緊急輸送車両の事前届出

市が保有する車両で緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う必要がある。

(2) 緊急輸送車両の確認

① 緊急輸送車両であることが確認された場合は、災害発生前においても、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。

② 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

4 兵庫県指定緊急輸送路

(1) 中国自動車道、一般国道372号

(2) 県道【三木粟粟線、多可北条線、高砂北条線、高岡北条線、玉野倉谷線】

(3) 市道【古坂高室線、中野家塚線、上宮木鶉野線】

第3 輸送移送計画

この計画は、車両を確保して被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する移送あるいは、災害対策物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）を行う計画である。

1 輸送手段の確保

(1) 災害輸送の種別

- ① 貨物自動車、乗合自動車等の車両によるもの
- ② 航空機によるもの
- ③ 労務者によるもの

(2) 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は概ね次の方法による。

① 確保の順位

自動車等の確保借上げは概ね次の順序による。

- ア 市所有車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 民間所有の車両等
- エ その他自家用車両等

② 自動車の調達方法

原則として市所有車両による。不足するときは外部より調達する。

(3) 市所有車両一覧表 (資料編 表-38 P54)

(4) 調達燃料(市内給油所) (資料編 表-39 P55)

(5) 空中輸送

一般交通の途絶に伴って地域が孤立した際、被災者の移送や食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送のために空中輸送が必要なときは、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるとともに、離発着が可能であれば自衛隊派遣要請計画に基づき要請を行う。

(6) 労務者等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送する。輸送のための労力の確保は、労務供給計画の定めるところによる。

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

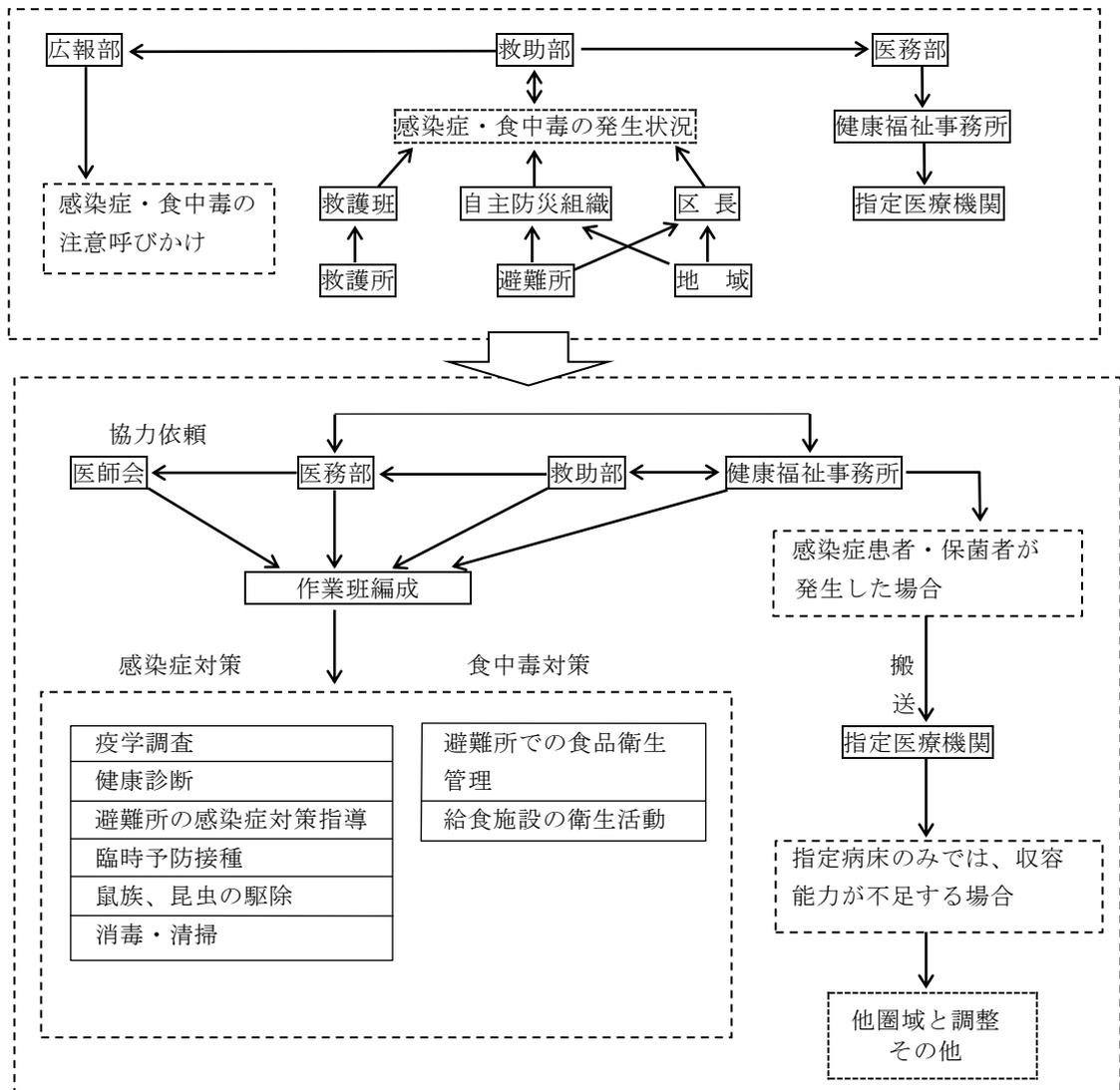
- ① 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- ② 医療・助産における対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ③ 罹災者の救出のための対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ④ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑤ 飲料水の供給のための輸送
- ⑥ 救助物資の輸送
- ⑦ 遺体の捜索及び処理のための輸送
- ⑧ 埋葬のための輸送
- ⑨ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続き等

- ① 災害対策本部総務部が、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 災害対策本部総務部は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ③ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもって充てる。
- ④ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

第16節 感染症対策・保健衛生計画

感染症対策計画は、被災地に発生する感染症・食中毒等の予防を図るため作成する計画とし、概ね次の事項について定める。



1 実施担当機関

加東健康福祉事務所及び災害対策本部救助部が担当する。

2 感染症対策・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ① 救助部長は、医務部からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
- ② 災害発生時は、速やかに被害状況報告書により加東健康福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。
- ③ 感染症が発生したときは、医務部より加東健康福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
- ④ 救助部は作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動は食品・飲料水の衛生管理及びトイレの消毒・清掃、避難所の清掃等とする。
- ⑤ 各作業班の要請により広報班に市民への広報を依頼する。

(2) 感染症対策・保健衛生業務の実施方法

① 感染症対策

ア 感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じ健康診断を実施する。

イ 避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。

ウ 臨時予防接種の実施

災害状況被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。

エ 消毒方法及び清潔方法

以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

(ア) 感染症が発生したとき。

(イ) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。

(ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。

(エ) 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。

(オ) 鼠族、昆虫が大量に発生したとき。

(カ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

オ 鼠族及び昆虫等の駆除（エの消毒及び清潔実施の際、併せて行う。）

カ 患者に対する措置

被災地において感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに加東健康福祉事務所長に通報する。

② 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

③ 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえて罹災者に対し衛生指導を行う。

④ 消毒用の薬剤・器具の配布

ア 避難所収容被災者及び被災地域住民に対して、消毒用の薬剤・器具を配布し、定期的に点検補充をするとともに、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗い励行等を指導する。

また、消毒薬を使用する手洗い方法等を例示したポスター等をトイレ付近に掲示するとともに、適宜指導する。

イ 冬季は、風邪等の呼吸器系疾患の防止のため、うがい薬、マスク、保温用具等を配布し、感染予防を指導する。

3 災害感染症対策完了後の措置

(1) 災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各町区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を加東健康福祉事務所長に提出する。

① 被災状況

② 感染症対策活動状況

③ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

④ 鼠族昆虫等の駆除に関する書類

⑤ 家庭用水の供給に関する書類

⑥ 感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること。）

⑦ 感染症対策経費所要額及び関係書類

(2) 災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

4 感染症対策・保健衛生業務に必要な資器材

災害対策本部衛生部において対応する。

- (1) 備蓄資材 (資料編 表-34 P52)
- (2) 調達資材 (資料編 表-35 P52)

第17節 障害物の除去計画

生活上・救出・運送輸送を円滑にするため、被災地の建物等の倒壊・破損・消失等に加え、窓ガラス・屋根瓦等の落下物や倒木・自動販売機等の倒壊物等の除去に関する計画である。

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法の適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

(2) 除去すべき対象

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- ③ 半壊又は床上浸水した住家
- ④ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

① 災害救助法適用前

本部長（市長）が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設部に命じて、関係部局、建設業協会の協力を得て作業班を編成して実施する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

イ 除去作業は市が保有する器具・機械を使用して市が行う。

ウ 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、近接市長からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、1世帯当たり要する限度額は災害救助法の定めるところによる。

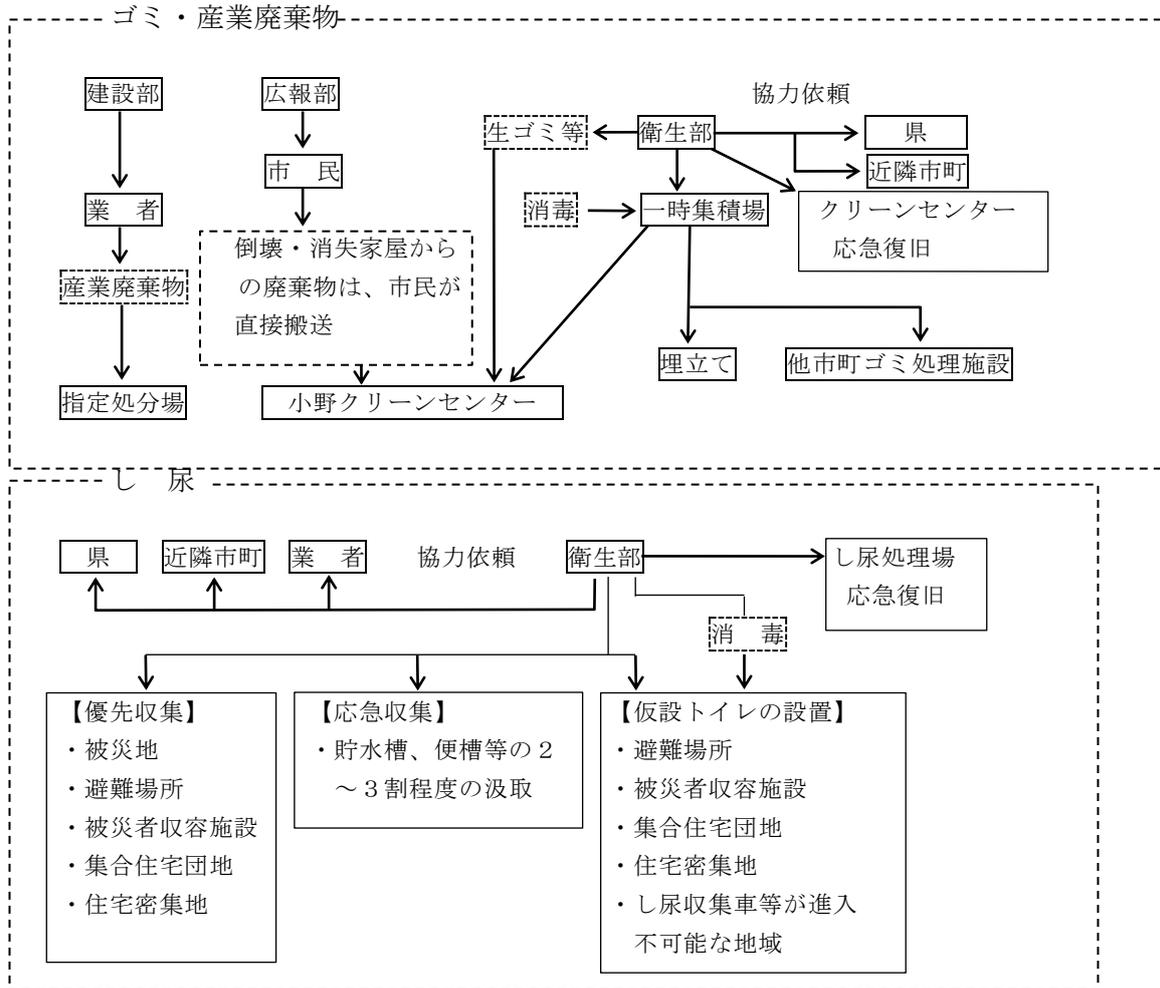
オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

2 河川関係障害物の除去

建設部は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係部局、関係機関及び建設業協会と協力して実施する。

第18節 廃棄物処理計画

この計画は、災害により発生したゴミ及び浸水等により処理量の増加したし尿を迅速確実に収集処理し、もって環境衛生の万全を期するための計画である。



1 実施責任者

被災地域の廃棄物処理計画及びその実施は、市長が行う。

2 処理能力

種 類	1日最大処理能力
塵芥（燃えるゴミ）	165 t
し尿（生し尿）	12 kℓ（受入 39kℓ）

3 ガレキの処理

(1) ガレキ処理体制の確立

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性について把握するとともに、ガレキ処理に長時間を要すると思われる場合は、十分な仮置場を確保することとする。
- ② 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。
- ③ 市は、近隣市町等の応援のみでは最終処分場までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府縣市町村による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）

ひょうご環境創造協会の活用及び、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

(2) 処理体制の確立

① ガレキの仮置場

災害の発生により短期間でのガレキ処理が困難な場合は、ガレキの仮置場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体量を把握することとする。

③ 撤去作業

市は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

4 ゴミの処理

(1) ゴミ処理体制の確立

① ゴミ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 作業が効果的に行われるよう現有人員器材を投入し、なお不足の場合は、人員器材等の借り上げにより迅速に収集させる。

③ 市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。

④ 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

(2) 第一次処理体制の確立

① ゴミの一時集積

災害の発生により短期間でのゴミの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ゴミの一時集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意し、各所管と協議した上で定める。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

ア 他の応急対策に支障にならない場所

イ 環境衛生に支障がない場所

ウ 搬入に便利な場所

エ 後に行う焼却、埋立て等の処理に便利な場所

(3) ゴミの搬送方法

ゴミの搬送方法は、衛生部が作業計画を策定し決定するが、原則として以下のとおり行う。

① 生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における感染症対策上、特に早急に収集されることが望ましいことから、衛生部は業者・近接市町等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、ゴミ焼却場へ搬送し焼却処理する。

② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、衛生部が直営及び業者・近隣市町の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。

③ 倒壊家屋からの廃物、消失家屋の焼け残り等については、市民に対し直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、広報班に要請し市の広報により行う。

④ 収集できずに道路、空き地に置かれたゴミについては、定期的に消毒する。

(4) 第二次処理対策の実施

ゴミの処分は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行う。建築物等解体廃棄物については、資源の再利用を積極的に図る。

- (5) 災害時における石綿飛散防止
撤去・解体に伴い有害物質である石綿が空気中に飛散する可能性が大きいと予測される場合、その取扱いについては、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (<http://www.env.go.jp/press/files/JP/107156.pdf>)」に準ずるものとする。

- (6) 文化財の取り扱いについて
近隣に被災した文化財等がある場合、ゴミの一時集積場等に文化財等の集積場を設ける。

5 し尿の処理

- (1) し尿処理体制の確立

「ゴミ処理体制の確立」に準じて実施する。

- (2) 収集方法

- ① し尿収集については、被災地域、避難場所・被災者収容施設、集合住宅団地、住宅密集地を優先して行う。
② 被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等の内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能とする方法をとる。

- (3) 処理方法

- ① し尿処理は、能力以内でし尿処理施設により処理する。特に、甚大な被害を受け、処分に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態の処分にあたる。
② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。

- (4) 仮設トイレ等の設置

- ① 公衆トイレの補修・復旧はもとより、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、調達により貯留式仮設トイレを設置し対応する。
② 設置の箇所は、汲取処理地域及び浄化槽と下水道の使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。
ア 避難場所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
イ その他被災者を収容する施設
ウ 集合住宅団地
エ 住宅密集地
③ 期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。
④ し尿運搬車等の進入不可能な地域については、仮設トイレを設置するとともに、十分な消毒を実施する。

6 応急清掃の実施

災害の実情に応じ、必要と認められる場合においては、廃棄物処理業者に依頼する。

7 運搬車両台数（市保有車両）

- (1) ダンプカー 7台
(2) ゴミ収集車 3台
(3) し尿収集車 1台
(4) 油圧ショベル 1台
(5) フォークリフト 1台
(6) ホイルローダー 1台

8 し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者（資料編 表-36 P53）

第19節 市民生活安定のための緊急措置計画

第1 災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するための計画である。

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年加西市条例第8号）」に基づき災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

- 1 対象災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象
- 2 対象者
災害により被害を受けた当時、加西市の区域内に住所を有した者
- 3 概要（資料編 表-31 P47）

第2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

- 1 対象世帯
自然災害によりその居住する住家が全壊した世帯（その他これと同等の被害を受けたと認められるもの）又は大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯）
- 2 適用災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
 - (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
 - (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
 - (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
 - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- 3 概要（資料編 表-32 P51）

第3 農林漁業関係対策

- 1 融資の種類
県・市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。なお、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、日本政策金融公庫資金については日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ申し込むこととなっている。
 - (1) 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資
 - (2) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・共同利用施設）復旧資金融資（日本政策金融公庫）
 - (3) 県単独資金による資金融資（豊かな村づくり資金）
- 2 農業災害補償共済金の支払いの促進
農業保険法に基づく農業共済について、災害時に市及び農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置する。

第4 中小企業関係対策

県・市は、災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧を促進し、経営力の早期回復・安定を図るため、政府系金融機関等に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 日本政策金融公庫による資金融資（一般貸付）
- 2 商工組合中央金庫による資金融資

第5 災害義援金品募集配布計画

被災者、被災施設その他に対する義援金品の募集、配分は関係機関と協力のもとに行う。

1 加西市の募集について

(1) 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、次の関係機関が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

- ① 加西市
- ② 加西商工会議所
- ③ 加西市区長会
- ④ 加西市シニアクラブ連合会
- ⑤ 加西市連合婦人会
- ⑥ 加西市記者クラブ（日刊・地方紙）
- ⑦ 日本赤十字社兵庫県支部加西市地区
- ⑧ その他

(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、総務部が市指定金融機関への一時預託により、保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、総務部が市役所内を一時保管場所として保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。

(3) 配分について

義援金品の配分については、次により実施する。

① 配分方法

- ア 義援金品の配分計画は、被害状況の確定後、上記関係機関と協議の上、本部長が決定する。
- イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として、総務部が立案する。
- ウ 応急対策上現に不足している物資で、義援品の内、直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。
- エ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ、自治会若しくは自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

② 被災者に対する伝達方法

上記関係機関に協力を要請し、災害広報計画に準じて実施する。

(4) 自主的に送付された義援金品について

- ① 自主的に送付された義援金品の配分についても前項に準じて処理する。
 - ② 寄託者が配分先を指定した義援金品については、取り扱ったそれぞれの機関で処理する。
- (5) 災害義援金品の募集、配分に関する庶務事務は、市において行う。
- (6) 義援金品の募集、配分に要する事務費負担については、その都度関係機関で協議する。

2 地域の募集について

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、兵庫県に依頼のもと、下記機関に協力し募集を行う。

- (1) 日本赤十字社兵庫県支部
- (2) 兵庫県
- (3) 神戸市
- (4) 兵庫県市長会
- (5) 兵庫県町村会
- (6) 兵庫県商工会議所連合会
- (7) 兵庫県商工会連合会
- (8) 神戸新聞厚生事業団
- (9) NHK神戸放送局
- (10) 株式会社ラジオ関西
- (11) 株式会社サンテレビジョン
- (12) 兵庫エフエム放送株式会社

第6 被災者の生活確保計画

1 職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、市は離職者の把握に努め、被災状況を勘案の上、被災地域を所管する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し迅速に県に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 税等の徴収猶予及び減免

(1) 市税等

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により納税期限を延長する。

ア 災害が広範囲に発生し、市長が特に必要と認める場合においては、適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合は、災害が収まった後、被災納税義務者等の申請があったときは、市長が納税期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免

市長が特に必要と認める場合、被災した納税（納付）義務者に対して、次の各税目等の減免を行う。

ア 個人及び法人の市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ 固定資産税・都市計画税

災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行う。

ウ 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

エ 国民健康保険税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

オ 保育料等

被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 介護保険

被災した納付義務者の状況に応じて特例措置を講じる。

- ① 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1か月）の周知（介護保険法第28条）
- ② 給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、60条）
- ③ 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第12条、13条）

(3) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

(4) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「広報計画」により行う。また、本部廃止後においては、「広報かさい」若しくはチラシの配布等により行う。

3 郵便物の特別取扱い等

天災その他非常の災害があった場合において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、災害の態様、公衆の被災の実情に応じて、次の(1)に掲げるほか、「災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書」に基づき、加西市内郵便局と次の(2)～(5)に掲げることについて、必要が生じた場合には相互に協力を要請し、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

① 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条）

② 郵便葉書等の無償交付

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条の2）

③ 利用の制限又は業務の停止

会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。（郵便法第6条）

(2) 被災市民の情報等についての相互提供等

被災市民の避難先及び被災状況の情報について相互提供するとともに、高齢者及び障がい者など要配慮者についての情報及び対応に関する相互協力を行う。

(3) 所管施設及び用地の相互提供

(4) 災害情報に係る広報等の提出

(5) その他(1)～(4)に掲げるもののほか必要な事項（資料編 表-44 P64）

4 NHK

(1) 災害救助法に基づき被災者の受信料免除

(2) 状況により避難所へ受信機を貸与

第7 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅共済制度の趣旨をふまえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動と併せて、共済への加入広報活動に努める。

概要 （資料編 表-33 P52）

第20節 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

（被災者台帳に記載する事項）

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合はその旨及び日時
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

- (1) 担当部署 交付事務は、協力部が担当する。
- (2) 発行の手続き
- (3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

① 住家

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

② 人

死者、行方不明者、重傷者、軽傷者

(4) その他

罹災証明書に必要な証明手数料について、市長が災害の規模・態様により特に必要と認めた場合は徴収しない。

- (5) 様式 （資料編 表-40 P56）

第 2 1 節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するための計画である。

1 激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われることとなる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は市長からの報告内容により、必要と認められたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第 1 に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の 2 つの指定基準がある。

- (1) 激甚災害指定基準（資料編 表－41 P57）
- (2) 局地激甚災害規定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため基準を定めている。（資料編 表－42 P59）

4 特別財政援助

(1) 交付手続き

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他財政援助及び助成

(2) 国の財政援助の概要

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は概ね資料編（表－43 P61）のとおりである。

第 2 2 節 二次災害防止計画

風水害により二次災害の発生のおそれのある場合については、本計画により防止対策を実施する。

第 1 公共土木施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、地震（土砂）による被害箇所及び道路、河川の被害箇所について、重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、応急復旧工事等緊急対策を実施するとともに、危険箇所を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第 2 農林産業施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、ため池危険箇所、農業土木施設、森林等の被害箇所について重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、補強、補修等応急対策を実施するとともに、危険箇所及び被害状況を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第 3 建築物の二次災害防止対策

1 応急危険度判定士派遣要請

風水害発生後の被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定実施の必要性があると認めた場合は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査票」を使用し、原則として外観目視で判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付するものとする。

第 2 3 節 要配慮者支援対策

第 1 高齢者、障がい者等の支援

1 要配慮者支援班の設置

市（救助部）は、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「要配慮者支援班」を救助部の中に設置する。

2 情報提供

市（救助部）は、県と協力し、高齢者・障がい者等要配慮者（避難行動要支援者）に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート

自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、福祉ボランティア等

(2) 伝達手段

かさいライフナビ、広報誌、広報車、かさい防災ネット、インターネット、FAX、口頭伝達等

3 避難対策

市（救助部、消防団）は、要配慮者支援班を中心に自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団の協力のもと、次の支援を行う。

- (1) 名簿等の活用により、居宅に取り残された要配慮者（避難行動要支援者）の迅速な救助を行う。
- (2) 地域住民と協力して、要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導に努める。
- (3) 避難所等に避難した要配慮者（避難行動要支援者）を把握し、ニーズ調査を行う。
- (4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った社会福祉施設への一時入所を進める。入所先（受け入れ先）への搬送に当たって、市有車両で対応できない場合は県や福祉関係機関に要請する。

4 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織、民生児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者（避難行動要支援者）の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者（避難行動要支援者）の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築するよう努める。

(4) 避難所の確保

市は、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市は、避難所等において要配慮者（避難行動要支援者）用の窓口を設け、要配慮者（避難行動要支援者）の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者（避難行動要支援者）のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 すまい支援

市（救助部、建設部、上下水道部、衛生部）は、次の措置を講じる。

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り高齢者、障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

- (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。
- 6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置
市（救助部）は、次の措置を講じる。
- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第2 外国人への情報伝達等

市（広報部）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人の被災情報の把握に努めるとともに、かさいライフナビ、かさい防災ネット等を活用し外国語による緊急情報の提供に努める。

【資料】要配慮者施設一覧

1 老人福祉施設等

区分	施設名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	加西の里	段下町 848-14	48-2552
	春夏秋冬	坂本町 1027-5	48-8888
	第二サルビア荘	国正町 1931-2	45-1801
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	なごやか	下宮木町 512	49-0081
介護老人保健施設	加西白寿苑	北条町東高室 1231-1	43-9800
	加西ニアコミュニティ	中西町 616-1	48-8190
介護医療院	米田病院介護医療院	尾崎町 10-1	48-3591
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	銀の鈴	畑町 2289-59	43-7001
	第二銀の鈴	畑町 46-1	43-0821
	しらゆりの家	北条町東高室 1231-1	43-9804
	なごやか	下宮木町 576	49-0080
	加西の里認知症老人介護事業所	段下町 848-14	48-2552
特定施設・軽費老人ホーム	香楽園	鶉野町 1750	49-2900
小規模多機能型居宅介護	第二銀の鈴	畑町 46-1	43-0721
	なの花かさい	鎮岩町 482-1	46-1787
	なの花たかむろ	北条町東高室 933-1	35-8088
	どっこいしょ	若井町 1001-1	44-8010
	ひとやすみ	別府町甲 2353-1	47-2228
看護小規模多機能型居宅介護	えんじゅ	三口町 1257-3	48-8885

2 障がい者関連施設

区分	施設名	所在地	電話番号
障がい者支援施設	ナーシングピア加西	国正町 1402-1	45-0688
	希望の郷	野条町 86-93	48-2521
重症心身障害児(者)施設	医療福祉センターきずな	若井町 83-31	44-2881
共同生活援助施設 (グループホーム)	大空	鶉野町 1132-18	21-9028
	なごみ	北条町西高室 592-47	48-2521
多機能型障がい福祉サ- ビス事業所	市立善防園	西笠原町 172-142	48-3999
	ワークらんど加西	北条町横尾 1237	43-1600
生活介護事業所	クランベリー	殿原町 71-11	44-2524

第24節 被災者支援のための情報の収集・活用計画

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める

- 1 市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- 2 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- 3 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害の発生により被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について計画する。

- 1 公共土木施設復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設復旧事業計画
- 2 農林産業施設復旧事業計画
- 3 上下水道災害復旧事業計画
- 4 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧計画
- 7 病院、診療所等災害復旧計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第5章 災害復興計画

第1節 組織の設置

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織をして復興本部を設置する。なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第2節 復興計画の策定

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の、一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するために策定する復興計画の、基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

- (1) 市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。
- (2) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模市街により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (3) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。

3 復興計画の策定

計画策定に当たっては、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

- (1) 生活復興
- (2) 住宅復興
- (3) 都市基盤復興
- (4) 産業復興